

松本歯科大学
自己点検・評価報告書2011

平成24（2012）年10月
松本歯科大学

序 文

松本歯科大学長

矢ヶ崎 雅

松本歯科大学の「自己点検・評価報告書 2011」が刊行されましたので皆様のご閲覧をいただき、ご批判とご指導をいただければ幸いです。

本学では、1977年7月の自己点検・評価委員会の発以後、教育、研究、診療など多岐にわたる日々の実践について、たゆみなく点検と評価を続け、業務内容の改善・向上に励んできました。本報告書はそうした活動を定期的に総括したもので、本学においては1997年版、2000年版、2004年版、2008年版に続く第5冊目であります。

2010年4月には本学の創立者矢ヶ崎康博士の逝去という痛恨の事態がありましたが、今回の作業においても、これまでと同様に博士が高く掲げた「建学の理念」を基本として取組が進められました。前回の点検・評価を通じて指摘された問題点について、その後の状況の変化も加えた新たな視点から検討を加え、より一層の改善・向上に繋げるようにさまざまな努力がなされました。

さらに、こうした自己点検・評価が自己満足的なものとならないようにとの自戒をもこめて、2008年度には財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を求めました。厳正にして詳細な審査の結果、2009年3月24日付で同機構が定める大学設置基準を満たしているとの認定を受けることができた次第です。この認定期間は7年間（2008年4月1日～2015年3月31日）となっているので、その後も継続して認定されるように精進していきたいと考えています。

前版発行以降のここ数年間には、特待生制度の創設など教育面での努力による学生の質の向上、文部科学省の科学研究費補助金の採択対象となる研究がこの分野での研究施設のトップグループとなったことに象徴されるような研究面での発展、さらに新病院棟の新築と内科や眼科の開設などによる地域医療・専門医療の充実など、各方面で大きな成果が見られるようになってきています。しかしその反面では、歯学部や衛生学院の志願者数の急激な減少、学納金の減少による財政面での困難など、重大な問題点が少なからず存在していることも指摘せざるを得ません。

本報告書を通じて、松本歯科大学の現状と問題点を的確に把握したうえで、さまざまな課題を解決して困難を乗り越えられる方策を考えることが必要であります。それなしには、本学のさらなる発展の展望は得られないと考えています。

目次

| | |
|--------------------------|-----|
| I. 松本歯科大学の沿革と現況 | 1 |
| II. 「基準」ごとの自己評価 | 3 |
| 基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 | 3 |
| 基準2 教育研究組織 | 8 |
| 基準3 教育課程 | 20 |
| 基準4 学生 | 39 |
| 基準5 教員 | 57 |
| 基準6 職員 | 70 |
| 基準7 管理運営 | 77 |
| 基準8 財務 | 88 |
| 基準9 教育研究環境 | 96 |
| 基準10 社会連携 | 109 |
| 基準11 社会的責務 | 117 |
| 基準12 病院 | 126 |

I. 松本歯科大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

| | |
|---------------|--|
| 1972年 1月 29日 | 学校法人松本歯科大学設置認可 |
| 1972年 1月 29日 | 松本歯科大学設置認可 |
| 1972年 2月 18日 | 本館竣工 |
| 1972年 4月 1日 | 松本歯科大学開学 |
| 1972年 4月 28日 | 桔梗ヶ原学生ハイツ（男子）竣工 |
| 1972年 6月 24日 | 松本歯科大学病院開設許可 |
| 1972年 6月 26日 | 松本歯科大学病院開設 |
| 1973年 3月 31日 | 桔梗ヶ原学生ハイツ（女子1～3）竣工 |
| 1974年 4月 28日 | 体育館竣工 |
| 1975年 8月 30日 | 実習館竣工 |
| 1976年 2月 4日 | 歯科衛生士養成所指定 |
| 1976年 7月 31日 | 講義館竣工 |
| 1977年 3月 9日 | 専修学校松本歯科大学衛生学院設置認可 |
| 1977年 4月 1日 | 専修学校松本歯科大学衛生学院開校 |
| 1977年 4月 9日 | 歯科技工士養成所指定、専修学校松本歯科大学衛生学院に 歯科技工士科を開設 |
| 1977年 12月 1日 | 本部館竣工 |
| 1989年 11月 1日 | 総合歯科医学研究所・生体材料開発部門を開設 |
| 1991年 10月 1日 | 総合歯科医学研究所に顎・口腔形態機能研究部門を併設 |
| 2002年 4月 1日 | 総合歯科医学研究所を3部門（硬組織疾患制御再建学部門、 顎口腔機能制御学部門、健康増進口腔科学部門）に改組 |
| 2002年 12月 10日 | 創立30年記念棟竣工 |
| 2002年 12月 19日 | 松本歯科大学大学院設置認可 |
| 2003年 4月 1日 | 松本歯科大学大学院歯学独立研究科開校 |
| 2003年 4月 15日 | ハイテクセンター竣工 |
| 2006年 3月 31日 | 専修学校松本歯科大学衛生学院歯科技工士科閉科 |
| 2006年 4月 6日 | Campus Inn（学生寮）第1期工事竣工 |
| 2007年 4月 6日 | Campus Inn（学生寮）第2期工事竣工 |
| 2008年 4月 15日 | 松本歯科大学新病院開院 |
| 2010年 4月 1日 | 専修学校松本歯科大学衛生学院の修業年限、収容定員、入 学定員等を変更 |

2. 本学の現況

大 学 名：松本歯科大学

所 在 地：長野県塩尻市広丘郷原 1780 番地

学部等の構成：松本歯科大学 歯学部歯学科

大学院歯学独立研究科 口腔疾患制御再建学専攻

併設する専修学校：松本歯科大学衛生学院 医療専門課程 歯科衛生士学科

○学生数

(2011年5月1日現在)

| 学部・学科 | 開設年度 | 入学定員 | 収容定員 | 学生数 |
|------------|-------|------|------|-----|
| 歯学部歯学科 | 1972年 | 120 | 720 | 446 |
| 大学院歯学独立研究科 | 2003年 | 18 | 72 | 76 |

○職員数

(2011年5月1日現在)

| | |
|-------|-----|
| 教育職員 | 124 |
| 医療職員 | 141 |
| 事務職員等 | 94 |

Ⅱ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1 の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1 の事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

松本歯科大学は、故・矢ヶ崎康先生によって 1972 年に設立され、2012 年に創立 40 周年を迎える。本学の基本理念は「建学の理念」であり下記のように定められている。

創立者矢ヶ崎康先生は、建学の理念とは「“大学の教育と研究と運営の精神”の源泉」であると述べられており、建学の理念は本学のすべての活動の精神的な源泉である。

建学の理念

佐久間象山、福沢諭吉両先生の学訓に従い
国手的精神に立脚し
教育と研究の有機的結合を強固にして大学の本質を常に究め
近代民主主義の本源的価値観と世界観を確立し
人間の尊厳を認識せしめつつ民主主義的人格を陶冶し
深遠な真理を追求しつつ科学思想昂揚の完璧を期するにある
過去より未来を通じての現代の世界史的位置を認識せしめ
偉大な人類の業績を讃えると共に
未来への方法と科学的展望を確立せしめる
教学一致の不断の研鑽と遠大な理想に基づき
輝ける高雅な環境の醸成につとめ
自治の尊厳を守り
芸術を尊び高度の情操を育成せしめる

創立者 矢ヶ崎 康

建学の理念の周知・公表については、下記の表 1-1 のとおり本学のホームページなどにより学内外に示されている。

さらに、本学の広報紙「Campus Today」には、2009 年 6 月の第 308 号まで、創立者矢ヶ

崎康先生の教育、社会、歴史などに対する考え方が毎号に連載（連載タイトル「視点」）され、建学の精神に基づいて現代社会を如何に考えるかについて見解が説かれていた。

特に、「Campus Today」2009年4月の第306号では、「校歌の練習について 一新入生諸君にお願い」と題して、建学の理念が詠いこまれている校歌について具体的にわかりやすく解説している。

建学の理念に基づく教育、そして社会平和の理念などが書き綴られた創立者矢ヶ崎康先生の上記連載の寄稿文を永く後生へ遺し学内外に広く示すため、書籍に編集し『視点』として2011年に刊行した。

表 1-1 「建学の理念」の周知・公表手段

| 対 象 | | 手 段 | 備 考 |
|--------------------|------|-----------|----------------|
| 学 内 | 全 体 | 大学手帳 | 毎年度はじめに配付 |
| | | 石碑 | 構内（本部館正面玄関）に設置 |
| | 職 員 | 職員イントラネット | 職員が常時閲覧できる |
| | | 学 生 | 学生イントラネット |
| | シラバス | | 毎年度はじめに配付 |
| 学 外 (受験生、父母、社会) | | 本学ホームページ | |
| | | 大学パンフレット | |

(2) 1-1の自己評価

建学の理念を学外へ示す方法としては、本学ホームページ及び大学パンフレットにより周知を図っている。本学ホームページでは、英訳された建学の理念も掲載しており広く国外にも周知している。また、中国語、韓国語の大学パンフレットも作成し留学を目指す学生たちにも周知している。周知する方法としては十分といえる。

学内では、学生に対してはオリエンテーションや授業、職員に対しては新入職員研修を通じて建学の理念の理解度を深めるための取り組みを実施している。今後の課題としては、その理解度を測り本学の建学の理念をより深く理解させるための方策の検討が必要である。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の理念に基づく本学の特色を生かした教育の実現のため、学生及び教職員に対し、また、本学の受験を考えている生徒とその父母や在学生など関係者に対し、広く本学の建学の理念を示し、理解を得ることが引続き重要であると考えます。

特に、学生に対しては入学時のオリエンテーションや第1学年の「入門歯科医学」の授業評価などを通じて建学の理念の理解度を調査し、その分析結果に応じて授業内容・方法等の見直しを試みながらより深く理解させるための方策を検討する。また、職員に対しては、新入職員研修において建学の理念、建学の歴史の解説を引続き堅持する。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《 1-2の視点 》

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められ

ているか。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 1-2 の事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学では、建学の理念を実現すべく、「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という創立者の教育方針をモットーとし、大学の目的として「松本歯科大学学則」第1条において、「松本歯科大学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに従い、建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材を育成し、もって国民の保健、医療、福祉に貢献しつつ、社会の発展と国際文化の向上を図ることを目的とする」と定めている。

この目的を達成するために「松本歯科大学学則」第4条において表1-2に示す5項目の教育目標を掲げている。

表1-2「教育目標」（「松本歯科大学学則」第4条）

本学は第1条に基づき、建学の理念を具現化し人間教育全体を教育目標とし、人間としての倫理に基づき先ず「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットーとし、学生が将来歯科医師として社会に貢献し、歯科医学の発展に寄与することができるように、次の5項目を達成することを目標として定める。

- (1) 歯科医師としての倫理に基づいて行動できる人間を育成する。
- (2) 生涯にわたって発展させるべき歯科医師として必要な基本的態度、習慣を身につけさせる。
- (3) 歯科医師となるために必要な基礎的知識と基本的技能を修得させる。
- (4) 歯科医学の問題を正しくとらえ、自然科学のみならず、社会科学的、人文科学的方法を総合して解決するための基本的な能力を修得させる。
- (5) 知識・技能・態度を自ら評価し、かつ自発的学習と修練によって、それらを向上し続ける習慣を身につけさせる。

大学院の目的については、「松本歯科大学大学院学則」第1条において「松本歯科大学大学院は、口腔生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。

さらに「松本歯科大学大学院学則」第5条においては、研究科の目的として「歯学独立研究科は、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成することを目的とする。」と定めている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

「松本歯科大学学則」及び「松本歯科大学大学院学則」は、学生及び教職員に毎年配付する手帳に掲載しており学内に周知を図っている。本学の使命・目的を具体的に示す「教育目標」（「松本歯科大学学則」第4条）は、手帳はもとより、学生に配付するシラバスに掲載しているほか、「学生イントラネット」及び「職員イントラネット」にも掲載して周知を図っている。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

本学ホームページ、学生募集要項及び大学パンフレット「MATSUMOTO DENTAL UNIVERSITY」には、建学の理念に基づき、本学の使命・目的を具体的に示す「教育目標」（「松本歯科大学学則」第4条）を掲載している。

大学院の目的及び研究科の目的は、本学ホームページに掲載している。また、大学パンフレットにおいては「21世紀の急速に変化する社会環境に柔軟に対応できる、豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・高度専門化した歯科医療職業人の養成を目指し」と研究科の目的に触れている。大学院を目指す受験生に対しては、大学院学生募集要項に、「松本歯科大学大学院学則」第5条に定める研究科の目的を記載している。

まとめると、大学の使命・目的は、表1-3のように学内へ周知し、学外に公表している。

表1-3 大学の使命・目的の周知・公表手段

| 対 象 | | 手 段 |
|-----|-----|-------------------|
| 学 内 | 全 体 | 大学手帳 |
| | 職 員 | 職員イントラネット |
| | 学 生 | シラバス 学生イントラネット |
| 学 外 | | 本学ホームページ |
| | | 大学パンフレット |
| | | 学生募集要項 |

(2) 1-2の自己評価

建学の精神に基づく本学の使命・目的及び教育目標は本学ホームページ、学生募集要項及び大学パンフレットに掲載し、学外への周知を行っている。また、中国語や韓国語の大学パンフレットを作成し、近年増加している本学を希望する海外からの留学生への周知も行っている。学内に対してもシラバス、大学手帳、イントラネット等を利用して周知している。

大学院の目的については、本学ホームページのほか、大学パンフレット、学生募集要項に掲載し、学内外に周知している。周知する方法としては十分といえる。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

建学の理念を実現するために策定した「大学の目的」、「教育目標」、「大学院の目的」及び「研究科の目的」については、建学から40年（大学院設置からは10年）を経過した今、もう一度その意味を深く理解して、建学の理念との関係を再確認する必要がある。そのため、学内に検討会等を設置して検討し、現状に照らして必要があれば修正する。

大学の使命・目的は、様々な手段で学内外に公表しており現状で問題はないが、情報伝達手段が多様化するなか、新しい方法も随時検討する。

[基準1の自己評価]

建学の理念をはじめとして大学の使命・目的は、明確に定められており、上記のように本学の多くの印刷物、ホームページに掲載され、公表も十分といえる。今後さらに本学に対する理解と共感を得るために、さまざまな媒体を介して周知を図るための方策を検討推進する必要がある。

[基準1の改善・向上方策（将来計画）]

建学の理念は時代を超えて不変であるが、これを実現するために策定した「大学の目的」、「教育目標」、「大学院の目的」及び「研究科の目的」は時代の変化に伴って修正する必要性が生じる可能性がある。建学から40年（大学院設置からは10年）を経過した今、建学の理念と大学の使命・目的を再確認するため、学内に検討会等を設置して検討し、現状に照らして必要があれば修正する。

学生や教職員に対して、創立者矢ヶ崎康先生が「Campus Today」の「視点」を通じて建学の理念に基づく教育について解説されていたが、2009年度に掲載終了となった。今後も継続して創立者の考えを伝え続けるための方策を検討する必要がある、そのため、建学の理念と同様に大学の使命・目的についても、大学の創立に携わった理事や当時から在職の教員による解説の場を設けるなど、学生や教職員への理解度を深める方策を検討する。

基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

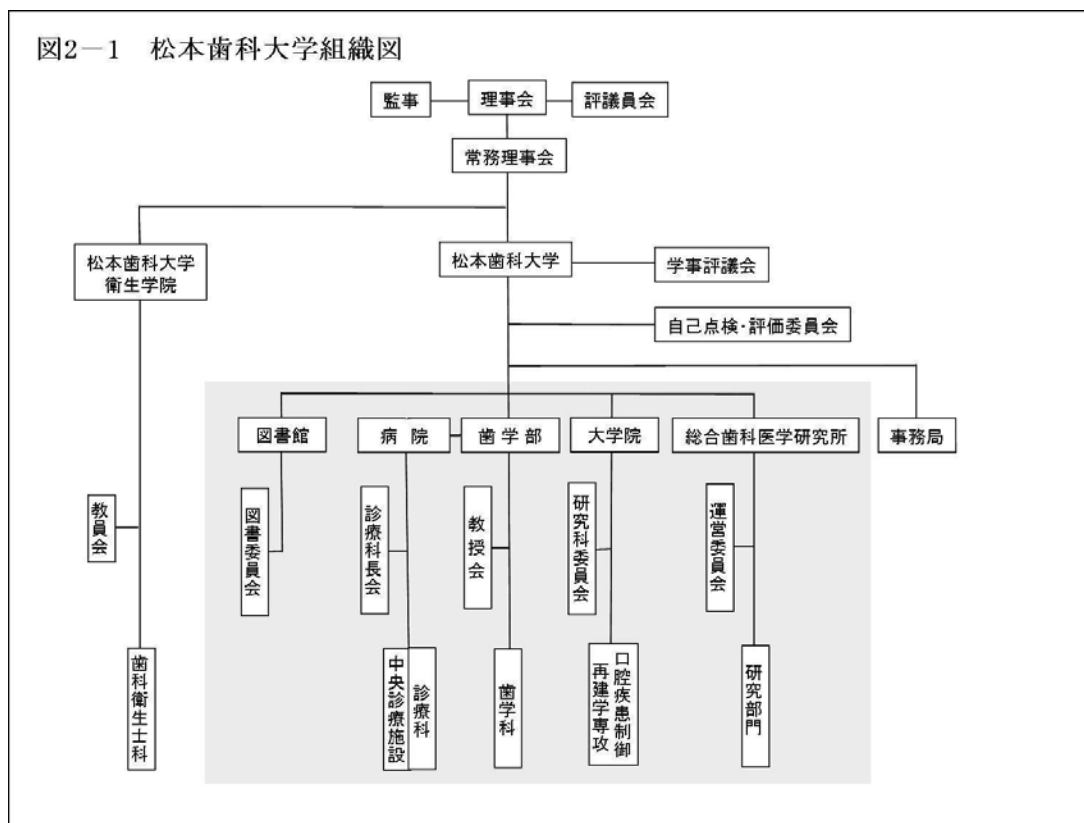
《2-1の視点》

- 2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、附属機関等の教育研究組織が適切な規模、構成を有しているか。
- 2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。
- 2-1-③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)「教育学習支援センターを、組織として明確に位置付け、学内に周知させることが望ましい」

(1) 2-1の事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、附属機関等の教育研究組織が適切な規模、構成を有しているか。

本学は、「松本歯科大学学則」第1条の目的を達成するため、歯学部（学則第3条）、附属病院（学則第65条）、図書館（学則第66条）、総合歯科医学研究所（学則第67条）



および大学院歯学独立研究科（学則第 68 条）を設置している（図 2-1）。また、各教育研究組織の概要は表 2-1 に示したとおりである。

歯学部は、19 講座（基礎 10 講座・臨床 9 講座）・9 教養科目からなる教育組織で構成されている（表 2-2）。また、2007 年から歯学部「教育学習支援センター」を新たに組織した。

表 2-1 各教育研究組織の概要

2011 年 5 月 1 日現在

| 教育研究組織 | 組織の長 審議機関 | 規 模 | | 人員(助教以上) | | |
|------------|----------------|----------------|------------------|------------|----|-----|
| | | | | 専任 | 兼任 | 兼任 |
| 歯学部 | 歯学部長 歯学部教授会 | 収容定員数 | 720 人 | 98 | 21 | 138 |
| | | 基礎講座数 | 10 講座 | | | |
| | | 臨床講座数 | 9 講座 | | | |
| | | 教養科目数 | 9 科目 | | | |
| | | 教育学習支援センター | | | | |
| 大学院歯学独立研究科 | 研究科長 研究科委員会 | 収容定員数 | 72 人 | 12 | 56 | 7 |
| 附属病院 | 病院長 診療科長会 | 診療科数 | 歯科 8 科 医科 2 科 | 2 | 16 | 4 |
| | | 病床数 | 31 床 | | | |
| | | チェアー数 | 108 台 | | | |
| | | 部門数 | 3 部門 | | | |
| 総合歯科医学研究所 | 研究所長 運営委員会 | ハイテクセンター(附属施設) | | 12 | 17 | 6 |
| 図書館 | 図書館長 図書委員会 | 蔵書数 | 16 万冊 | 7 (司書等) | | |
| | | 閲覧室等席数 | 198 席 | | | |

注 ①兼任：学内の他組織の専任教員が兼務 ②兼任：学外からの兼務者（非常勤）

教育学習支援センターでは、①初年次教育及び学習支援に関する事項、②教員の授業改善への支援に関する事項、③歯科医師国家試験対策の支援に関する事項、④Campus Inn の管理運営に関する事項、などを取り扱う（「松本歯科大学教育学習支援センター規程」第 3 条）。このセンターはセンター長ほか専任教員、兼務教員、事務職員からなる組織である。

表 2-2 松本歯科大学歯学部講座および教養科目構成

| 教養科目 | 基礎講座 | 臨床講座 |
|------|-------------|-------------|
| 経済学 | 口腔解剖学第 1 講座 | 歯科保存学第 1 講座 |
| 社会思想 | 口腔解剖学第 2 講座 | 歯科保存学第 2 講座 |
| 物理学 | 口腔生理学講座 | 歯科補綴学講座 |
| 化学 | 口腔生化学講座 | 口腔顎顔面外科学講座 |
| 生物学 | 口腔細菌学講座 | 歯科矯正学講座 |
| 英語 | 口腔病理学講座 | 歯科放射線学講座 |
| ドイツ語 | 歯科薬理学講座 | 小児歯科学講座 |
| 言語表現 | 歯科理工学講座 | 障害者歯科学講座 |
| 体育 | 口腔衛生学講座 | 歯科麻酔学講座 |
| | 社会歯科学講座 | |

附属病院である松本歯科大学病院は、2008 年 4 月、総合診療科や専門外来に加え、新たに内科と眼科を併設した新病院としてリニューアルした。

本学の図書館は 1,760 m²の施設内に 198 席を備え、図書約 16 万冊に加え多数の定期刊

行物や電子ジャーナルなどの資料を有している。

総合歯科医学研究所は、助教以上の専任教員は 17 人で、硬組織疾患制御再建学部門、顎口腔機能制御学部門および健康増進口腔科学部門の 3 研究部門から成る。各部門は、教授、准教授、講師、助教および助手の研究スタッフから構成され、大学院歯学独立研究科の基盤組織となっている。

大学院歯学独立研究科は、総合歯科医学研究所を基盤とした 1 研究科 1 専攻の博士課程である。研究所の 3 部門を中核とした 3 つの大講座に 13 のユニットを置き 68 人の大学院担当教員で構成されている。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

本学は、学部（1 学部 1 学科）、総合歯科医学研究所、大学院（1 研究科 1 専攻）に図書館と附属病院を備えた教育研究組織である。

各研究組織は表 2-3 の審議機関・規程により、それぞれの役割・機能を通じて、相互に緊密な連携を保持しながら本学の教育目的の実現に向け一体となり教育研究を行っている。

表 2-3 各教育研究組織の審議機関及び関連規程

| 組織 | 組織の長 | 審議機関 | 主な関連規程 |
|-----------|------|--------|--------------|
| 歯学部 | 歯学部長 | 歯学部教授会 | 歯学部教授会規程 |
| 総合歯科医学研究所 | 研究所長 | 運営委員会 | 総合歯科医学研究所規程 |
| 大学院 | 研究科長 | 研究科委員会 | 歯学独立研究科委員会規程 |
| 附属病院 | 病院長 | 診療科長会 | 病院診療科長会規程 |
| 図書館 | 図書館長 | 図書委員会 | 図書館規程 |

歯学部教授会は、「松本歯科大学歯学部教授会規程」第 2 条に従って歯学部に所属する全ての専任教授によって構成されている。

さらに、各組織の円滑な運営に必要な連絡、調整および協議を行うため、学長以下各組織の責任者である、歯学部長、大学院歯学独立研究科長、総合歯科医学研究所長、図書館長、病院長、事務局長を委員とする学事評議会が設置されている（「松本歯科大学学事評議会規程」第 1、2 条）。学事評議会は、月 1 回開催され、組織間の連絡調整、教育研究における全学的重要事項、理事会又は常務理事会からの付託事項等について協議を行っている。

2-1-③ 2008 年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見） 「教育学習支援センターを、組織として明確に位置付け、学内に周知させることが望ましい」

教育学習支援センターの活動に対する全学的な理解と協力体制が得られるためには、日常的な実績を積み重ねていくことが重要である。各教科目については、それぞれの担当者による授業改善によって教育効果の検討がなされている。しかしながら、多くの講義、実習を円滑に行っていく中で、新たな歯科医師像を目指した歯学教育のユニバーサル化、学生の多様化に対しても十分な対応を取るためには、各講座との連携を基盤とした支援体制

の確立が急務である。

本教育学習支援センターでは、1. 教育支援、授業改善に向けた事項の調査・分析、2. 教育学習支援環境に関する取り組み、などを主な活動とし、前者は授業アンケートの分析結果、あるいは Weekly Test 成績の個人資料としてフィードバックされ、授業改善などへの意義は増していると思われる。しかし、一方、後者は、学生による自発的な学習活動を行うための支援を大きな目標としているが、本学の e-Learning についてはコンテンツの充実を図ってはいるが活用状況はまだある範囲の学生に限られており、またイブニングサポートの学習相談指導件数（2010年度 11月－1月）は延べ90人と途上の段階である。

（2）2－1の自己評価

本学は、歯学部、附属病院、図書館、総合歯科医学研究所および大学院歯学独立研究科で構成されている。歯学部は19講座・9科目からなり、新設された教育学習支援センターには専任教員が配置され、適切な規模と構成である。特に、図書館の規模や蔵書数は、単科大学としては充実している。附属病院はこれまでの形態を改変した診療科や専門外来に加え、内科と眼科を併設した新病院であり、歯科医学教育や研究を遂行するための組織として十分な規模を有している。3部門からなる総合歯科医学研究所は、大学院歯学独立研究科の基盤組織でもあり、本学の研究組織の特徴的な組織と言える。学部講座の縦型の研究組織の壁を撤廃することで、各研究領域がゆるやかに結合し、学際的な研究の推進を可能にしている。さらに研究科の目的である創造性豊かな優れた研究者の養成、社会環境に柔軟に対応できる学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人の養成を図るための優れた組織形態である。

本学を構成する組織である歯学部、総合歯科医学研究所、大学院、図書館、附属病院は、各々に教授会、運営委員会、研究科委員会、診療科長会および図書委員会などの組織を具備しているので、各組織の独立性が担保された相互関連を保持している。一方、本学の歯学部の教授会は、すべての組織の専任教授から構成されているため、各組織間の相互連携が保たれている。さらに、学長以下各組織の責任者で構成された学事評議会が設置されているので、全学的な諸問題に関する協議や調整が容易であり、各組織が適切な関係を保持していると考えている。

（3）2－1の改善・向上方策（将来計画）

本学の歯学部、附属病院、図書館、総合歯科医学研究所および大学院歯学独立研究科から成る組織は、目的達成に十分な規模と構成であり、今後ともこの組織を維持していくことが最も重要である。各組織の独立性と強固な連携を担保するため、引き続き、学事評議会、教授会、研究科委員会および各種委員会の適切な運営を継続する。

2－2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2－2の視点》

2－2－① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2－2－② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

2－2－③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）

「教育体制上、教養部長と教務部長の連携・協力が期待される」

(1) 2-2の事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

【歯学部】

教養教育に対する従来の概念は大きく変化しており、本学では広義の教養教育を1年次と2年次に実施している。これには従来の教養教育に加えて「大学教育への円滑な移行を促す補完教育」「専門教育・歯科医学への導入教育」「豊かな教養と高い人格を育む人間力教育」が含まれる。中でも専門教育に必要となる基礎的学力の向上と学習姿勢を育む教育に重点を置き、教養教育の強化を図っている。

これらの教育は、教養科目（9科目）教員以外に、歯学部の基礎系講座や臨床系講座の教員あるいは総合歯科医学研究所の教員も担当し、教養部長が統括している。教養教育全体の計画や運営は学務委員会（「松本歯科大学学務委員会規程」）で行っている。

2006年度から新入生の全人的学習支援を行うための全寮制度（宿舎名 Campus Inn）が導入され、教育学習支援センターを中心とした指導体制を組んでいる。

【大学院】

大学院では教養教育に関する科目として、1年次に導入科目を4科目（「口腔疾患制御再建学研究論」および「医療・科学倫理学概論」については必修、「口腔生命科学研究方法論」および「口腔生命科学臨床応用論」については選択必修）配置している。

特に、「医療・科学倫理学概論」では、博士課程特有の教養教育として論文指導および医療統計に関する内容を含み、大学院担当教員が講義にあたっている。また、同科目では、研究者、高度専門職業人に必要な倫理教育および国際社会への対応を目指した英語講義を行っており、授業担当者には、3人の歯学部教養科目担当教員を配置している。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

【歯学部】

歯学部教育におけるカリキュラムの実施・運営は各科目の統括責任者が担い、教務部長がこれらを統括している。また、教養部長は学務委員会の委員として教養教育の全般に関する事項の協議や調整に参画する立場にある。学務委員会は歯学部長が議長を務め、教務部長が歯学部教育に関する諸事項に対して責任を負う体制が取られている。機関決定を要する事項については、学務委員会を経て教授会の審議に付されている。

【大学院】

導入科目を含めた博士課程における全てのカリキュラムを検討する委員会として、研究科カリキュラム委員会を置いている。研究科カリキュラム委員会では、現状の把握、問題点の整理等、博士課程におけるカリキュラムについて検討し、検討された事項は、研究科運営委員会に諮られた後に研究科委員会で審議、決定される。

2-2-③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）

「教育体制上、教養部長と教務部長の連携・協力が期待される」

教養部長と教務部長は学年会議を通じて、学生の学力や学習指導上の問題点を共有し認

識できている。これまでも教養科目の専門教員と基礎・臨床科目の教員が連携して教養教育を行っている。教養教育から専門教育への橋渡しをさらに円滑に行うためのカリキュラム立案についても検討している。今後、教養教育と専門教育のカリキュラム連携について定期的に協議する場が必要である。

また、最近の新入学生において留学生が増加しており、日本語教育と共に日々の学習支援がより一層必要である。そこで、教養部長の統括の下で、新設された対外交流関係室留学生課を中心として学事課、教育学習支援センターおよび入試広報室と協力し、留学生に対する十分なサポート体制の構築を目指している。

(2) 2-2の自己評価

【歯学部】

本学の教養教育は、教養科目の専任教員に加えて歯学部および総合歯科医学研究所の教員が担当している点はユニークで、幅広い教養教育の実施が可能な科目編成になっている。とりわけ、「入門歯科医学」「入門歯科医学実習」「オープンセミナー」など、一般教養科目と歯科医学との融合を目的とした教養科目が編成されている。これらを統括するために教養部長が置かれ、さらに教養部長と教務部長が出席する学務委員会が運営組織として整備されているので、教養教育全般に関わる情報の共有化と対応については統一化が図られている。

教養教育が教養科目の専任教員以外の多様な教員組織で実施されている特殊な組織形態であるが、初年次教育を統括する教養部長、歯学部全般にわたる教育を統括する教務部長、そして学務委員会を統括する学長など、各階層に応じた責任体制が適切に整備されている。

【大学院】

博士学位にふさわしい教養を修得させるため、導入科目では専攻分野以外の領域についても学ぶことができる科目が設定され、教養教育の充実が図られている。「医療・科学倫理学概論」では、論文作成や医療統計に関する講義については大学院担当教員を配置し、英語講義および倫理教育については、歯学部教養科目担当教員を配置することにより、大学が一体となって博士課程の教養教育に取り組んでいる。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

本学の教養教育は全学的な教員組織で展開されており、引き続き教養部長を核とした組織の適切な運営に努める。教養教育は時代背景とともに変遷を余儀なくされている。本学における教養教育を検証するために、学務委員会の下で教育学習支援センターや学事課を中心に学生の成績などのデータを継続的に分析している。また、カリキュラムに関するFD研修会を開催し、初年次教育カリキュラムに関する様ざまな意見の集約を図っている。

また、増加する留学生に対応するために、事務局に留学生課を新設し中国語や韓国語を話せる職員を配置した。留学生課は教育学習支援センターと協力しながら、留学生の語学教育および基礎学力強化に向けての対策を行っている段階である。前述のように、教養教育の責任体制も適切に取られている。今後も、新しい時代における教養教育の在り方を追

求しつつ教養部長を中心とした体制を維持する。

【大学院】

博士課程にふさわしい教養教育について、現状のカリキュラムを精査し、今後も研究科カリキュラム委員会を中心に検討を重ねていく。外国語の授業については、国際社会に対応できる英語能力の修得を目指していく。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

- 2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。
- 2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分機能しているか。
- 2-3-③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)「学生会などの組織がないため、学習者全体としての意見をどのように汲み取り、対応しているか明確でないので、体制を整備することが望ましい」

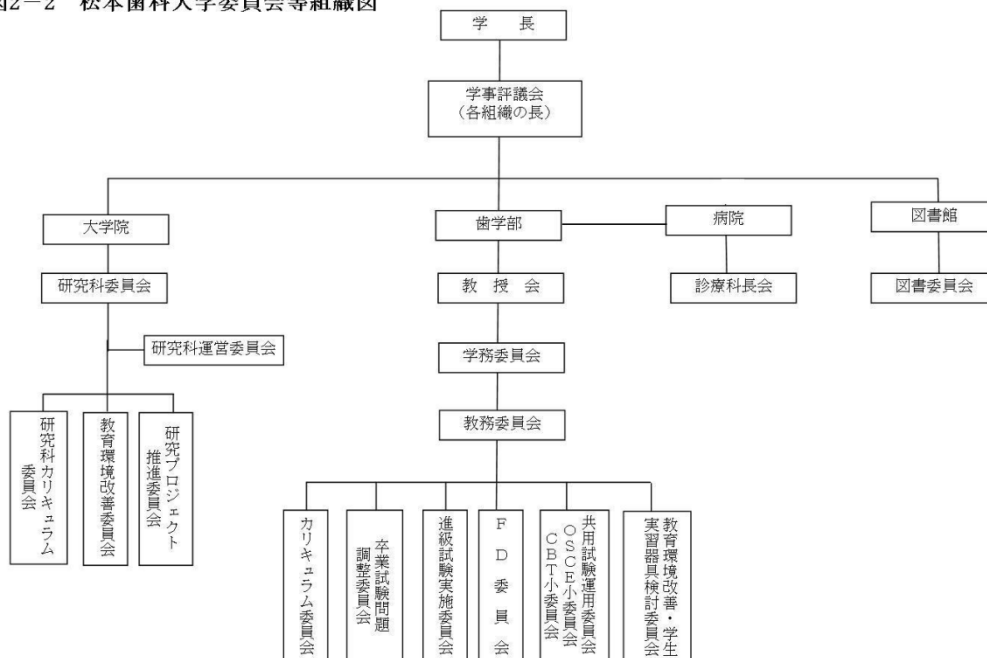
(1) 2-3の事実の説明(現状)

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

【歯学部】

本学の教育研究に関わる意思決定機関は、図2-2のとおりで、学務委員会、教授会および学事評議会によって階層的に整備されている。

図2-2 松本歯科大学委員会等組織図



学務委員会は、教授会の効率的な運営を進めるにあたり学長の諮問事項を協議、調整するために設けられている(「歯学部教授会規程」第7条)。委員は「松本歯科大学学務委員

会規程」第 2 条によって学長、副学長、歯学部長、病院長、事務局長および「その他学長が必要と認めた者」として教務部長、学生部長、教養部長で構成されている。

教育、研究、学生の厚生補導などに関するあらゆる事項の審議機関（学則第 11 条）として歯学部教授会が設置され、学長と歯学部の専任教授で構成されている（学則第 10 条、「松本歯科大学歯学部教授会規程」第 2 条）。

さらに本学の円滑な運営に必要な連絡、調整および協議を行う組織として学事評議会が設置され、学長以下各組織の責任者である歯学部長、大学院歯学独立研究科長、総合歯科医学研究所長、図書館長、病院長、事務局長で構成されている。

【大学院】

博士課程の教育研究に関わる意思決定機関は、図 2-2 の一部に示されているとおりである。教育研究に係る管理運営組織として、大学院歯学独立研究科委員会が置かれている。研究科委員会の構成員は、大学院を担当する専任の教授である。通常の研究科委員会は、研究指導教員の資格を有する准教授および講師も出席し、拡大委員会として開催している。

研究科委員会は、博士（歯学、臨床歯学、学術）の学位授与に係る事項など大学院歯学独立研究科固有の教育研究に関する事項を審議している。研究科委員会の運営を効率的に進めるにあたり、研究科運営委員会を設置し、研究科委員会の審議事項について、事前に協議している。研究科委員会の下には研究科運営委員会のほか、研究科カリキュラム委員会、教育環境改善委員会および研究プロジェクト推進委員会が置かれている。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分機能しているか。

【歯学部】

図 2-2 のとおり、学務委員会（現在、教務委員会を兼務）には専門委員会が設置され、教育目標を達成するためのカリキュラム編成を行うカリキュラム委員会、教育環境の整備や学生実習の円滑な遂行のための教育環境改善・学生実習器具検討委員会、共用試験運用委員会、進級試験実施委員会および卒業試験問題調整委員会（非公開）が置かれている。

学務委員会は毎月第 3 水曜日に開催され、学長の諮問事項や各種委員会から提出された案件を協議、調整し、教授会議題を確認している。学務委員会で協議、調整された事項は、毎月第 4 水曜日に開催される歯学部教授会で審議される。学生の授業アンケートの結果も学務委員会で解析され、教授会に提示、アンケートに対する各授業担当者からの回答を求めている。

なお、組織間の連絡調整、教育研究における全学的重要事項、理事会又は常務理事会からの付託事項については学事評議会連絡、調整および協議されている。

【大学院】

大学院学生の要求等に対応する方法として、学生相談室の設置やオフィスアワーを導入している。カリキュラム改善のため、大学院学生による授業評価を行い、研究科カリキュラム委員会および研究科運営委員会において検討し、研究科委員会で審議している。

大学院博士課程における授業、研究指導の内容および方法の改善を図るため、大学院として FD をこれまで 4 回にわたり実施している。

2-3-③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「学生会などの組織がないため、学習者全体としての意見をどのように汲み取り、対応しているか明確でないので、体制を整備することが望ましい」

本学では学生の意見を汲み取り、対応するため、年2回の三者面談に加え、各学年に学年主任、クラス主任(学年によっては副主任も)を配置して学生の意見を聞き取り、きめ細かく対応している。2010年度の各学年の対応は、以下のとおりであった。

○ 1 学年

- ・人間力、コミュニケーション能力の向上を目指して開講されている「学びへの歩み」という通年科目の時間に、学生、学年主任、クラス主任および数名の科目担当者が集まり、学生相互、学生と教員、教員相互の様々な意見交換を行った。
- ・この「学びへの歩み」では、個々の学生とクラス主任との毎週の意見交換の手段の一つとして、「振り返りシート」を用いている。このシートには、授業に関する意見、1週間の生活面や学習面での振り返り、次の週をどのような1週間にしたいかの希望、自由意見を書く欄が設けられており、ここに書かれたことに対して、クラス主任は自分の意見を添えて学生に返却している。

○ 2 学年

- ・毎週おこなわれる Weekly Test の結果を学年主任が集約し、必要に応じて個々の学生と面談して、指導と助言を与えている。この結果はクラス主任、必要に応じて科目担当者にも伝えられ、両者からもアドバイスと激励をする仕組みとなっている。
- ・この仕組みの中で、講義や学習環境などに対する学生の意見を集め、必要に応じて科目担当者にフィードバックしている。
- ・週に一度のクラス主任会議で、学生の健康状態や講義への出欠状況などの情報交換を行い、学生に対して素早い対応をとっている。

○ 3 学年

- ・三者面談、随時の二者面談、Weekly Test や定期試験が振るわない学生への面談を通して、学習上の問題点や個々の授業に対する要望などを汲み取った。
- ・学生からの要望や不満については、必要に応じて学年主任とクラス主任が集まって対応を考え、その結果を科目担当者に伝えて改善を促している。

○ 4 学年

- ・学生を6クラス(各約15人)に分け、学年主任1人、副主任5人で、個々の学生との相談・指導に当たっている。
- ・学生を中心とした学生集会を開催し、6クラスをさらに2つに分けて12班編成を行い、選出された学生代表を中心にして、学生の連絡網を作成した。これは緊急連絡に活用するほか、学生間の繋がりを密にすることも目的としている。

5 学年

- ・臨床実習の学年であることから、学生を1班8～12人の10班に分け、各班に1人のヘッドインストラクターを配して、臨床実習中の問題点の解決などに当たる。その様子は、毎月の定例ヘッドインストラクター会議で報告され、対応策を話し合っている。
- ・学生を中心とした学生委員会を組織化して、そこで出された学生からの意見をヘッドインストラクター会議で話し合い、その結果を学年集会で説明している。

○ 6 学年

- ・20～30人編成の班をつくり、それぞれ2人の教員がクラス主任、副主任として、月に約1回、学生の学習状況や要望を聴取して対応や指導を行っている。
- ・卒業準備委員会を組織し、学生全体のとりまとめ、学生と教員間の連絡に当たられた。講義内容への不満なども卒業準備委員会を通して教員へ伝わるようにした。
- ・クラス主任・副主任会議で、個々の学生の成績や出欠状況について話し合い、実施したプログラムの検討を行った。

また、学生による授業評価アンケートを行い、学生からの意見に対する教員側の回答（授業改善計画など）を、学生に開示している。今後は、1学年～6学年までの全体学年主任会議などを定期的に設け、学生全体の状況を把握し、対応を話し合う必要がある

（2）2－3の自己評価

【歯学部】

本学の教育研究に関わる意思決定機関は、学務委員会、教授会および学事評議会によって階層的に整備されている。学務委員会には専門委員会が設置され、カリキュラム編成などの教育目標達成に必要な事項の協議や調整が行われている。

【大学院】

大学院歯学独立研究科の博士の学位授与を含む教育研究に関する事項は、大学院歯学独立研究科委員会の審議事項となっており、適切に運営されている。研究科委員会の下の管理運営組織は適切に運営されているが、規程化されていない教育環境改善委員会と研究プロジェクト推進委員会については、規程の制定が必要である。より良いカリキュラムとするため、アンケートの実施や相談窓口の設置、オフィスアワーの導入等を行っており、大学院学生の要求に対応できるよう機能している。

（3）2－3の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

本学の意思決定機関である教務委員会、学務委員会、教授会および学事評議会の適切な運営に引き続き努める。

【大学院】

教育環境改善委員会、研究プロジェクト推進委員会の規程の制定に向けて引続き調査・検討を行い、より一層の教育環境の充実を図る。

【基準2の自己評価】

【歯学部】

本学は、教育目的を達成するために適切な規模の歯学部、附属病院、図書館、総合歯科医学研究所および大学院歯学独立研究科を備えている。また、教育学習支援センターも備え、充実した図書館や内科と眼科を併設した新病院など、歯科医学教育や研究を遂行するための組織として充実した組織である。新病院は、歯学部学生の臨床実習の場としてさらに臨床研修医の研修の場としての役割を機能的に十分に果たしている。今後は、昨今全国的に求められている「診療参加型臨床実習」としてのカリキュラムを本学においても独自に策定していく必要がある。

本学を構成する組織は教授会、運営委員会、研究科委員会、診療科長会および図書委員会などの組織を備え、独立性や良好な相互関係を担保している。

本学の教養教育は、教養科目の専任教員に加えて全学の教員が担当して実施しているため幅広い科目編成になっており、これを教養部長が統括している。そして、学務委員会が整備され、各々に適切な責任体制が確立されている。

本学の教育研究に関わる意思決定機関は、学務委員会、教授会および学事評議会によって階層的に整備され、教育目的や学習者の要求に対応可能な組織として機能している。

【大学院】

大学院歯学独立研究科については、大学院設置基準を上回る教員が配置され、教育研究上の目的を達成するために必要かつ十分な規模、構成となっている。大学院歯学独立研究科の講座は、3つの大講座で構成され、各研究領域がゆるやかに結合し学際的な研究の推進を可能としている。その組織のもと、創造性豊かな優れた研究者の養成、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人の養成を行っている。大学院の教育・研究の推進には、各組織が適切な関連性を保って行われており、各教員間の連携もこれに大きく寄与している。

大学院歯学独立研究科の教育研究に関する事項は、研究科委員会の審議事項となっており、適切に運営されている。カリキュラム改善のため、大学院学生による授業評価を行い、研究科カリキュラム委員会および研究科運営委員会において検討し、研究科委員会で審議しており、大学院学生の要求に対応できるよう機能している。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

歯学部、附属病院、図書館、総合歯科医学研究所および大学院歯学独立研究科から成る組織は本学の目標を達成するための組織として十分であるが、今後もその規模を維持していく。教育学習支援センターの役割や新病院の診療教育体制の改革も今後の課題である。各組織の独立性と有機的な連携を担保するための委員会、教授会および学事評議会の適切な運営を今後も継続する。

教養教育は時代背景とともに変容し、時代に即応した教養教育が求められている。本学においては、教養教育として、オープンセミナーを開講し、様々な分野をテーマとした学生主体の教養教育を実践している。入学時に行う教養科目の試験（プレイスメントテスト）の成績とその後の成績の推移などのデータを継続的に分析し、本学独自のカリキュラム策

定を目指して中長期的な計画を立案する。

本学の意思決定機関である学務委員会、教授会および学事評議会の適切な運営に引き続き努める。

松本歯科大学における教育の目的をさらに明確にするために、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、ディプロマポリシーを構築することが今後の将来計画として重要な必須課題である。

【大学院】

大学院歯学独立研究科の教育・研究に関して、今後も各組織レベルでより弾力的に連携し適切な関連を保ってゆく。

博士課程にふさわしい教養教育について、現状のカリキュラムを精査し、今後も研究科カリキュラム委員会を中心に検討を重ねていく。外国語の授業については、国際社会に対応できる英語の修得を目指していくための具体的なカリキュラムの作成を行う。

教育環境改善委員会と研究プロジェクト推進委員会の活動を強化することを目指す。海外からの留学生の大学院入学に対応するために、10月入学を可能にした。それに伴う大学院入学に関わる書類をすべて英文化した。今後は、留学生の高レベルの研究環境構築を目指したい。

基準 3. 教育課程

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3-1 の視点》

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。
- 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。
- 3-1-④ 2008 年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）
「Post Test, Weekly Test などの優れた学習支援に対して、継続的な利用状況の把握と効果の検証に基づく運営が望まれる。」

(1) 3-1 の事実の説明（現状）

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

【歯学部】

松本歯科大学の目的は、「松本歯科大学学則」第 1 条に以下とおり定められている。

「松本歯科大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の定めるところに従い、建学の理念に基づき、専門の学術を教授研究するとともに、豊かな教養と高い人格を備えた有為な人材を育成し、もって国民の保健、医療、福祉に貢献しつつ、社会の発展と国際文化の向上を図ることを目的とする。」

また、本学には建学の理念を具現化するために下記に示す教育目標が学則第 4 条に定められている。これは、人間教育全体を教育目標とし、「人間としての倫理に基づき先ず「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットーとし、学生が将来歯科医師として社会に貢献し、歯科医学の発展に寄与することができるように」（学則第 4 条）、学校教育法第 83 条にも準拠した 5 項目の教育目標であり、本学のディプロマ・ポリシーに相当する。

教育目標（学則第 4 条）

- (1) 歯科医師としての倫理に基づいて行動できる人間を育成する。
- (2) 生涯にわたって発展させるべき歯科医師として必要な基本的態度、習慣を身につけさせる。
- (3) 歯科医師となるために必要な基礎的知識と基本的技能を修得させる。
- (4) 歯科医学の問題を正しくとらえ、自然科学のみならず、社会科学的、人文科学的方

法を総合して解決するための基本的な能力を修得させる。

- (5) 知識・技能・態度を自ら評価し、かつ自発的学習と修練によって、それらを向上し続ける習慣を身につけさせる。

これらの目的と教育目標は松本歯科大学ホームページの大学案内に公開され、募集要項にも明記されている。

【大学院】

大学院歯学独立研究科の目的は、「松本歯科大学大学院学則」第5条に「歯学独立研究科は、創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に適応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成することを目的とする。」と規定し、シラバスおよび松本歯科大学ホームページの大学院案内に公表されている。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

【歯学部】

本学の5項目の教育目標を達成するため、いわゆる教養課程から専門課程へ円滑に移行する教育課程を編成している。1年次は教養教育に加え、コミュニケーション能力の醸成や人間性豊かな医療従事者の育成を目指して、体験学習などの導入教育の時期であり、歯科医学習得の準備を目標としている。2年次には人体の構造と機能を学ぶ基礎歯科医学を修得する課程である。3年次においては歯科疾患に関連した基礎歯科医学に加えて、臨床歯科医学が開始される。4年次ではより詳細な臨床歯科医学各論とともに、歯科医師となるための基礎的技術と態度を修得する臨床基礎実習を組み込んでいる。また、4年次終了時には共用試験(CBT・OSCE)により基本的知識と問題解決能力および基本的技能と基本的態度の評価を行っている。5年次はクリニカルクラークシップとしての臨床参加型臨床実習であり、臨床的知識の統合と整理・臨床上の基礎的事項の修得を目的としている。6年次は歯科基礎医学から臨床歯科医学にわたる総合歯科医学教育の課程である。

- 1年 : 教養教育と歯科医学習得の準備
- 2年 : 基礎歯科医学
- 3年 : 基礎歯科医学・臨床歯科医学総論
- 4年 : 臨床歯科医学各論、基礎・臨床総論復習
- ⇒ 共用試験(CBT・OSCE)
- 5年 : 臨床的知識の統合と整理・臨床上の基礎的事項の確認
- 6年 : 歯科医学の総合力強化
- ⇒ 国家試験

| | | | | | | |
|-----------------------|----|----|------|------|------|------|
| 教養教育 歯科医学習得 の準備 | 基礎 | 基礎 | 基礎復習 | 臨床復習 | 臨床講義 | 総合講義 |
| | | 臨床 | 臨床 | | 臨床実習 | |
| 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | | 5年 | 6年 |

【大学院】

大学院教育の基本編成方針としては、教育課程の中核となり専攻分野の研究に係る授業科目として、1年次には専攻する分野の入門講義、2年次には基礎データ収集・予備実験、3年次には本実験遂行・データ収集を行う。関連研究科目では、博士（歯学）・博士（学術）コース、博士（臨床歯学）コースにより、それぞれの基礎研究科目と臨床実習科目のいずれかを履修する。高年次専門科目では、研究のまとめと論文作成を行う。研究科の目的を達成すべく、豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成するカリキュラムを編成している。また、カリキュラムは英文化されており、国際社会への対応をも進めている。2012年度より、外国人留学生特別選抜に向けた英文の学生募集要項を作成した。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

【歯学部】

歯科医師を目指して入学した学生が自発的に学習する意欲を持つために、1年次には早期の動機づけを目的として、「入門歯科医学」「歯科医学史」を講義科目に取り入れている。また、義歯製作や保健医療施設見学などの歯科医療体験を目的とした「入門歯科医学実習」を実施しており、学生による授業アンケートにおいてもこの実習に対する評価は高い。さらに、人間力とコミュニケーション能力を高めるために小グループによる「学びへの歩み」を2009年度より開講し、歯科医療の現状、将来の歯科医師像などについてディスカッションやディベートにより歯科医師としての倫理観を育成している。オープンセミナーはproblem based learning (PBL) を目的としたセミナーであり、表3-1のとおり前期5科目、後期8科目を開講し、自主的な学習態度の育成を図っている。

表3-1 オープンセミナーの開講科目

| | | | |
|----|--------------------------|--------------------------|----------|
| 前期 | ①「経済学セミナー」 | ②「ドイツとドイツ語Ⅰ」 | |
| | ③「法則発見と問題解決の技法」 | ④「科学するところ」 | |
| | ⑤「留学生のためのアカデミック・ジャパニーズⅠ」 | | |
| 後期 | ①「細胞を観る」 | ②「社会思想セミナー」 | ③「脳を鍛える」 |
| | ④「Seminar in Music」 | ⑤「ドイツとドイツ語Ⅱ」 | ⑥「表現と効果」 |
| | ⑦「口と歯の不思議」 | ⑧「留学生のためのアカデミック・ジャパニーズⅡ」 | |

また、「入門歯科医学」に加えて、歯科医学修得の準備として「生命科学入門」「数物系科学入門」「基礎化学」「基礎生物学」「細胞生物学」「人体生物学」を開講している。

2年次の科目においても、「英語」「生理学」の講義は30名クラスで実施しており、「化学実験」「生物学実験」も少人数クラスを編成している。また、2年次は基礎歯科医学を学ぶ時期であるが、2010年度より「歯科医学への歩み」という臨床症例を題材として基礎歯科医学と臨床歯科医学との関連をチュートリアル形式で学ぶ授業を導入している。

3年次は基礎歯科医学の実習が行われるが、講義で得られた理論に基づく実習を編成し、学生が実習を通して確かな知識を身につけられるよう配慮している。また、「細菌学・口腔細菌学実習」「薬理学・歯科薬理学実習」「病理学・口腔病理学実習」「衛生学・口腔衛生学

実習」では少人数クラスで編成している。3年次には「全部床義歯学」「保存修復学」などの臨床歯科医学の講義が開始される。

4年次には臨床歯科医学各論と臨床系基礎実習が行われるが、臨床系基礎実習においてはティーチングアシスタントを多数採用し、十分に歯科技術を修得できるようきめ細やかな教育を行っている。

5年次の臨床実習では10班を編成し、課題に応じて参加型臨床実習、シミュレーション実習、見学型実習に加え、チュートリアル形式の教育が実施されている。

6年次においては総合講義および臨床実習により歯科基礎医学から臨床歯科医学にいたる統合的な知識の習得を目指した講義が組まれている。

本学ではほとんどすべての講義室でマルチメディア環境が整えられており、板書に加えて図や動画を用いたパワーポイントで講義が広く行われている。また、ほとんどの講義でレジュメや参考資料が配布されているが、書き込み式の資料を用いることにより学生が講義に参加できる資料作りが工夫されている。さらに、組織学、病理学の基礎実習室ではCCDカメラ付顕微鏡を常備しており、従来型のスケッチによる実習に加えて、学生各自のコンピュータを用いてオリジナルの図譜を作成する実習も行われている。臨床歯科医学の基礎実習室では各自の実習机には説明用のモニターが設置されており、デモンストレーションや課題の説明が容易にできる環境が整えられている。

本学では授業内容の確認や学生の自発的学習態度を育むため、また学習の理解度を知るために Post Test、Weekly Test を導入している。Post Test は授業終了時にその日の講義内容から出題し、Weekly Test は毎週実施された全科目の問題をまとめて出題している。これらのテスト結果は学内 LAN で閲覧可能であり、教員は講義の始めに Weekly Test 解説を行うことにより、講義内容を深く理解できるよう工夫し、学生は復習の資料として用いている。さらに、Weekly Test 問題をもとに科目ごとにインタラクティブスタディーという演習問題が構築されており、学生はいつでも好きな時間にこのプログラムにアクセスし自己学習できる。

すべての授業科目の詳細はシラバスに記載され、担当者、教授内容、一般目標、行動目標、教育方略、評価方法およびオフィスアワーについて明確化されており、科目ごとに授業日、時間、項目、講義内容、学習到達目標、キーワードについても詳細に明記されている。シラバスは冊子で学生、教員に配布されているが、学内 LAN によっても閲覧できるため、学生の授業の予習、復習に役立っていると同時に、教員間でも関連項目の教授内容の確認が容易である。

【大学院】

「大学院設置基準」第14条特例（昼夜開講制）による社会人特別選抜の実施により、社会人が在職のまま教育を受けることを可能とするなど、幅広い人材の育成を行っている。また、本学のリカレント教育の中核的役割を果たしている。社会人入学の割合は表3-2

のとおりで、全体として高い割合を維持している。社会に広く門戸を開き、幅広い人材の育成に資する結果の表れと考える。

また、社会人学生が講義を受けることができなかつた場合には講義を収録した DVD を配布している。遠距離に在住の社会人学生には e-mail を活用した教育・研究指導を行うなど、学生のニーズに対応した教育方法を行っている。

なお、講義レポート提出を義務付け、レポートと共に授業評価も同時に行っている。また、研究指導アンケート、年次研究経過報告書により、研究の進捗状況を研究科運営委員会において検証している。授業評価において講義に問題がある、大学院生と指導教員と連携に問題がある、また研究指導に問題がある、と判断された場合には研究科長と講座主任教授により個別指導が行われる。

表 3-2 社会人入学の割合

| 年度 | 社会人入学の割合 |
|---------|----------|
| 2008 年度 | 41.7% |
| 2009 年度 | 15.6% |
| 2010 年度 | 56.3% |
| 2011 年度 | 21.4% |

3-1-1-④ 2008 年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）

「Post Test, Weekly Test などの優れた学習支援に対して、継続的な利用状況の把握と効果の検証に基づく運営が望まれる。」

Post Test は授業後に新しい専門用語、および授業内容を理解しているかどうかを確認するためのものであり、教員の授業改善においても有用であり、今後とも継続し、授業内容にも反映できるよう努力する。Weekly Test に関しては、その成績を最終成績に反映することで学生のモチベーションを促し、父母との三者面談では成績の推移をグラフ化し、日ごろの学習状況をわかりやすく理解していただいている。また、当該年度中は学内イントラによりいつでも問題と解答を確認することが可能であり、学生の自主学习、復習にも役立っている。

導入当初に比較し、学生の Weekly Test に対する意識も高まり、多くの学生が「基本的知識の確認に役立っている。」と評価している。教員もコンピュータ上で常に成績の確認ができるため、講義内容の理解度の把握や Weekly Test 解説などの授業に役立てている。さらに、科目によっては Weekly Test の復習ノートの作成を義務づけ、知識を定着させる取組みも行われている。

Weekly Test の学力向上における評価については、CBT 成績、卒業試験、国家試験との成績の関連を解析しており、FD を通じて全教員に周知してもらっている。Post Test、Weekly Test 制度は本学の学習システムとして定着しつつあるが、期末試験の直前だけに利用している学生も見受けられ、日頃の学習習慣、継続的な復習のためにも Weekly Test の復習ノートなどを利用して、学生自身が自ら取り組むシステムに定着させたい。

(2) 3-1 の自己評価

【歯学部】

本学には建学の理念を具現化する 5 項目の教育目標があり、これらを達成するために 6 年間の教育課程を編成し、教養教育、基礎歯科医学、臨床歯科医学が経時的に円滑かつ効率的に移行できるようにカリキュラムを編成している。しかしながら、カリキュラム・ポ

リシーは明確には設定されていないのが現状である。

1 年次においてリメディアル科目は開講していないが、「数物系科学入門」「基礎化学」「基礎生物学」「細胞生物学」「人体生物学」は歯科医学修得の準備科目であり、これらの科目の補習授業やオフィスアワーを利用して学生の学力向上に努めている。また、義歯製作などの体験型授業は学生の評価も良好であり、「学びへの歩み」ではデュスカッションやディベートを介して学生間のコミュニケーション能力も向上している。2 年次における「歯科医学への歩み」では自ら問題点を見出して学ぶ学習態度の育成に役立っている。授業形態は講義と実習が併用されているが、可能な限り少人数編成に努めて教育効果を上げている。

本学ではほとんどの教室でマルチメディア環境を利用した授業が可能で、解剖学や病理学の基礎実習や臨床歯科医学系の基礎実習でも多用され、有効な学習支援となっている。また、Post Test は授業中で理解が不足している項目を確認でき、学生と教員の相互理解に有用であり、授業内容の改善にも役立っている。Weekly Test はその成績を科目の最終成績に反映させることで、日々の勉学に対する学生のモチベーションの向上を促しており、三者面談では成績の推移をグラフ化し、保護者にも学習状況を理解していただいている。また、学内 LAN 環境を利用してコンピュータ上でいつでも問題と正答を確認することが可能であり、Post Test、Weekly Test 制度については、多くの学生が「基本的知識の確認に役立っている」とアンケートにも回答している。

昨年度は 6 年次において、これまで特定の科目のみで推奨していた Weekly Test の復習ノートの作成を導入して学習成果を上げた。また、Faculty development (FD) の際には Weekly Test と CBT 成績の相関、Weekly Test と卒業試験・国家試験との成績相関を毎年教員に公表し教育効果の向上に役立てていけるよう周知している。Weekly Test は学生教育を目的としたものであるが、教員の作問能力の向上にも役立っており、CBT 試験問題の公募においても本学は高い採択率を維持している。

【大学院】

大学院歯学独立研究科では、研究者育成にとどまらず、高度専門職業人の養成も目的に掲げ、社会の要請に答えるよう努めている。これらの教育目的を達成するために、カリキュラムを改訂し 2007 年度より実施しており、学生の授業評価アンケートにおいても高い評価を得ている。このカリキュラムでは新たに博士（臨床歯学）の学位を設けたことにより、臨床実習科目を設定し、学際的知識と高度専門技術を修得した歯科医師の養成を可能としている。

学生のニーズや社会的需要に基づいた教育目標や教育課程の編成については、研究科運営委員会を中心に検証しており、その都度柔軟な対応が可能である。また、外国人留学生特別選抜に向けた英文の学生募集要項を作成したことより、外国人入学希望者から高い評価を得ている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

本学には建学の理念を具現化する 5 項目の教育目標を達成するために、6 年間の教育課程を編成しているが、明確なカリキュラム・ポリシーの設定がなされていない。そのため、

ディプロマ・ポリシーに相当する5項目の教育目標に対応した、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを作成し、カリキュラム・ポリシーを明確化する。また、社会的需要や歯科医学の進歩に伴う歯学教育の改善は避けられないため、CBT・OSCEの結果や歯科医師国家試験合格率などにより教育効果を評価しつつ、中長期的にカリキュラムの編成、教育方法を検討する。

5年次の臨床実習では診療参加型臨床実習の割合が少ないことから、シミュレーション実習などを充実させるとともに、患者さんの確保および臨床実習の到達目標、評価方法を整備する。

Weekly Test制度は本学においてほぼ定着してきた制度であるが、継続的な自主学習に利用していない学生も見受けられる。この点においてはWeekly Test復習ノートの作成、Weekly Testをもとにしたインタラクティブスタディーを利用した学生の自主的学習を促し、自己の理解度を確認するとともに、演習問題の量、質の向上を図る。

マルチメディア環境については、さらなるコンテンツの充実など学生と教員が利用しやすい環境を構築する。また、シラバス作成にあたっては科目間の用語の統一をはかり、電子シラバスを一層充実させる。

【大学院】

現在、教育目的達成のための教育課程や教育方法は適切に設定されているが、学生のニーズや社会的需要に基づいた教育目的や教育課程の編成について、今後も恒常的に検証していく。国際化も継続的に推し進める。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3-2の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。
- 3-2-⑧ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）
「教育課程の中に、コア・カリキュラムと国家試験出題基準をいかに反映させるかが重要であり、進級できない者や未卒者・既卒者への対応を含めた教育内容の充実が望まれる。」

(1) 3-2の事実の説明（現状）

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

【歯学部】

歯学部の教育課程は、1年次の歯科医学習得への準備教育を行う時期、2年次の基礎医学と基礎歯科医学の教育時期、3年次と4年次の臨床医学と臨床歯科医学の教育時期、5年次の臨床実習、6年次の総合歯科医学の教育時期の5期に分けて編成している。

1年次には歯科医学履修前に必要な導入科目や教養教育科目からなり、人間力や倫理観の育成を行うことを目的としている。

2年次と3年次前期には基礎医学や基礎歯科医学が生まれ、基礎医学の知識に立脚して基礎歯科医学を捉えることができるよう位置づけている。3年次後期には臨床医学と臨床歯科医学が開始され、基礎歯科医学の知識を基盤として臨床歯科医学を理解できるように編成されている。また、この時期には「内科学」「外科学」などの臨床医学が配置されており、同時に臨床医学と臨床歯科医学を履修して、全身から口腔あるいは口腔から全身の健康状態を考える能力を養うことを企図している。

4年次では臨床歯科医学各論および臨床基礎実習が組み立てられており、臨床歯科医学の理論に基づいた基本的技能を修得することを意図している。4年次が修了すると共用試験により基本的知識、問題解決能力、基本的技能、基本的態度の評価を行い、十分な学力と技能を身に付けた学生に対して5年次には臨床実習により臨床歯科医学の技能と態度の修得を図る。

6年次では基礎歯科医学から臨床歯科医学までの総合的理解を深め、歯科医学の卒前教育の完成を目指している。

以上のように、歯科医学に対する動機づけ、基礎歯科医学の習得、歯科医基礎医学に立脚した臨床歯科医学の修得、臨床実習による理論と実践、歯科医師としての総合的歯科医学の完成を目指した教育課程となっている。

【大学院】

教育課程は、初年次の「導入科目」から専攻分野の主科目となる「コア科目」、専攻分野の研究に関連する「関連研究科目」、論文作成を主体とした「高年次専門科目」で構成されている。

大学院学生は1年次には導入科目・コア科目の入門講義、2年次にはコア科目の実験Ⅰと関連研究科目、3年次にはコア科目の実験Ⅱと演習、4年次には高年次専門科目の特論を履修する。履修内容により博士（歯学）、博士（臨床歯学）、博士（学術）のいずれかの学位の取得が可能である。

3-2-1② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

【歯学部】

教育課程の1年次は歯科医学履修前に必要な導入教育科目である「入門歯科医学」や教養科目である「人と社会」「言語表現」「基礎自然科学」からなる。人間力や倫理観の育成を企図して2010年度からは「学びへの歩み」が新設された。これは、歯科医師としての将来設計や医療問題に対するディベートを通じて、グループ学習によるコミュニケーション能力を養うことを目的としている。

2年次では「解剖学」「組織学」「生理学」「生化学」「細菌学」「薬理学」などの基礎医学や「口腔組織学」「口腔生理学」「口腔生化学」「口腔細菌学」「歯科理工学」などの専門

基礎科目が組み立てられており、基礎医学の知識に立脚して基礎歯科医学を把握する編成になっている。

3年次前期では「病理学」「口腔病理学」「口腔細菌学」「歯科薬理学」「衛生学」「口腔衛生学」「法医歯科学」の基礎歯科医学の授業と並行して、臨床歯科医学の科目の基本である「歯冠彫刻実習」「全部床義歯学」「保存修復学」が開始される。3年次後期には、「小児歯科学」「歯科矯正学」「歯内療法学」「歯周病学」「障害者歯科学」「口腔外科学」の歯科医学総論に加え、隣接医学である「内科学」「外科学」の授業も開始され、口腔疾患を全身の観点からも捉えられるように編成している。

4年次では、「冠・架工義歯学」および臨床歯科医学各論の講義と「全部床義歯学実習」「部分床義歯学実習」「冠・架工義歯学実習」「保存修復学実習」「歯内療法学実習」「歯周病学実習」「小児歯科学実習」「歯科矯正学」が主体となる。4年次終了時には共用試験が実施され、合格者が臨床実習に進むことができる。臨床実習ではローテーションで「歯周病科」「保存科」「補綴科」「口腔外科」「矯正歯科」「歯科放射線科」「小児歯科」「特殊診療科」「歯科麻酔科」を回る参加型臨床実習であり、各科によりシミュレーション実習、見学型実習、チュートリアル形式の教育などが行われている。

6年次には基礎歯科医学から臨床歯科医学まで統合的理解を深めるために総合講義を行い、歯科医学の卒前教育の完成を目指している。それぞれの講義内容は「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」「歯科医学教授要綱」および「歯科医師国家試験出題基準」を反映して組まれている。

【大学院】

導入科目では博士課程で教育を受けるにあたり、初めに受講する科目として「口腔疾患制御再建学研究論」「医療・科学倫理学概論」（必修）「口腔科学研究方法論」「口腔科学臨床応用論」（選択必修）を設定している。専攻分野以外の領域を含んだ先端的な生命科学の概要、歯科医学の全領域と医療倫理についての知識と教養を修得し、歯学部卒業生以外の学生についても、歯科医学に対する知識を学ぶことができる。社会人学生など講義に出席できない学生にも対応するため、授業をDVDに収録し配布することでDVD受講も可能としている。2008年度カリキュラムから「医療・科学倫理学概論」の中に国際社会への対応を目指して英語講義を開始した。また、博士課程の教養教育として論文の書き方および医療統計に関する講義も開始した。

コア科目では教育課程の中核となり専攻分野の研究に係る授業科目として、1年次には専攻する分野の入門講義、2年次には基礎データ収集・予備実験、3年次には本実験逐行・データ収集を行う。関連研究科目では博士（歯学）・博士（学術）コース、博士（臨床歯学）コースにより、それぞれの基礎研究科目と臨床実習科目のいずれかを履修する。高年次専門科目では研究のまとめと論文作成を行う。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

【歯学部】

年間行事予定や授業期間は「授業大要（シラバス）」に明記されている。これらの予定表は、電子シラバス（学生向け専用電子掲示板）として学生イントラネットに掲載されているほか、全学生に配布される「学生手帳」にも記載されており、学生・教員に等しく周知

されている。年間行事予定表には前期・後期の授業開始時期、定期試験期間および学生行事も記載されている。

また、シラバスには前期・後期の時間割、授業日数一覧および授業科目履修基準表も掲載されている。これらの予定は新生の入学時研修と2年次以降の新学期オリエンテーションにおいても周知徹底を図っている。なお、行事予定の変更は学生イントラネットおよびメール配信システムで周知する体制を整えている。

【大学院】

年間行事予定と授業期間はシラバスに詳細に記載されており、全大学院学生と大学院担当教員に周知している。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

【歯学部】

単位の認定は各科目の成績により判定し、合格者に単位を認定している。成績評価は、「A（100～80点）、B（79～70点）、C（69～65点）、D（64点以下）の4段階として、A、B、Cを合格としDを不合格」（学則第35条）としている。

また、科目の成績評価は学則第31条により、定期試験以外の方法、すなわち受講態度、レポート、製作物、試問、Weekly Testなどを考慮して総合的に行うことができる。実習科目における口頭試問、レポート、製作物は技能や理解度の確認には有用な方法であり、形成的評価に利用されている。

2008年度から進級要件を明確にし、学習到達度を総合的に評価するために、2年次、3年次、4年次の進級判定に客観試験による進級試験を導入している。これは学則第39条に基づくもので進級試験が65点以上を合格として進級となる。なお、4年次では共用試験を進級試験とするため、CBTによる基本的知識、問題解決能力の評価とOSCEによる基本的技能と基本的態度の評価が可能となった。1年次では進級試験を行っていないが、進級判定は「平均点が65点以上、且つ不合格科目が3科目以内のものを進級または仮進級」とし、仮進級の学生は2年次に補習講義や試験等により合格基準に達しなければならない。

卒業は学則第42条に基づき「卒業試験に合格したものは卒業と認定し、学士（歯学）が与えられる」と規定され、学則第8条に従って229単位（2011年度第6年次）を修得したものが卒業試験の受験資格がある。卒業判定の基準は学則に従って一般問題と臨床実地問題を65%以上、必修問題については80%以上を合格としている。

【大学院】

松本歯科大学大学院の修了要件については「松本歯科大学大学院学則」第38条に「本大学院の修了要件は、研究科に4年以上在学し、研究科が定める授業科目について30単位以上を修得、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。」と定めている。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、研究科に3年以上在学すれば足りるものとする。」と規定している。

年次別修了科目の上限は定めていない。授業の成績評価については「大学院学則」第13条に規定されているとおり、A（100～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59

点以下)の4段階とし、A、B、Cを合格、Dを不合格として、レポート、口頭試問、筆記試験などのシラバスに示された評価方法により適切に行っている。

しかし、大学院生に対する個別の評価は、各指導教員の判断に任せるために、統一した基準を設定することが困難である。講義レポートの記載に関して、自ら調べて作成し、他者のレポートを写すような不正を行わないよう厳しく指導している。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

【歯学部】

本学の履修科目は一部の選択科目を除きすべて必修科目で構成されているため、履修登録単位数に上限設定はない。進級については学年ごとに学則第8条で履修すべき科目と単位数が規定され、シラバスにも明記されている。1年次は36単位、2年次は34単位、3年次は37単位、4年次は43単位、5年次は43単位、6年次は32単位である。授業を行った全科目について定期試験を行い(学則31条)、65点以上の成績評価で合格(学則第35条)とし、単位が取得できる。

また、単位の計算法は「(1)講義及び演習については15時間から30時間までの範囲を持って1単位とする。(2)実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。」と学則第8条に明示されている。

本学の成績評価システムの特徴であるWeekly Testは人文系科目や非常勤講師の科目を除いて、基礎医学から臨床歯科医学のほとんどでほぼ毎週実施され、実習科目においても成績判定にWeekly Testの評価を加味する科目が増えている。Weekly Testは講義以外にも学生が予習や復習を行っているかを知る手段であり、成績評価に加えることにより単位制度の実質を保つためにも有用であると考えている。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

【歯学部】

本学では第一に1年次の歯科医学への導入教育に重点を置いている。早期の動機づけを目的とした「入門歯科医学」では歯科医学を志す者としての心構えや新しい時代を見据えた歯科医学に興味を抱かせるための歯科医学全般の講義が組まれている。この授業では本学の教員が専門分野の研究に携わるようになった動機と将来展望、本学出身歯科医師による日常臨床の経験や歯科医師になるための重要点について解説される。さらに、「入門歯科医学実習」では歯科医学の基本的な処置、技工実習、保健医療施設の見学を行うことにより自身の将来像をイメージして学習意欲を高めることを目的としており、学生アンケートにおいても評価が高い。

また、現在までの歯科医学と歯科医療の道筋を理解し、これから発展すべき方向を学ぶことを目的として、2011年度より「歯科医学史」を開講した。学生の自主的かつ積極的学習態度を育む教育としては、少人数編成による「オープンセミナー」や「学びへの歩み」を開講している。また、専門教育科目が理解できる基礎学力をつけるための教育として、「数物系科学入門」、「基礎化学」、「天然物有機化学」、「バイオマテリアル入門」、「基礎生物学」、「細胞生物学」、「人体生物学」を開講している。

これらの科目においては、内容的には高度な内容を踏まえつつ、高等学校での未履修者に対してはオフィスアワーや補習授業を利用して、基礎的知識の確認を行っている。「言語表現（日本語）」はレポートの書き方やプレゼンテーションについて学ぶ科目であり、高学年での記述答案において効果が現れている。コンピュータの基本操作、セキュリティー、情報検索、統計学などについては「情報リテラシー」において講義と演習を行っている。

歯学部における学習支援体制の特徴は学内 LAN を活用したシステムにもある。学生はノート型コンピュータを所持しており、学内のすべての教室やラウンジで無線 LAN に接続可能で、利便性も高い。Post Test、Weekly Test 問題や結果の閲覧が可能であり、学生は1週間単位の学習内容を客観的に自己点検することが可能である。一方、教員も個人成績閲覧システムで担当科目の学生の成績推移を経時的に確認することができるため、学習指導を行うのに役立っている。この試験システムは問題作成から試験実施、運用、成績管理が学内 LAN システムで効率的に行われている。

また、学生がいつでも演習問題にアクセスし、自己学習ができるようにインタラクティブスタディー環境も整えている。

なお、すべての学年において学生の学習・生活指導は学年主任、副主任を中心に行っている。

【大学院】

大学院歯学独立研究科は歯科医学の中心的課題である硬組織、顎口腔機能および臨床歯科・社会歯科領域の3大講座で編成されている。大学院歯学独立研究科では研究の進捗状況の管理と指導教員以外の多くの教員から助言を得る機会を設定している。

また、研究を促進させるため、研究テーマ発表会（2年次）、中間発表会（3年次）および研究科発表会（3または4年次）の3回の発表会を義務づけている（表3-3）。このほか、学位論文審査申請者を除く全員に「研究経過報告書」の提出を毎年義務づけ、研究の計画的な遂行をサポートしている。学位論文の審査委員を選考する際は、学位申請者の主指導教員および論文共著者を審査委員にせず客観的評価を担保している。また、学位論文審査および最終試験には研究科共通のチェックシートを用いており、審査の客観性および厳格性を確保している。

表 3-3 学年別科目分類および発表会

| 学 年 | 科 目 分 類 | 発 表 会 |
|------|------------------|-----------|
| 1 年次 | 導入科目、コア科目〔入門講義〕 | |
| 2 年次 | コア科目〔実験Ⅰ〕、関連研究科目 | 研究テーマ発表会 |
| 3 年次 | コア科目〔実験Ⅱ〕、〔演習〕 | 中間発表会 |
| 4 年次 | 高年次専門科目 | 大学院研究科発表会 |

研究指導体制は一人の主指導教員および2人以上の副指導教員から構成される複数指導教員制を採用している。主指導教員は学生が専攻する講座の教員が担当し、履修指導や研究テーマの設定をはじめ、学位論文の作成着手から完成にいたるまでの研究指導の主導的任務を果たす。副指導教員は研究テーマの関連領域を専門とする大学院教員が担当し、主指導教員とともに研究の推進にあたる。

その他学外から最先端の研究者を招いて、1年あたり20回程度の大学院セミナーを開講し、学生の研究テーマの設定や研究の促進に役立っている。

3-2-1⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

歯学部、大学院歯学独立研究科では通信教育は行っていないが、大学院1年次の導入科目では社会人学生等で講義に出席できない学生に対応するため、授業をDVDに収録し配布することでDVD受講を可能としている。また、遠距離の社会人学生に対してはe-mailを活用して日常的に研究指導を行っている。

3-2-1⑧ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）

「教育課程の中に、コア・カリキュラムと国家試験出題基準をいかに反映させるかが重要であり、進級できない者や未卒者・既卒者への対応を含めた教育内容の充実が望まれる。」

各講義内容はコア・カリキュラムおよび国家試験出題基準のどの部分に該当するかシラバスに記載されており、漏れのないように担当講座を明確にしている。進級できない者や未卒者・既卒者については、学年主任、副主任が学生とより密接に面談を行い、学習意欲の向上に努め、各科目においてはオフィスアワーや補習講義を設定し、学力の向上に努めている。講義の出席、成績については三者面談などを通じて保護者と連携を取っているものの、授業欠席が多い学生については科目失格となってしまうため、進級できない場合もある。また、繰り返し留年してしまう学生もみられ、このような学生指導および教育支援については今後の課題である。学生がモチベーションを持ち続け学業に励むことができるカリキュラムを作り上げるために、全学的にFDやワークショップを開催し、個別の意見を集約してゆく。

(2) 3-2の自己評価

【歯学部】

教育課程の1年次の「入門歯科医学」「入門歯科医学実習」は先端の歯科医療や義歯製作を学ぶことにより、学生は歯科医療に対し関心を持ち、歯科医師像をイメージする動機づけに役立っている。オープンセミナーも学生が自由に課題を自ら学習する時間であり、導入教育としての意義は大きく、2011年度は「高等教育コンソーシアム信州」の配信授業による受講により幅広い教養科目の選択を可能にした。

2年次以降のカリキュラムは「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」と「歯科医師国家試験出題基準」に沿う内容で構成しており、各講義内容がどの部分に相当するかについても電子シラバスに明記され、適切に運営できている。

5年次の臨床実習については、臨床参加型臨床実習を充分には行っていないのが現状であり、口腔単位の総合的な歯科診療を行うためには縦割り型ではなく、カリキュラムの連続性や各診療科の連携についての考慮すべき点が残されている。

本学では様々な成績評価システムを用いているが、中でも Weekly Test は基礎医学から臨床歯科医学のほとんどでほぼ毎週実施され、客観的なデータとしてリアルタイムに集計され、学内 LAN を活用したシステムで学生が容易に結果を閲覧できることから利便性も高い。この制度は学生に学習習慣が身についているか否かを知るのにも有用であり、2005年度の導入から6年が経過し、特徴的な教育システムとして定着している。また、試験結果から各科目の項目別の理解度を測ることが可能であり、教員にとっては学生の理解度を知るための重要なフィードバックの資料であり、各学生の修学状況の客観的資料として学生指導に活用されている。

2008年度から進級判定において2年次から4年次に進級試験が導入され、総合的な学習到達度の評価を行っている。また、卒業判定基準も歯学士として適正な要件を定めている。しかしながら、留年者が多数存在するのが現状であり、このような学生には学年主任、副主任の指導を強化するとともに、保護者との連携をとりつつ、各科目においては補習授業を組むことにより学習意欲の向上に努めている。

【大学院】

教育課程については、初年次教育から研究の推進（臨床技能の習得）および論文作成にいたるまで計画的に授業科目を配置し、適切かつ体系的に編成されている。授業科目の内容については、各年次での研究（臨床技能の習得）の到達目標に即した教育課程の編成方針となっている。2008年度カリキュラムより1年次の導入科目において国際社会への対応をめざして、本格的に英語の講義を開始した。なお、海外特別選抜の留学生に対応するため、シラバスには英文を併記した。

また、論文の読み方と書き方に関する講義や医療統計に関する講義など博士課程にふさわしい教養教育を導入している。研究方法論では、大学院生の研究に対するモチベーションを高めるために、講義担当者の海外留学体験、薬剤開発の実例の紹介、先端研究の発展過程の紹介なども取り入れている。

シラバスには年間学事予定や授業期間、年次別履修科目や修了要件および各科目の評価方法を明示し、全大学院学生および大学院担当教員に毎年度配布しているため、シラバス記載事項は周知徹底している。

教育内容・方法については複数指導教員制の採用、研究に関わる3回の発表会の義務化、毎年度の研究経過報告書の提出の義務化、社会人学生のためのDVD受講、e-mailを活用した細やかな研究指導、1年あたり20回程度の大学院セミナーの開講等、特色ある取り組みを行っている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

歯学部の教育内容は「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」と「歯科医師国家試験出題基準」に準拠し、各講義内容はシラバスにも明記されているが、カリキュラムの運営は各科目の縦割り構成となっている。基礎歯科医学と臨床歯科医学の授業構成が学生にとって合理的かつ効率的に学ぶために、講義の順序編成や各講義間の連携についても検討する。

また、学生が幅広い視野にもとづいて歯科医学を習得できるように、基礎歯科医学と臨

床歯科医学あるいは臨床歯科医学間での統合型講義の実施についても検討し、歯科医師になるためのモチベーションを維持し、学業に励むことができるようカリキュラムを構築する。そのために、全学的にFDやワークショップを開催し、教員の個別の意見を集約するとともに、教員どうしの連携を深めていく。

本学では学年制の教育体制をとっており、各学年の学習到達度を判定するために、2年次、3年次、4年次の進級判定に進級試験を導入した。この試験制度は2008年度から実施され、本年度の進級判定においては概ね客観的判定ができていたが、科目試験を軽視する学生もみうけられる。この点を改善するために、各科目の成績評価と進級試験結果を総合的に判断し、各学年の進級を決定する。

5年次の臨床実習については、研修医制度との連携をはかり、臨床参加型臨床実習を充実したものに改善するとともに、シミュレーション実習、チュートリアル形式の教育についても充実させる。また、口腔単位の総合的な歯科診療を行うためには各診療科の連携体制を強化する。

6年次の指導体制については、指導内容、模擬試験結果、成績の推移などを分析し、学生の学力向上に対する効果を上げる。また、Weekly Testなどの学業成績と歯科医師国家試験合格者との相関を解析し、今後の教育カリキュラム編成に対する資料とする。現在、歯科医師国家試験の合格率は上昇しつつあるものの、学生が苦手科目を克服できるようカリキュラムを改善し、さらなる合格率の向上につなげる。

【大学院】

1年次の導入科目において本格的に開始した外国語の授業については、国際社会に対応できる外国語の修得を目指していくうえで、英語のみならず中国語の授業も取り入れるなど、具体的なカリキュラムの作成を行う。シラバスの内容やカリキュラムの編成についての検討を今後も継続して行い、改善すべき事項は速やかに対応していく方針である。

外国人留学生に対しては、10月入学も認めるため、それに則してシラバスとカリキュラムを対応させる方針である。

3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

《3-3の視点》

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

(1) 3-3の事実の説明（現状）

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

【歯学部】

前期および後期の授業終了時に、学生に対し5段階評定で授業評価アンケートを行っている。アンケート項目は表3-4のとおりである。

表 3-4 授業評価のアンケート項目

| |
|-------------------------------------|
| ①授業内容が理解できましたか。 |
| ②授業担当者の熱意が感じられましたか。 |
| ③授業に工夫が感じられましたか（黒板、プロジェクター、資料等の活用）。 |
| ④授業内容のレベルはあなたにとって適切でしたか。 |
| ⑤授業を理解するように努力していましたか（授業中、予習、復習等）。 |
| ⑥授業はシラバス通りに行われましたか。 |
| ⑦成績評価法（試験など）は授業内容に即していましたか。 |

このアンケートは授業の改善を目的としているが、①と⑤の設問については学生の学習状況および教育目的の達成状況の評価にも用いられ、アンケート結果は学内イントラにより公表されている。また、学生は自由記載で各科目に対する改善点などを伝えることができ、教員側は自由記載に対する改善点について回答することが義務づけられている。

2008 年度より学年末に導入した進級試験は各学年で履修した全科目について総合的に教育目標の達成状況の評価するものである。また、歯科医師国家試験終了後には、学生の合格率、成績、各問題の正答率や質について FD を開催して検討を行っている。

本学では、年 2 回の学生・父母・教員による三者面談を行っている。各学年の学年主任、副主任が面談にあたり、成績などの教育目標の達成状況を三者で点検・評価するのみならず、学生と父母からの意見や要望を受け、授業の改善に活用している。また、歯科医師国家試験の合格率は教育目的の達成状況の評価するものであり、徐々に上昇傾向にあるが、現段階では十分な合格率を確保しているとはいえない。

【大学院】

大学院講義については①講義内容充実度、②基礎的知識理解度、③教員の熱意などについてアンケートを行い、教育目標の達成度を評価するとともに講義の改善に努めており、大学院教員には結果を配布しているが、現段階では学内イントラでの公表は行っていない。また、各年度末には「研究計画」の進行状況を「研究経過報告書」として提出するよう大学院生に義務づけており、学生の研究遂行の達成状況の把握に努めている。

(2) 3-3 の自己評価

【歯学部】

授業評価アンケートや三者面談などを通じて、学生、父母、教員がコミュニケーションをとっており、教育目的の達成状況を点検・評価は行っている。また、学生や父母から広く意見を汲み上げ、教育目的達成のために授業の質の向上に努め、多くの授業では学生からの評価も高くなってきている。学生の成績も徐々に上がってきており、国家試験合格率も向上している。

しかしながら、一部の授業については授業改善を求める授業評価アンケート結果も得られている。また、進級試験や卒業試験により学習到達度を総合的に評価しているが、卒業生の就職先に対する評価アンケートは行っていない。

【大学院】

大学院講義はオムニバス形式で行われるために、各教員に対する評価は異なるが、概ね高い評価を得ている。大学院講義に関する教員間での連携が今後の課題であり、大学院カリキュラム委員会で今後検討していく方針である。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

一部の学年では授業評価アンケートに加えて、学生が主体となって教員から学生への要望を集め、学年委員で検討している。学生と教員との双方向性のコミュニケーションを図ることにより、教育効率を向上させていくことが必要であり、歯学部における教育目的の達成のひとつである歯科医師国家試験の合格率の向上を目指す。授業評価アンケート自由記載に対する各教員の回答等も学生に伝え、双方向コミュニケーションの充実をはかり、授業改善に役立ててゆく。

授業評価アンケートを導入してすでに数年が経過しているが、現時点では卒後研修施設および就職先である歯科医院に対するアンケートは行っていない。歯科医師に対する社会的ニーズに応えるための教育改善につなげるために、卒業時の授業評価アンケート、研修医や卒業生によるアンケートを実施しカリキュラム改善に役立ててゆく。

【大学院】

教育目的の達成状況を点検・評価するためには、学生の大学院講義に対する評価を大学院生と教員にフィードバックする必要がある。また、大学院講義を担当する教員間の連携を強化することも必要である。大学院教員全員が参加する拡大研究科委員会で、本件を審議する。その結果を大学院生に周知する。さらに、大学院修了者を対象に、大学院教育に対するアンケート調査を実施し、教育目的の達成状況を点検・評価する。

〔基準 3 の自己評価〕

【歯学部】

歯科医師には専門知識や技術を有しているのみならず、幅広い人間性によって考える力も不可欠である。本学は「すぐれた歯科医師は、まずすぐれた人間でなければならない」との理念に基づき、社会の一員としての指導的立場に立ち、地域社会の発展に貢献できる歯科医師を育成することを目的としている。

本学には建学の理念を具現化する 5 項目の教育目標があり、この目標を達成するために 6 年間一貫教育のカリキュラムが組まれている。初年次には歯科医学を学ぶために必要な科目として「数物系科学入門」「基礎化学」「基礎生物学」「細胞生物学」「人体生物学」を教養科目として授業を組んでおり、「入門歯科医学」などの体験型授業への関心も高い。高等学校で化学、物理学、生物学などを履修していない学生については、補習授業やオフィスアワーを活用し、可能な限り少人数教育により基本的な知識を身につけられるよう指導を行っている。

現行の教育課程は体系的に編成され、授業内容は「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」と「歯科医師国家試験出題基準」に基づいて電子シラバスに明記され、歯科基礎医学科目から臨床歯科医学科目への移行がスムーズにできるようにカリキュラムは組まれている。ほとんどすべての教室でマルチメディア環境を利用した授業が可能であり、有効な教

育支援となっている。導入から6年が経過した Post Test・Weekly Test 制度も学内 LAN 環境を利用して運営され、本学の特徴的な教育システムとして定着し、教育効果の向上に役立っている。また、すべての科目において授業評価アンケートを行い、学生と教員との相互協力により授業改善、学習意欲の向上に役立っている。

進級判定基準は明確に規定されており、進級判定と学習到達度を評価するために、2008 年度から進級試験が導入された。導入初年時には、進級試験を重視し、科目試験を軽視する学生もみうけられたため、現在では成績評価の平均点と不合格科目の制限により、進級試験の受験資格を設定している。徐々に学生の学習に対する意識も高まり、進級できない学生も減少する傾向にある。

しかし、学生の学力向上については多種多様であり、学年主任、副主任の指導にもかかわらず、依然として学習意欲が乏しい学生も見受けられ、さらなる努力が必要である。6 年次においても総合的な歯科医学の学力が身につけていない学生もみられ、卒業できない学生が存在するのが現状である。また、現役卒業生の歯科医師国家試験の合格率は上昇傾向にはあるが、全国平均と比較すると不十分である。

【大学院】

大学院歯学独立研究科では研究者養成にとどまらず、高度専門職業人の養成を目的に掲げ、教育目的の達成を目指し、改正したカリキュラムでは新たに博士（臨床歯学）の学位を設けたことにより、臨床実習科目を設定し、学際的知識と高度専門技術を修得した歯科医師の養成を可能としている。

教育課程については初年次教育から研究の推進（或いは臨床技能の修得）および論文の作成にいたるまで計画的に授業科目を配置し、適切かつ体系的に編成されている。授業科目については、各年次での研究（または臨床技能の修得）の到達目標に即した教育課程の編成方針となっている。

毎年度配布するシラバスには、年間学事予定や授業期間および年次別履修科目や修了要件ならびに大学院学則で規定されている教育・学習結果の評価を記載し、これらの事項について周知徹底を図っている。

教育内容・方法については、複数指導教員制の採用、研究に関わる 3 回の発表会の義務化、毎年度の「研究経過報告書」の提出の義務化、社会人学生のための DVD 受講および 1 年間あたり 20 回程度の大学院セミナーの開講等、特色ある取り組みを行っている。

〔基準 3 の改善・向上方策（将来計画）〕

【歯学部】

本学には明確な教育目標とこれに対応した教育課程があり、体験型の導入教育や少人数教育、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」や「歯科医師国家試験出題基準」を反映した授業を構築している。5 項目の教育目標は本学のディプロマ・ポリシーに相当するものであるが、カリキュラム・ポリシーに相当するものは明確には設定されていない。そのため、FD やワークショップによりカリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップを作成し、これに基づいたカリキュラム・ポリシーを明確にする。

さらに、歯科医学教育が医学の発展や社会的要求に伴って変化することは避けられない。このような変化に対応するために、中長期的なカリキュラムの編成方針を学務委員会とカ

リキュラム委員会が中心となり、教職員が一丸となって検討し、教育環境の整備の改善を行ってゆく。そのためには、授業評価、進級試験成績などを検証するためのデータ分析を進めるとともに、効率的な授業編成を構築する基礎資料を準備する。

また、進級試験については評価および慎重な運用を行ってゆく。学生の学力向上のために、指導内容、成績の推移などを分析し、各学生にあった指導法を導入して、国家試験合格率の向上への努力を続ける。また、授業構成は従来の科目単位であるため、必要に応じて科目間の関連性を重視した総合講義を導入し、学生の理解を深める。卒業試験については、判定基準も明確であり、国家試験結果との相関性も高い。今後も国家試験の合格率に反映できるよう問題作成や運用についても改善してゆく。

本学は人間としての倫理に基づき「良き歯科医師となる前に良き人間たれ」という教育方針をモットーとしており、将来歯科医師として社会に貢献し、歯科医学の発展に寄与する学生を育てることを目標としている。本学の教育課程においては1年次の歯科医学を学ぶための導入科目やPBL形式の科目は充実している。しかし、豊かな人間性と視野の広い人格形成を目的とした人文科学系科目はやや不足しており、社会の一員として歯科医師が身につけておくべき教養科目を開講する。マルチメディア環境は充実しているが、一層のコンテンツの充実や使用環境の改善を図る。

【大学院】

大学院歯学独立研究科の教育課程については、教育目的達成のために適切に設定されているが、今後も学生のニーズや社会的需要に基づいた教育目的や教育課程の編成について、恒常的に検証していく。国際化へ取り組みも更に充実される。

基準4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1の視点》

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員等、在籍学生数が適切に管理されているか。

4-1-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）「1, 2年次の退学者の増加には、入学選抜方式を含めた抜本的な対応が必要である。」

(1) 4-1の事実の説明

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

【歯学部】

本学は「建学の理念」と「教育目標(5項目)」を大学ホームページに掲載するとともに、下記のアドミッション・ポリシーを策定し学生募集要項と大学ホームページに掲載・公表している。

アドミッション・ポリシー 「求める学生像」

1. 歯科医師になろうという強い意志をもっている人。
2. 歯科医学・医療を通して社会に貢献しようと考えている人。
3. 基礎的な学力と学習意欲を備えている人。
4. 豊かな人間性と他人への思いやりのある人。
5. 協調性とコミュニケーション能力に優れている人。
6. 歯科医学を修得するために必要な理系科目の基礎を習得している人。

また、進学ガイダンスや一日体験入学（2011年度は6月に3回、7月に2回、8月に1回、9月に1回、10月に2回、11月に2回、12月に1回の計12回実施）参加者にもアドミッションポリシーを平易に説明するように努めている。

【大学院】

まず、大学院の目的について、「松本歯科大学大学院は、世界に向かって開かれたまったく新しい研究・教育機関であり、『創造性豊かな優れた研究者を養成するとともに、社会環境に柔軟に対応できる豊富な学際的知識と専門技術を修得した境界型研究者・歯科医療職業人を養成する』ことを目的とする」と募集要項に明示されている。

具体的な受け入れ方針については、「歯科医学・歯科医療の発展に寄与することのできる人材ならびに、将来大学等における指導的役割を果たせる人材を育成するために、幅広

い分野から創造性豊かな学生を受け入れる」という方針である。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

【歯学部】

本学では「歯科医学・歯科医療を通じて社会に貢献しようという意欲」、「専門教育に不可欠な基礎学力」および「主体的な学習能力・態度」を入学の要件としているが、特に「意欲」を重要視している。これらの要件を満たす志願者を受け入れるために、学力検査のみに偏ることなく、小論文、面接および調査書等の資料を総合的に判定する方法を採用し、a) AO入試、b) 公募制推薦入試、c) 指定校推薦入試、d) 校友子女入試、e) 一般入試、f) センター利用入試、g) 外国人留学生入試、h) 編入学試験を実施している。これらを公正、公平、円滑に実施するために、「入学者選抜試験委員会(以下「入試委員会」という)」を組織している。入試委員会のもとには「入学試験出題採点実施委員」と「入学試験面接実施委員」が置かれ、「小論文」は5人ないし6人、「面接」は2人で評価している。入試委員会で入学者選抜基準を協議し、教授会で合否を最終判定している。

【大学院】

入学者選抜試験制度については、アドミッションポリシーに沿って「幅広い分野から創造性豊かな学生を受け入れる」ために一般選抜、社会人特別選抜および外国人留学生特別選抜の3つの制度を採用している。大学院の入学者選抜に係る事項を審議するため、研究科入学者選抜試験委員会が設置されている。大学院担当教員の中から9人が委員として選出されているほか、委員以外では事務局長が出席している。委員会に係る事務は、学生課(大学院担当)が行っている。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員等、在籍学生数が適切に管理されているか。

【歯学部】

本学の入学定員は120人、収容定員は720人である。しかし、日本私立歯科大学協会の入学定員削減策により、1993年以降は募集定員を113人とし、2009年以降は募集定員を80人としている。

収容定員720人に対する在籍学生数は446人で、在籍者比率0.62を確保している。また、募集定員総数579人に対する過去6年間の入学者総数は371人で、入学者比率は0.64となっている。また第2学年あるいは第3学年に受け入れている編入学生数は2011年度が6人(過去6年間では28人)であった。進路変更、学力不足、経済的理由による退学者数は増加傾向を示していたが、留年時の学生納付金の大幅な減免、特待生制度の導入、6年間の学生納付金の大幅な減額などで経済的理由による退学者は減少傾向にある。近年の志願者数は減少傾向にあるが、教育上少人数教育がこれまでより円滑に行われるなど、結果として好ましい面もある。

【大学院】

大学院歯学独立研究科の入学定員は18人で、収容定員は72人である。現在の在籍学生は76人で大学院担当教員は68人(研究指導教員の資格を有する教員は42人)である。

4-1-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「1、2年次の退学者の増加には、入学選抜方式を含めた抜本的な対応が必要である。」

【歯学部】

本学ではアドミッションポリシーを策定・公表し、入学者選抜試験委員会を組織して学力検査のみに偏ることなく「将来の目標に対する意欲」および「主体的な学習能力・態度」を入学の要件としてきた。低学年における退学者の増加は、入学志願者の減少からアドミッションポリシーの理解が不十分な学生の入学を許認せざるを得ず、入学後も方向性を見いだせず勉学へのモチベーションを高めることができずに留年し、高額な学納金の重複納付ということもあって進路変更を余儀なくされる結果であると考えられる。

従来行ってきた入学選抜方式で、激減した入学志願者の中から質の高い優秀な人材のみを選抜することは至難の道である。アドミッションポリシーを理解し、学習意欲を持った入学生を確保する方策として、募集定員の削減を行った。本学の入学定員は120人であるが、募集定員を1999年度には113人に、さらに2009年度より80人と40人(33.3%)の削減を断行した。一方、入学志願者減少の理由とされる高額な学納金についても見直しを行い、2009年度からはセンター試験利用入試の成績に基づく特待生制度を導入し、大幅な学納金免除を行って入学生の質の向上を図った。2010年度からは特待生に加えて、本学の同窓子女への学納金減免、さらには一般学生に対しても学納金の減免を行った。また韓国・中国・台湾など近隣諸外国からも先進的な歯科医学を学びたいという入学志願者の増加が見込まれるため、広く門戸を開放すべく、広報活動とともに語学支援体制などを整備して対応を進めている。

入学後の学生への対応は、初年度教育として「入門歯科医学・実習」を組み入れ、専門領域へのアーリーエクスポージャーによる明確な到達目標の提示を行い、「将来の目標に対する意欲」および「主体的な学習能力・態度」の構築に努め、留年する学生の減少を図っている。

学外的には、長野県下8大学による高等教育コンソーシアム信州に参加し、他大学生やピアメンターとの交流を通じて、学内とは異なった刺激による自立性の養成を図っている。

(2) 4-1の自己評価

【歯学部】

建学の理念に沿った教育目標やアドミッションポリシー(求める学生像)を大学ホームページ、募集要項、全国の医師、歯科医師、薬剤師に送付する広報紙に平易に記載することで、広く全国から本学の教育目標を理解した入学生を迎えている。しかし、アドミッションポリシーの内容は、「求める学生像」のみで「何をどのように学んでほしいか」必要とする科目や資格について具体的に記載されていない面があり、検討を必要とする。本学は入学定員120人の大学であるが、募集定員を削減し、教育環境は十分に維持・管理されている。

本学の選抜方法は多様であり様ざまな角度から学生を選抜している。少子化に伴って志願者数が減少しているが、できるだけアドミッションポリシーに沿った入学者選抜をおこ

なうよう努めている。また、初年次のリメディアル教育を積極的に実施して基礎学力不足を補っている。大綱化に伴うカリキュラム編成として導入した、初年次の「入門歯科医学・実習」などのアーリーエクスポージャーは、老健施設へ訪問して介護関連の歯科医療の実際を見学し、学生相互間で練習を行ってから実際の医療行為の補助まで行わせることで、強いインパクトで各自に将来目標の設定とそれに向けての学習意欲を導くきっかけとなり得るものと評価できる。また Campus Inn での学寮生活を通じた日常的な学習の習慣づけの取り組みを行っている。さらに 2009 年度から特待生選考試験を導入することで特待生を核とした自主的な勉強会などが行われるという効果が現れ、一般学生にも好影響を与えている。また入学選抜方式の改革、初年度教育の充実などに加え、学費の大幅な減額などを実施したため、1・2 学年に集中していた退学者の増加傾向を抑止することができた。

コンソーシアム信州によって他大学の状況を知り、他大学との交流によって見聞を深めることは、単科大学では従来は行いえないことが可能となった点は評価できるが、カリキュラム内容の乖離があり、積極的な指導は行えない。

近隣諸外国の韓国、台湾、中国などから先進的な歯科医学教育を受けたいとの要望があり、本学では広報活動とともに意欲を持った留学生にも門戸を開放し、今後入学者の増加も視野に入れている。向学心に燃えた海外留学生との交流も多方面でのプラス効果を生み出すものと期待される。

【大学院】

アドミッションポリシーは学生募集要項に記載されている。入学者選抜試験制度は適切に運営されており、在学生数が収容定員を十分に満たしている。在学生 76 人に対して、研究指導教員が 42 人と豊富なため、教育・研究指導上の問題はない。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

【歯学部】

アドミッションポリシーの周知に努める。社会的には歯科医師の需給問題や 18 歳人口の減少傾向により志願者数は全国的にも減少している。本学では、受験者の増加を図るために、対策を検討し、実施している。また、本質的には本学の教育評価を高めることが入学者数増加にもつながることなので、少人数教育をさらに徹底し、学生中心の教育を行う。さらに、休学・退学者数の更なる減少に向けて、その原因を分析し、各学年の学年主任・主任補佐およびそれをサポートする補助教員（1 学年は 4 人、2 学年は 6 人、3 学年は 4 人、4 学年は 5 人、5 学年は 7 人、6 学年は 7 人の計 33 人の教員で構成）や保健師と連携して、学生に対する精神的、身体的なサポートを一層充実する。

募集定員の削減と特待生制度の導入下に入学した学生には、学力、学習意欲両面に改善が見られており、かかる制度以前に入学した留年学生についても、学納金の大幅減免により経済的理由による進路変更に猶予が得られることで、学習支援センターの教職員を中心として心身両面からのサポートを行い、新たなモチベーションを得て再スタートできるような学生の育成を目指す。

【大学院】

アドミッションポリシーについて、具体的な受け入れ方針を 2009 年度学生募集要項から記載した。入学者選抜に係る事項については適切に運営されているので、今後も受験者

の動向を考慮し適切に運営していく。

4-2. 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2の視点》

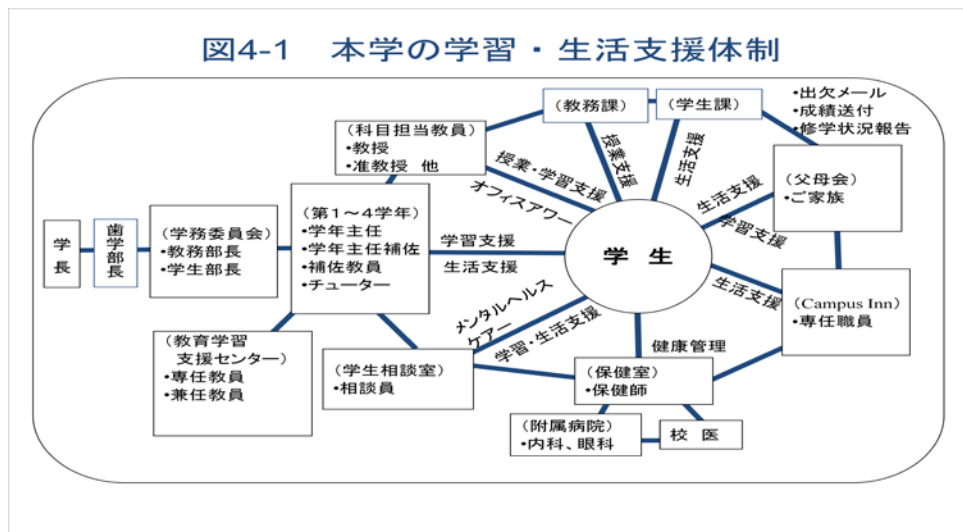
- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行なうための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生の学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか
- 4-2-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)「個々の支援体制に関する利用状況の把握や改善に向けて、学生から意見を多角的に集約して分析することが望まれる。」

(1) 4-2の事実の説明

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

【歯学部】

本学の学習支援体制を担う組織とその概要は、図4-1に示した。



学習支援と厚生補導は密接に関連しているので、両者を連携した体制を組んでいる。支援体制としては、学長の下に組織された学年主任制度が中心で、学年主任補佐、補佐教員、科目担当教員が生活指導や学習法指導を行っている。6学年では2010年度から20~30人編成の班をつくり、それぞれ2人の教員が主任・主任補佐として月に1回、学生の勉強状況や要望を聴取して対応や指導に努めている。また週に1回の主任・主任補佐会議で、個々の学生の成績や出欠状況について話し合い、実施したプログラムの検討を行っている。

臨床実習の学年である5学年では1班を10人前後とし、各班に1人のヘッドインストラクターを配して臨床実習中の問題解決に当り、毎月の定例ヘッドインストラクター会議に様々な課題などについて報告され、その対応を話し合っている。また学生からの意見をヘッドインストラクター会議で話し合い、その結果を学年集会で説明している。急を要する案件は、病院長、学年主任・主任補佐で緊急会議をおこない、速やかに対応している。4

学年では学年主任・主任補佐で、個々の学生との相談、指導に当たっている。また学生集会を不定期に開催し、学生の意見を汲み上げている。3学年では試験結果が振るわない学生と面談し、学習上の問題点や個々の授業に対する要望を汲み取っている。学生からの講義に対する要望や不満は、学年主任・主任補佐会議で対応を考え、その結果を科目担当者に伝え改善を促している。2学年では毎週おこなわれるWeekly Testの結果を学年主任が集約し、必要に応じて個々の学生と面談し、指導と助言を与えている。この結果は学年主任補佐、科目担当者などにも伝えられ、両者からもアドバイスと督励をする仕組みとなっている。このような仕組みの中で、講義や学習環境などに対する学生の意見を集め、科目担当者にフィードバックしている、また不定期に開催される学年会議で、学生の健康状態や講義への出欠状況などの情報交換を行い、情報を共有している。1学年では人間力、コミュニケーション能力の向上を目指して開講されている通年科目の時間に、学生、学年主任・主任補佐、補佐教員および数名の科目担当者が集まり、学生相互、学生と教員、教員相互の様々な意見交換を行っている。また新入生はCampus Innに入居しているため、その担当教職員が生活指導や学習指導に参画している。

オフィスアワー制度は2006年度から実施され、全科目が対応している。各学生の出欠状況はコンピュータ管理され、リアルタイムに状況把握できる。父母は出欠状況自動配信システムや年2回の三者（学生・父母・教員）面談を通じて修学状況の把握と改善に参画している。コンピュータ実習室に加え、マルチメディア装置を常設した教室や移動可能なマルチメディアセットが配備され、全学生がノート型コンピュータを所有している。教室内外に無線LAN環境が完備し、学内LANによる学習支援システム（e-Learning）を構築し、電子版「授業大要（シラバス）」や試験（Post TestとWeekly Test）結果の閲覧、学習システム（インタラクティブスタディ）の利用などが可能で、予習、復習に利用されている。6年生専用のチュートリアル用自習室をはじめとして、コンピュータ自習室、6年生専用のコピー室（1室）など自習環境が整備され、Campus Inn 新入生棟にも小教室が6室併設され、グループ学習を可能にしている。

【大学院】

社会人学生等の受講不可能な学生には授業をDVDに収録し配付している。また、全ての授業レポートの提出を義務付けており、それを採点し学生に返却するなど、学習支援体制は整備されている。また、e-mailを活用し、細やかな研究指導を行っている。大学院学生の研究進捗状況の把握と研究促進を企図し、全学年（学位申請者を除く）に年度末の研究経過報告書の提出を義務づけるとともに、2年次に研究テーマ発表会、3年次および4年次に中間発表会と研究科発表会を実施し、指導教員以外の教員からも助言が与えられやすい体制となっている。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行なうための適切な組織を設けているか。

歯学部、大学院において通信教育制は実施していない。大学院1年次の「導入科目」の授業の収録DVDは、社会人学生等の学習支援に威力を発揮している。

4-2-③ 学生の学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備

されているか。

【歯学部】

2005年度から全学年で授業評価アンケートを実施している。学生は、担当教員の熱意、創意工夫、わかり易さなどの項目を5段階で評価している。2007年度からマークシートによる5段階評価を実施している。学生の授業評価結果は学生イントラ、職員イントラに同時に開示している。そして、授業評価結果に対するフィードバック策がカリキュラム委員会、教育学習支援センターで検討され、授業の改善に生かされている。

授業評価アンケートに加え、オフィスアワー、学年主任・主任補佐、補佐教員および科目担当教員との直接面談、三者面談を利用して個々の意見等を汲み上げている。

【大学院】

社会人学生等の受講不可能な学生には授業DVDを配付するなど学習支援体制は整備されている。学生の意見は、相談窓口を開設し随時意見を汲み上げている。また、研究指導に関するアンケートと教育環境に関するアンケートを行っている。年次研究経過報告書には、指導教員の意見欄もあり、学生と指導教員の意見を同時に確認することができるようになっている。また、教員が直接学生の意見を聞けるように、オフィスアワー制度を設けている。

4-2-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「個々の支援体制に関する利用状況の把握や改善に向けて、学生から意見を多角的に集約して分析することが望まれる。」

【歯学部】

学生相談室や保健室は相談内容・事例などの利用状況について把握し、学務委員会、教授会に報告している。また、相談員が学生相談室の充実を図るために定期的に会議を行うとともに学生相談室News Letterを発行し学生支援に努めている。

オフィスアワーや学習支援体制については、教育学習支援センターを中心として利用状況の把握を行っている。オフィスアワーはシラバスに個々の教科の時間を記載しており、時間外での質問等への対応を行っている。

また、インターネット環境を利用した学習システム(インタラクティブスタディー)のコンテンツの充実を行い、利用しやすい環境を整えている。

学生の課外活動に関する意見については、体育連絡協議会や文化連絡協議会を通じて把握に努めている。

【大学院】

学生相談窓口、授業レポート、研究指導と教員環境に関するアンケート、年次研究経過報告書、オフィスアワー制度から見いだされた改善を要する事項は、研究科運営委員会を経て研究科委員会で審議している。また、必要事項は学生にフィードバックしている。特に、研究科運営委員会において、シラバスの変更、指導教員の変更、研究テーマに関する相談などを多角的に分析している。

(2) 4-2の自己評価

【歯学部】

本学の学習支援体制は、学年主任制度を中心として組織的に運営されており、また Campus Inn での生活指導や学習指導、6年次生への個人別チューター制度は優れた制度と考えている。自習室と図書館などの自学自習スペースも十分で、自学自習やグループ学習のための良好な環境を備えていると評価している。

オフィスアワーに加え、インターネット環境を利用した学習支援システムが整備され、本学の教育プログラムの特色である Post Test や Weekly Test が効率的に実施されている。

出欠状況は、ほぼリアルタイムに管理され、指導が容易である。メール配信システムによる保護者（父母）への子弟の出欠状況報告も父母に安心感を与える方法である。

本学の授業評価アンケートは短時間で調査可能で、現実的な方法である。しかし、記述式アンケートではないので、具体的意見を汲み取る点では不足であるかもしれない。アンケート結果とそれに対する科目担当者からの返答は開示はされているが、改善策の提言、成績との相関分析などのデータの提示はあるが十分な改善につながっていない。

【大学院】

社会人学生等の受講不可能な学生には授業 DVD を配付するなど学習支援体制は整備されている。学生の意見は、相談窓口、アンケート調査などにより汲み上げている。問題点は、研究科運営委員会が中心になって、多角的に検討して解決策を講じるように努めている。学生に対する個別指導は主指導教員が行っているため、集団指導体制にまだ不備がある。英語のシラバスを作成し、外国留学生の学習も支援しているが、留学生の学習支援体制の強化が今後望まれる。

（3）4－2の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

本学の学習支援組織や設備は充実し、インターネット環境を活用した良好な支援体制を提供しているが、インターネット環境関連機器の世代交代期間は短く、常に次世代環境を見据えた機器の更新と学生および教員の能力開発に力を注ぎ、有効活用を推進する。

現行の授業アンケートに教員の自己評価と改善策の提示を求めるなどの点を加えて、授業改善の努力を続ける。

【大学院】

学生に対する支援体制は十分に行っているが、今後も学生の学習と研究支援体制のさらなる充実を目指す。集団指導体制を強化するために、年次研究経過報告書を教員全員に配布する。留学生の学習と研究を支援するために、DVD 授業を活用した指導を徹底する。また、英語の大学院ホームページを作る。大学院ホームページに教員の研究を解説した項目を入れる。このような活動を通し、学生の学習と研究の支援体制強化に努める。

4－3．学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《4－3の視点》

- 4－3－① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4－3－② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4－3－③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4－3－④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切におこなわれているか。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

4-3-⑥ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)「学生を代表する組織がないので、設置の検討を期待する。」

(1) 4-3の事実の説明

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

【歯学部】

学生サービスと厚生補導の組織の概略は図4-1のとおりである。学生課職員が生活、住居、健康面および課外活動全般にわたる厚生補導を担い、学年主任・主任補佐、補佐教員が担当学生の相談に応じている。諸問題は、学年会議、学務委員会を経て教授会で協議され、処理されている。学生に対する情報提供や連絡は学生イントラネットに掲示し、緊急性のある通知や個人通知は携帯電話を用いたメール配信システムを設置し、利便性を高めている。

健康の維持・増進のため、提携業者が計5つの食堂施設(学生食堂、レストラン、カフェテリア、中華レストラン、コーヒーショップ)を運営している。特に学生食堂は休日も利用可能で、メニューを学生イントラネットに掲載して利便性を図っている。さらに学生食堂では朝食、昼食、夕食の1日3食を500円以内で収まるよう低価格で提供し(2012年度の新入生からこの制度は廃止される)、利便性向上を図るとともに規則正しい健康的な学生生活にも寄与している。専従職員が常駐するCampus Innは快適な居住空間を提供している。歯学部学生共済制度で、学資負担者の死亡、被災した場合の学費の減免、学生の疾病傷害、奨学金および課外活動など幅広い支援策が用意されている。

留学生に対するサポートは、2名の事務員と1名の教員で構成された対外関係交流室留学生課および各学年の学年主任・主任補佐・補助教員・科目担当教員が協力して担っている。そこでは留学生に必要な諸手続きのサポート、在留期間更新手続きの失念を防ぐための在留状況の把握、在留手続きに入局管理局へ出向する手間を省くための申請取次資格の取得、日本語能力テストによる日本語能力の把握、学習サポート計画の立案、日本語初級者への補習授業を行うなどきめ細かなサポート体制が取られている。

【大学院】

大学院では、学生サービス、厚生補導のための組織として教育環境改善委員会を設置し、学生課(大学院担当)とともに担当している。留学生に対するサポートは学生課(大学院担当)と対外関係交流室留学生課が協力して担う。

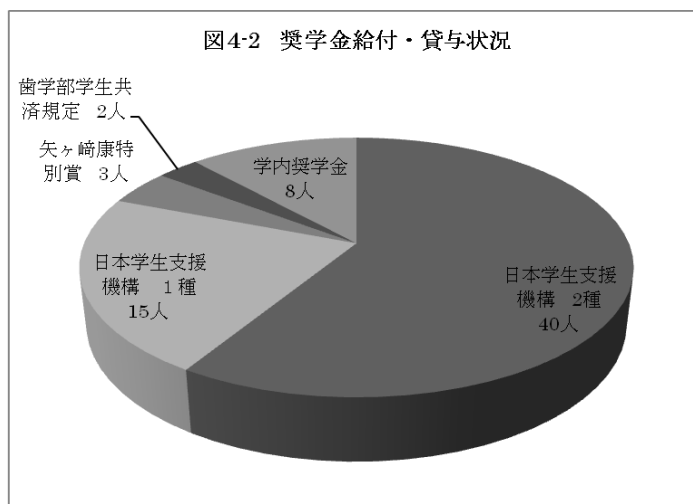
4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

【歯学部】

本学の経済的支援状況は図4-2のとおりで、学生課が担当し、学生イントラに情報を掲載して周知し、修学状況などを参考に、規定に沿って厳正に候補者を選定している。

奨学金には松本歯科大学が独自に行っている奨学金制度と日本学生支援機構奨学金などがある。

「松本歯科大学歯学部奨学金規程」は経済的理由のため修学が困難な歯学部学生に修学資金を貸与し、優秀な人材を育成することを目的とする。学業・人物ともに優れ健康であると認められる者であって、経済的な理由により、修学が著しく困難であると認められる者について、選考のうえ、年60万円から150万円の範囲において理事長が決定し奨学金を貸与している。奨学金の貸与期間は、採用年度限りとし、当該年度の奨学金総額に応じ年度毎に決定する。



日本学生支援機構奨学金は経済的理由のため修学が困難である優れた学生に対する日本学生支援機構の奨学金貸与制度である。学力基準・家計の収入などの基準により、第一種（無利子）と第二種（有利子）の2種類がある。貸与月額は3万円から16万円まであり、本学の推薦により貸与される。

上記のほか本学独自の支援策は「歯学部学生表彰規程」による成績、人物ともに優れた学生を表彰する制度（矢ヶ崎 康特別賞ほか）と「歯学部学生共済規程」による学費負担者死亡時の授業料免除制度などがある。学費負担者死亡時の授業料免除は特に有用である。

日本学生支援機構や森田育英会奨学金なども厳正に候補者を選考のうえ推薦している。

【大学院】

学生に対する経済的な支援策については次の制度（表4-1）があり、申込み手続きは教育環境改善委員会および学生課（大学院担当）において担当している。

表4-1 大学院学生への経済的支援策

| 【本学の制度】 | 【学外の制度】 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大学院特待生制度 ・ティーチング・アシスタント制度 ・リサーチ・アシスタント制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学生制度 ・森田育英会奨学生制度 ・その他（都道府県及び各種団体等の奨学制度） |

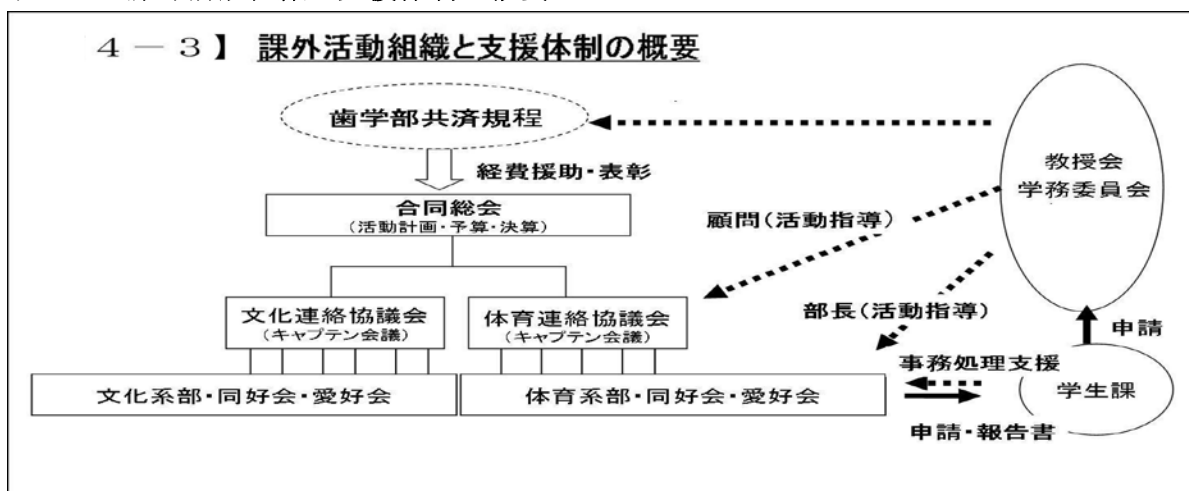
4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

【歯学部】

本学の主な課外活動の組織と支援体制の概要は図4-3のとおりである。

学生の課外活動を円滑に行うために文化連絡協議会と体育連絡協議会が設置され、これらを統括する上部組織として合同総会がある。学長、教務部長および学生部長が協議会の顧問を務め、学生課が事務処理、練習場の調整などを全面的に支援している。また、教授あるいは准教授がすべての団体の部長として活動を支援し、遠征などにも引率するなど安全面・健康面に配慮している。共用試験などでカリキュラムが過密になる中、全日本歯科学学生総合体育大会に参加可能な年間計画を策定するよう配慮している。

図 4-3 課外活動組織と支援体制の概要



課外活動に対する経済的支援は歯学部学生共済規程にしたがって行われており、2011年度には26団体に総額720万円が支給され、全日本歯科学生総合体育大会の運営費などを支援した。大学祭や体育祭など合同総会で企画された行事にも支援を行っている。

課外活動(表4-2)に供する施設は各種体育施設や部室および音楽部練習室などで、用具の更新や補充も定期的に行われている。体育館は通常8:00~20:00(休日は8:00~17:00)まで開館している。部活以外にも学生が個人的に利用して健康増進に寄与している。

表 4-2 本学公認の部・同好会・愛好会

| | | | | | |
|---------|-------|--------------|---------|--|-----------|
| 体育連絡協議会 | ○ | 水泳部 | 文化連絡協議会 | | 軽音楽部 |
| | ○ | サッカー部 | | | 茶道部 |
| | ○ | バレーボール部 | | | 写真部 |
| | ○ | バスケットボール部 | | | 自然科学部 |
| | ○ | 硬式庭球部 | | | 手話部 |
| | ○ | バドミントン部 | | | 中国語会話部 |
| | ○ | 硬式野球部 | | | 英会話同好会 |
| | ○ | 準硬式野球部 | | | まんが研究同好会 |
| | ○ | ゴルフ部 | | | 歯科医療未来研究会 |
| | ○ | 弓道部 | | | パソコン研究会 |
| | ○ | 柔道部 | | | |
| | ○ | 剣道部 | | | |
| | ○ | ラグビーフットボール部 | | | |
| | ○ | アメリカンフットボール部 | | | |
| | ○ | スキー部 | | | |
| | ○ | 馬術部 | | | |
| | ○ | 日本拳法部 | | | |
| ○ | 陸上競技部 | | | | |
| | | 合気道部 | | | |
| | | フットサル愛好会 | | | |

※ ○印は歯学体参加種目

【大学院】

大学院学生が学外の学会等へ出席する際には、学生の主指導教員に支給される大学院研究費の中から、交通費等を使用できる仕組みとなっている。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切におこなわれているか。

【歯学部】

健康面や精神面の相談窓口は教育学習支援センター、学生相談室、保健室、学生課ならびに学年主任・主任補佐が担当し、保健師（1人）を含めた学生相談室相談員（7人）がサポートしている。特に健康面は、全学生に健康診断を義務づけ、要再検査該当者は保健室や附属病院内科で対応している。

ハラスメントに関する事項は、「学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止規程」に基づき相談員（9人）が担当している。またハラスメント防止を学内イントラネットで呼びかけ、小冊子（「教職員のための学生と向き合う 25 の提案」中部大学・教育を考える研究会 編）の配布や有識者によるFDを開催し、カウンセリングマインドの醸成に努めている。

また、年1回の塩尻警察署交通課による交通安全講習会や防火管理委員会による防災訓練も実施している。学外での学生の安全を確保するため、必要に応じて塩尻署生活安全課と相談し、犯罪に巻き込まれないための心得などの講演を依頼している。

【大学院】

全学生を対象にした健康診断を毎年度義務づけている。受診できない学生には健康診断書の提出を求めている。学生に対する心的支援や生活相談を行うため、2006年1月に学生相談室の設置とオフィスアワー制度を導入している。

教育研究活動中の災害および通学中の事故に対し必要な給付を行うため、2008年4月1日より全学生が学生教育研究災害傷害保険に加入した。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

【歯学部】

歯学部学生に対しては、教務課職員や学年主任・主任補佐、補佐教員、学生相談員が個別に意見を汲み上げている。課外活動関連は各部の部長を通じて、あるいは文化連絡協議会・体育連絡協議会が意見を集約し、学務委員会で審議される。各学年にはクラス委員が選出されているが、学年全体を代表する機構や学生全体を代表する組織はない。

【大学院】

学生の意見を汲み上げるシステムとして、授業、研究指導および教育環境等のアンケートを実施し、学生生活の充実度等の調査を行っている。アンケートの項目については、学生生活の充実度に関する項目のほか、学生の窓口となる教務課(大学院担当)に対する要望等も調査している。

4-3-⑥ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見) 「学生を代表する組織がないので、設置の検討を期待する。」

学生自らが学生会などの全学的組織を立ち上げてほしいと願っているが、まだ実現して

いない。2009年度の体育系および文科系クラブの合同総会で、学生会を立ち上げることが提案され、出席者の間で了承されたが、まだ具体的な動きはない。

(2) 4-3の自己評価

【歯学部】

学生サービスと厚生補導は学年主任・主任補佐が担い、学生課がサポートしている。これらの諸問題は、学務委員会で討議し適切に処理されている。学生サービスに関する情報伝達も学生イントラネットや携帯メール配信システムで効率的に行われている。学内の食堂やレストランは休日も利用可能で利便性が高く、Campus Innも整備され、良好な環境である。

本学独自の学生に対する経済的支援策として、成績優秀者に対する授業料免除、学資負担者死亡時の授業料免除、被災した場合の学費の減免、留年時の学生納付金の減免などの特色ある制度を備えている。日本学生支援機構の奨学金受給希望者も多く、適切に運用されている。

課外活動は、文化連絡協議会と体育連絡協議会を中心に運営され、学長以下の教員と学生課職員が支援する体制を整えている。各団体の指導も教員が担い、安全面や健康面に配慮している。経済的にも歯学部学生共済規程にしたがって支援され（2011年度、26団体総額720万円）、大学祭などの自主的なイベントを支援し、充実した課外活動が行えるように年間授業計画にするなど配慮している。施設も単科大学としては極めて充実し、活発な課外活動が行われている。

本学の学生相談体制は学生相談室を含めて学習支援体制と一体化して機能し、メンタルヘルスケアも常勤の内科医が対応し有効に機能している。地元警察署との連携やFDも活発である。健康上の問題に対しては保健室や附属病院内科があり、迅速に対応可能な環境が整えられている。また、全学生が学生教育研究災害傷害保険に加入している。

学生の厚生補導に関する意見は学生課や学年主任・主任補佐が、課外活動関連の意見は各団体の部長や学生の団体を通して伝えられ、適切に処理されている。

【大学院】

学生相談室を常設して学生生活全般への相談に応じる体制が確保されている。年間に5～6件程度の相談が学生課（大学院担当）に寄せられている。相談記録を作成していなかったため、正確な相談件数や詳細な内容を把握出来ていないが、主な内容は、学費について、研究テーマの変更について、指導教員の変更についてなどであり、主に研究科運営委員会で対応している。

経済的支援策は、学内外の制度が整備されている。義務化された健康診断を受診できない学生には、個別に健康診断結果を提出させて適切に対応している。歯学部と同様に全学生が学生教育研究災害傷害保険に加入し、災害・事故等に対応した給付制度がある。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

【歯学部】

本学では、学生サービスや厚生補導に当たる学年主任・主任補佐を中心とした教員による学習支援体制や学生生活支援体制が整い、食堂施設、体育施設、学生寮などの諸施設、

あるいは各種の自習室などが充実し、良好な環境を有している。引き続きこの環境を維持して厚生補導全般の質の向上を図る。

今後、経済的支援策は益々重要で、奨学金など本学独自の支援策を堅持し、学資負担者死亡時や被災した場合などの緊急時に備える。また、学生支援機構などの奨学金返済に関する指導を強化し、厳格な運用を目指す。

激変する歯科医学教育環境にあつて健全な課外活動を育むため、現有諸設備を維持し、カリキュラム編成などの年間授業計画にも配慮する。他方、適切な活動推進を目指し、活動計画書や報告書の作成・提出を厳格に実施する。

確立された学生相談・学習支援体制を強化するために、引き続き FD を活発に開催してスキルの向上に努める。

学生の意見を反映する仕組みとして学生を代表する制度も必要であるが、当面はクラス委員制度を活用し、学年主任との意見交換を行い、学生サービスの改善に役立てる。同時に、学年末のアンケートに学生生活満足度調査を加えて改善資料として活用する。

【大学院】

学生相談・学習研究支援体制を強化するために、FD を引き続き開催する。また、今後は相談記録を作成し、相談内容等の把握に努める。健康診断については、入学時や新年度開始時に全員が受診するよう指導を徹底している。学生を代表する組織を作ることは難しいが、オリエンテーションなどで代表を決めて意見の集約をするように働きかける。

4-4. 就職・進学支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4の視点》

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4の事実の説明

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

【歯学部】

本学の学習支援から進学相談に至る支援体制は一元的に実施されている(図4-1)。卒業生は全員が臨床研修を希望するため、国家試験合格者は医療従事者として就職し、不合格者は再受験の準備のために就職しない。就職や大学院進学を含めた進路の指導・助言は学年主任や主任補佐が担当し、三者面談では学生・教員に父母もまじえて進路指導を含めた学習生活全般の相談を実施している。

臨床施設の紹介等の情報提供、マッチング登録支援は学生課が担当し、研修施設を見学する機会も用意されている。毎年、6年生全員がマッチングに参加し、国家試験合格者全員がいずれかの施設で研修を行う。大学院歯学独立研究科の説明会は6年生と研修医を対象に開催している。

また、本学の同窓会組織(松本歯科大学校友会)の支部組織を通じても研修終了後の就職相談や開業相談に応じる体制がある。

【大学院】

就職、進学に係る相談は、指導教員をはじめ学生相談室、学生課(大学院担当)で対応

している。しかし、専門的に対応する窓口はなく、組織的な取り組みは行っていない。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

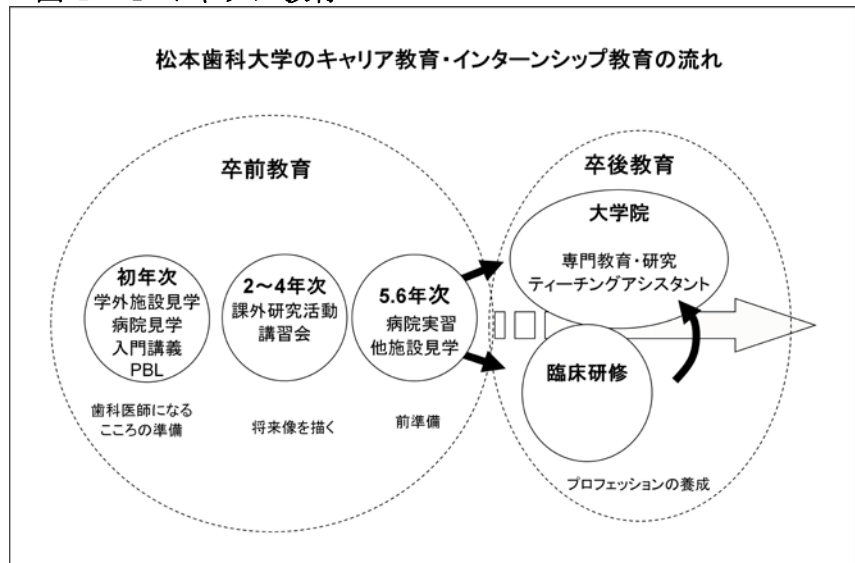
【歯学部】

本学の卒業生の多くが歯科医師として就業し、一部が大学などで教育や研究に従事している。このように本学の学生の目標は明確で、キャリア教育（図4-4）が初年次から実施され、卒後の臨床研修と大学院における専門教育に移行している。

初年次には臨床歯科医学などの入門講義に留まらず学外の保健福祉施設見学を行い、多様な歯科医師像を描くことができるよう配慮されている。義歯製作や救急蘇生法など多岐にわたる実習も導入し、歯科医師になる心構えを醸成している。実習後のアンケート結果は「義歯製作は楽しかった」などと好評である。

2年次には自由研究を希望する学生の研究を支援し、学会発表や論文発表として結実している。5・6年次にはキャリア教育の最終段階である病院実習と総合講義が行われ、各科の臨床実習ヘッドインストラクターを中心とした担当教員が支援している。

図4-4 キャリア教育



卒後は、本学の臨床シ

ステムを希望すれば、1年間の臨床研修に臨む。この臨床研修では、単独型と複合型の2コースを設けている。前者は本学附属病院で、後者は本学附属病院と学外の研修協力施設で研修する方式である。研修の到達目標は明確で、歯科医師臨床研修手帳に従って所定の項目を研修する。研修開始以来、全ての研修医が所定のプログラムを修了している。

【大学院】

キャリア教育のための組織的な支援体制は、整備されていない。しかし、2007年度から高度臨床実習科目を設定し、主指導教員を中心に認定医・指導医・専門医等の資格取得に向けた指導が可能となっている。

(2) 4-4の自己評価

【歯学部】

歯学部の場合、全員が歯科医師臨床研修を希望する。研修先や大学院進学相談は学年主任・主任補佐が担い、学生全員が研修先を決めるよう適切に助言されている。

大学全入時代に突入した現在では、初年次キャリア教育は重要で、義歯製作実習などで歯科医学に興味を抱く学生も多く、有効な方策といえる。2年次から4年次には支援を受けて自由研究に取り組み学会発表や論文を掲載する学生がいるなど評価できる。5・6年次の臨床実習や総合講義は歯科医学の知識の統合に有効で、学年主任を中心とした支援体制

と6年生の個人別チューターの配置など、手厚い指導を行っている。しかし、実習内容の多くは見学で、診療参加型実習が十分ではない。現在、診療参加型実習導入のためにFD研修会等を開催し検討を行っている。

【大学院】

これまでは、歯科医師の資格を有する者が学生であったため、学位取得後の進路が明確で、大きな問題はなかった。今後は、歯科医師以外の学生の課程修了のケースもありうるため、就職に対する相談・助言体制を整備する必要がある。また、留学生の進路についても相談・助言体制を整備する必要がある。高度臨床実習科目の設定、大学院セミナーの実施など、キャリア教育にも努めているが、生涯教育の具体的方針は立っていない。その必要性も含めて、検討を要する。

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

【歯学部】

就職・進学の助言体制に問題はなく、引き続き学習支援と並行して指導を強化する。キャリア教育については現行の初年次教育を継続する。臨床実習に診療参加型実習をさらに取り入れる。卒後の臨床研修が並行して行われているために解決すべき課題は多いが、臨床実習の充実を図るために模擬患者による医療面接研修などのプログラムを作成する。

【大学院】

主指導教員および教育環境改善委員会が連携し、助言していく体制を整備する。キャリア教育については、認定医・指導医・専門医等の資格取得に向けた指導体制の充実や、ポストドクター制度の本格的な導入について検討する。

[基準4の自己評価]

【歯学部】

本学のアドミッションポリシーは募集要項などに平易に記載され、定員管理も適切である。選抜方法は多様であり様々な角度から学生を選抜しているが、若年人口減少に伴う志願者数の減少がみられる。しかし、入学者には少人数教育を行い、修学意欲を高める初年時導入教育やリメディアル教育を積極的に実施している。

特待生制度は2009年度から実施しており、成績優秀かつ人物が優れ、協調性がありリーダーシップを発揮できる学生を募集している。「特待生」は卒業までの6年間にかかる学費が大幅に軽減され、選考試験の成績に応じて2段階の優遇措置がある。特待生1種は、6年間の学生納付金等の総額が600万円、第2種は1,200万円である。募集人数は、1種及び2種の合計で約20名である。特待生は、同時期に実施するセンター利用入試を出願し、特待生選考試験で決定する。本年で3年目を向かえ、他の学生の模範になり、学生が授業に対し前向きな姿勢でのぞみ授業中、質問等も多く出て全体の学力向上に繋がっている。

学費の減額については、2012年度より教育に必要な施設が概ね完成したため、新入生の教育充実費を廃止した。これにより初年度の学生納付金は268万円、第2学年以降は320万円、6年間で1,868万円となり、父母の負担を軽減することとした。これにより、2012年度の志願者数が昨年の約4倍に増え、優秀な学生が入学することによりレベルアップに繋がると思われる。

このほか学費負担者に万が一の場合、学びを断念することなく継続を援助する学生共済費をはじめ、交友会費、父母会費など、委託徴収会費等は6ヵ年で180万円である。

東日本大震災において、災害による家屋の全壊・半壊・床上浸水等の被害にあわれた在学学生に対し、経済支援を図る目的で授業料減免を行っている。

学年主任・主任補佐制度を中心とした学習支援体制が整備され、Campus Innの常駐教職員による1年生の学習生活指導や6年生の個人別チューター制などの優れた支援体制がある。自習室、図書館なども十分に用意され、特に6年生には専用自習室があるなど、自主学习やグループ学習が可能な環境を提供している。学内に完備した無線LAN環境を利用したインターネットによる学習支援制度（e-Learning）やオフィスアワー制度も整備されている。毎週実施するWeekly Testは特色ある制度で、授業内容の確認や復習を容易にしている。授業の出欠状況はコンピュータによりリアルタイムに管理され、学年主任や父母が容易に確認できる。学習支援に関する学生の要望はアンケートと学年主任・主任補佐あるいは三者面談で汲み上げている。反面、授業評価に対する改善策を具体化する制度や直接学生と意見を交換する場を今後整備する必要がある。

学生サービスや厚生補導は学習支援制度と一体化している。学年主任・主任補佐と学生課が担い、学務委員会で適切に処理されている。学生サービスに関する情報伝達も学生イントラネットや携帯メール配信システムにより効率的に行われている。学内の食堂やレストランは休日も利用可能で利便性が高く、Campus Innも整備され、快適な学生生活を提供している。経済的支援策である学資負担者死亡時の授業料免除、被災時の学費の減額、成績優秀者の授業料免除制度などの制度が充実している。日本学生支援機構による奨学制度も適切に運用されている。2009年度から特待生制度を実施し、今まで以上の学生の経済面での支援を充実させるよう配慮している。

学生の課外活動は、文化連絡協議会と体育連絡協議会および合同総会で運営され、学長以下多くの教員が支援している。課外活動に対する経済的支援も歯学部共済規程によって行われるなど、活動環境は整備されている。

学生の相談の窓口は、学生課職員、学生相談室員、学年主任・主任補佐などが当たり、FDも適切に実施されている。健康管理は保健室や附属病院内科医などにより万全の体制である。学生の個別の意見は学年主任や三者面談によって汲み上げられる。

歯学部学生の卒後の進路はほぼ同じで、研修先や大学院進学の相談は学年主任や主任補佐を中心に実施されている。また、初年次から「入門歯科医学」の講義や義歯製作実習を実施してキャリア教育のための学習目標を明確にしている。5・6学年の臨床実習は円滑に運用されているが、卒前臨床実習における診療参加型実習が不足している。

【大学院】

入学者選抜試験制度は、社会人および外国人留学生にも対応している。入学者は研究科入学者選抜試験委員会が行う試験を経て研究科委員会にて審議され入学が許可される。在学学生は現在76人で、収容定員を満たしている。学習支援体制については、社会人学生を主とした授業に出席できない学生に、授業を収録したDVDを配付するなど整えられている。相談窓口、オフィスアワー制度、アンケートなど通じて学生からの相談・要望等に応える制度が構築されている。学生に対する経済的支援策については、学内外の制度が整備されている。また、学生に対する健康診断を毎年度実施している。さらに、災害・事故等

の際に必要な給付を行えるよう、2008年度から学生教育研究災害傷害保険に加入した。

これまでの大学院課程修了生は歯科医師であったため、就職支援等の問題は顕在化しなかった。しかし、歯科医師資格を持たない学生や留学生の就職に対する個別の対応が今後必要になると考えられる。博士課程のキャリア教育については、その必要性も含め、更に検討する。

【基準4の改善・向上方策（将来計画）】

【歯学部】

アドミッションポリシーの周知は継続的に行うが、18歳人口減少などによる入学志願者減少に対応するため、入試委員会等にて対応策を考えている。一方、学習支援体制の強化は受験生減少対策のひとつでもあり、教員の能力開発を支援強化すると同時に、学生と教職員との意見交換を図って学生の意見を汲み上げ、「学生中心の大学」化にさらに努める。学生サービスや厚生補導は充実しているが、経済的困窮に対する独自の支援策を強化する必要がある。特待生制度、奨学金貸与制度、学生支援機構制度の適切な運用にも努める。健全な学生生活のため、課外活動が可能な授業計画を策定する。初年次のキャリア教育によるモチベーションの向上に加え、修学を支援して退学者を防止するためにも学生相談体制を充実する。そのためにもFDによって教職員のカウンセリングスキルの向上に努めることが重要な対策となる。

【大学院】

アドミッションポリシーとして、研究科の目的および具体的な受け入れ方針を2009年度の学生募集要項から記載している。大学院の授業料は他大学院に比して高いわけではないが、今後は本学独自の分割納入制度や貸与制度を検討する。就職に対する相談・助言体制については、就職希望者があった場合に備え、主指導教員および教育環境改善委員会が連携し助言していく体制を整備する。キャリア教育については、認定医・指導医・専門医等の資格取得に向けた指導体制の充実や、ポストドクター制度の本格的な導入について検討する。

基準 5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1の視点》

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

5-1-③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応
（改善を要する点）

「歯学部では中堅層である専任准教授が少ない。特に中堅層が不足している臨床講座では、可及的速やかに補充するよう、改善が必要である。」

(1) 5-1の事実の説明

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

「大学設置基準」第13条に定められている必要専任教員数118人に対して、歯学部の授業担当者としてシラバスに記載されている専任教員数は下記表5-1に示すとおり120人であり、必要専任教員数を満たしている。

表 5-1 歯学部授業担当専任教員内訳（シラバス記載）

| 授業担当専任教員数 | 内 訳 | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 |
| 120人 | 35人 | 21人 | 28人 | 36人 |

本学の部門別教育職員は、歯学部、大学院歯学独立研究科、総合歯科医学研究所、大学病院により構成されており、学部教育と大学院教育および研究・診療に携わっている。

教育に関しては、学部と大学院それぞれのシラバスに従い、効率的に行われている。本学専任教員のうち112人が博士学位取得者で、その他に7人が修士学位取得者である。

本学においては、初年時におけるクラス別の授業、基礎科目におけるグループ別授業および実験、臨床基礎実習における多数のインストラクターによるきめ細かい教育、臨床実習における少人数グループローテーション、個人チューターを用いた教育など重層的な少人数教育を実施しており、これを推進するための独自の教員配置がなされている。これは他大学にはあまり見られない本学独自の手厚い教育体制である。

専任教員以外では、助手47人が教育補助という形で教育に関与しており、演習・実験・実習において大きな力を発揮している。これらの中で臨床講座に所属する者が44人おり、病院診療の要ともなっているほか、科学研究費への申請資格を有し、研究面においても活躍している。

非常勤教員数は150人であり、専任教員と同様に、カリキュラム、履修基準表、研究、臨床に基づき各専門分野の教員を多数擁している。学部在籍学生数は446人であり、専任

教員 1 人あたりの在籍学生数は 3.7 人である。

大学院担当教員については、「大学院設置基準」第 9 条に定められている必要教員数 36 人に対し、「松本歯科大学教育職員選考基準」に基づき、下記表 5-2 に示すとおり研究指導教員 42 人と研究指導補助教員 26 人の計 68 人を置いている。

表 5-2 大学院担当教員内訳

| | |
|----------|---------------------------------------|
| 研究指導教員 | ：42 人（教授 23 人、准教授 16 人、講師 3 人、助教 0 人） |
| 研究指導補助教員 | ：26 人（教授 0 人、准教授 2 人、講師 17 人、助教 7 人） |

この 68 人の大学院担当教員は、大学院のみの担当ではなく、学部、研究所のいずれか又は両方を兼務し、下記表 5-3 に示すとおり 3 つの講座毎に適切に配置されている。

表 5-3 講座別のユニット、担当教員及び大学院学生数

| 講座名 | 硬組織疾患制御 再建学講座 | 顎口腔機能制御 学講座 | 健康増進口腔科 学講座 |
|----------|------------------|----------------|----------------|
| ユニット数 | 7 | 3 | 3 |
| 研究指導教員 | 20 人 | 10 人 | 12 人 |
| 研究指導補助教員 | 15 人 | 5 人 | 6 人 |
| 所属学生数 | 45 人 | 10 人 | 21 人 |

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

本学専任教員の年齢構成は、26 歳～40 歳は 37.9%、41 歳～50 歳は 28.2%、51 歳～60 歳は 16.9%、61 歳以上は 16.9%である。女性の占める割合は 16.9%である。これらの専任教員は、教養教育科目、基礎および臨床専門科目にそれぞれ配置されている。

大学院担当教員の年齢構成は、26 歳～40 歳は 25.0%、41 歳～50 歳は 38.2%、51 歳～60 歳は 23.5%、61 歳以上は 13.2%で、研究指導教員の平均年齢は 52 歳、研究指導補助教員の平均年齢は、42 歳である。女性の占める割合は 12.9%である。大学院担当教員の専門分野は、各講座の専門別に配置されている。

5-1-③ 2008 年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応 （改善を要する点）

「歯学部では中堅層である専任准教授が少ない。特に中堅層が不足している
臨床講座では、可及的速やかに補充するよう、改善が必要である。」

2008 年度受審時の自己評価報告書では、本務教員のみ的人数を記載していたため、臨床講座の准教授数が 0 人となっており指摘を受けたが、実際には兼務教員が 5 人おり、特に臨床講座の准教授数が不足しているとの問題は見受けられなかった。

なお、それ以降にも、准教授を加え表 5-4 のとおり十分な人数を擁している。

表 5-4 准教授（歯学部本務、兼務発令）の変遷

| | 教養科目 | | 基礎講座 | | 臨床講座 | | 合計 | |
|----------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|
| | 2008 年度 | 2011 年度 | 2008 年度 | 2011 年度 | 2008 年度 | 2011 年度 | 2008 年度 | 2011 年度 |
| 准教授数 （歯学部 本務教員、兼務教員） | 1 人 (1, 0) | 2 人 (2, 0) | 8 人 (6, 2) | 13 人 (8, 5) | 5 人 (0, 5) | 5 人 (3, 2) | 14 人 (7, 7) | 20 人 (13, 7) |

(上記以外に、研究所・病院本務教員 2名)

(2) 5-1の自己評価

教員編成は、「大学設置基準」および「大学院設置基準」の必要専任教員数を上回る教員が配置されている。博士及び修士の学位は、非常に多くの教員が取得している。年齢構成では、40、50歳代の教員が約50%を占め、若手とベテランおよび中堅が適切に配置されているが、50歳代と60歳代の教員の比率が同水準であるため、学生教育の充実と更なる研究推進のためにも、今後更なる若返りのための施策が急務である。女性教員の割合は、全教員中16.9%と低い値を示している。

教員の若返りと女性教員への対応としては、若手教員にとっての魅力ある大学環境の整備と、女性教員が安心して働くことができる職場環境の構築に配慮する必要がある。

教員の専門分野のバランスについては、歯学における主要な領域を広くカバーしており、「歯科医学教授要綱」や「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」に従った教育を本学の教育目標に適した形で発展させていくために、教養教育科目、基礎および臨床専門科目にそれぞれ均等に配置されている。

2008年度受審時に指摘を受けた歯学部の准教授数については、その時点でも問題は見つけられなかったが、その後現在までに准教授を加え十分な人数を擁している。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

現在、年齢構成はバランス良く保たれているが、50歳代と60歳代の年齢比率が同水準であり、今後は全体年齢の上昇が予想される。更なる若返りを図るとともに多くの優秀な人材の養成が必要であるため、若手教員にとっての魅力ある大学環境の構築が必須である。

その取り組みとして、本学における研修歯科医・助手を大学院生として人材確保し、博士課程での教育・研究・臨床を通して、本学教育職員としての能力向上を図る。

研修歯科医・助手以外の大学院生については、大学院に通いながら教育・研究・臨床を可能とする制度(ティーチング・アシスタント(TA)制度、リサーチ・アシスタント(RA)制度、診療助手制度等)を利用し、本人への経済支援も兼ねた本学で研鑽できる制度を継続して活用していく。

女性教員が安心して働くことができるように、育児短時間勤務制度を導入したが、この他にも、育児休業の取得後の職場復帰等の際により働きやすい環境を整えていく。

全体的な教員配置としては、現在の学生数に応じた教員数及び配置を進めるため、基礎および臨床講座の大講座制の導入なども検討していく。

大学院に関しては、その運営を適切に行うための必要な教員が確保され、適切に配置されている。今後も教育と研究の更なる発展のため、継続して適切な教員の確保・配置に努める。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《5-2の視点》

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適正に運用されてい

るか。

- 5-2-③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「任期制を助教のみに限定せず、ほかの教員についても検討することを期待する。」
- 5-2-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「外国人教員(非常勤を含む)の任用について、外国では社会通念が異なる場合があるので、任用規則の整備が望まれる。」

(1) 5-2の事実の説明

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

教員の採用方針は、「松本歯科大学教育職員任用規程」第3条において、「教育職員は、人格高潔で、学識に優れ、建学の理念をよく理解し、大学設置基準第14条から第17条までに規定する資格要件を満たす者のうちから、別に定める選考基準に基づき選考する。大学院を担当する教員については、前項の教育職員のうち助教以上の資格を有し、かつ大学院設置基準第9条第2号に規定する資格要件を満たす者のうちから、別に定める選考基準に基づき選考する。」と規定している。

昇任については、「松本歯科大学教育職員選考基準」で教授・准教授・講師・助教の各職における必要資格(教育研究歴、学術論文数)を定めている。

その資格を満たしている者のうち、各講座、部門等の責任者がふさわしいと認める者について申請を行い、各講座の定員枠や本人の総合的な教育研究(臨床)能力等の観点から審議、決定する。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適正に運用されているか。

教員の採用・昇任の方針に基づく規程は、「松本歯科大学教育職員任用規程」「松本歯科大学教育職員選考基準」において定められている。

教授の採用は、公募制を基本とし、学長が設置した選考委員会の審査に基づき、教授会で審議し、理事会に上申のうえ決定する。

准教授および講師の採用および昇任は、各講座、部門等の責任者からの申請に基づき、学長が選考委員会を設置し諮問する。選考委員会が資格審査等を行い、学長に答申し、教授会で審議し、理事会に上申のうえ決定する。

助教および助手の採用は、採用試験(原則年1回)を実施し、教授会で審議し、理事会に上申のうえ決定する。

助教職には、「松本歯科大学教育職員の任期に関する規程」に基づき、3年の任期制を導入している。任期の更新は、再任希望者の任期中の教育・研究・臨床(臨床系のみ)業績と、再任後の教育、研究(臨床)についての抱負を必要書類とし、再任希望者の所属長の申請により教授会にて審議したうえ、理事会に上申のうえ決定する。

助手職では、「学校法人松本歯科大学助手、契約職員、研修歯科医の雇用に関する規程」に基づき、2年ごとの契約としている。契約の更新は、更新希望者の任期中の教育業績及び研究業績または臨床業績と、更新後の教育、研究(臨床)についての抱負を必要書類と

し、更新希望者の所属長の申請により教授会にて審議したうえ、理事会に上申のうえ決定する。

上述のとおり、教育職員の人事は「松本歯科大学歯学部教授会規程」第4条により教授会で審議することとしている。

大学院担当教員の選考に当たっては、上記の規程及び「松本歯科大学大学院歯学独立研究科担当教員の選考及び資格審査に関する規程」「松本歯科大学大学院歯学独立研究科担当教員の選考及び資格審査に関する申合わせ」に基づき、選考及び資格審査を行っている。博士課程の教育を遂行するために必要な教員を配置するためには、大学院担当教員としての的確性を確保していくことが必要であるとの認識のもと、大学院担当教員には資格更新制度を採用し、研究指導教員については5年毎、研究指導補助教員については3年毎に資格審査を実施している。

非常勤講師、臨床教授などの非常勤教員の職については、「松本歯科大学非常勤講師委嘱規程」「松本歯科大学臨床教授等委嘱規程」「松本歯科大学診療教授等委嘱規程」「松本歯科大学客員教授規程」により明確化している。

なお、教育職員の定年は「学校法人松本歯科大学定年規程」により、満63歳（1998年8月31日以前の採用者においては満67歳）としている。

また、定員枠により採用、昇任が滞っている講座も見受けられるため、60歳以上の教員を対象とした「学校法人松本歯科大学早期退職制度規程」を制定し、教員の若返り方策を進めている。

5-2-③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「任期制を助教のみに限定せず、ほかの教員についても検討することを期待する。」

助手、助教以外にも任期制を導入するかどうか検討をした結果、導入に関して課題が多くあるため、任期制の対象は、現状どおり助手、助教とした。

5-2-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「外国人教員（非常勤を含む）の任用について、外国では社会通念が異なる場合があるので、任用規則の整備が望まれる。」

外国人教員への対応については、本学を卒業した外国人がそのまま大学に残り教員となる例が多く、日本の文化、考え方を熟知しており、労働基準法、就業規則等に則って雇用しているため、早急に外国人向けの特別な規程を制定するという段階には至っていない。

(2) 5-2の自己評価

本学の教員の採用および昇任は、「松本歯科大学教育職員任用規程」に基づき、本学の建学の理念を理解し、教育と研究の有機的結合を強固にして大学の本質を常に究めるという意欲を持った教員を広く求め、選考委員会の設置や採用試験等を行い公正に選考し、教授会での審議を経て理事会にて決定している。

教授職については、公募を基本としている。助教の職については、任期制度を導入している。また、講座単位での定員制度を導入しているため、各分野における適切な教員数が

確保されている。

大学院担当教員の選考に当たっては、選考の基準、選考委員会の位置づけ等が各規程により明確になっており、適切に運用されている。大学院担当教員は、資格更新制度を導入しているため、たゆまない研究推進活動が求められ、博士課程の教育遂行に必要な教員を確保することができる。

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

定員枠により採用、昇任が滞っている講座も見受けられるので、教員の若返り方策を進めるための早期退職制度の制度活用を進める。

大学院担当教員の選考、資格更新制度は、現段階では特に問題はないと認識しているが、そのシステムが形骸化しないよう、適時FD研修会を開催するなど、大学院担当教員として能力を保てるよう努めていく。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5-3の視点》

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) 等が適切に活用されているか。
- 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。
- 5-3-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)「学部専任教員の1週間当たりの担当授業時間数が全職種間で著しい格差があるので、検討が望まれる。」

(1) 5-3の事実の説明

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

歯学部担当教員の各教科授業担当者の1週あたりの授業時間数(1授業時間90分)は、最大は36.4、最低は0.1、平均で教授15.1、准教授16.2、講師13.6、助教15.9である。

この他に、授業以外の教育に関わる負担(補習、オフィスアワー、講義資料・試験問題作成、チューター任務、実験・実習の実施に関わる準備など)もかなり大きいのが現状である。

2011年度の開設授業科目は97科目(講義73科目、実習24科目)である。このうち、専任教員が担当する科目は94科目、非常勤講師に委ねている科目は3科目である。ただし、非常勤講師が評価責任者である専任教員と共同で実施する授業科目(36科目)は、専任教員の担当科目として取り扱っている。

開設授業科目における専任教員と学外非常勤講師の専兼比率は、専門教育では81.4%、教養教育では86.4%となっている。

大学院担当者は、大学院のほか、学部、研究所、病院を兼務している。本博士課程については、「大学院設置基準」第14条（教育方法の特例）を適用し、夜間その他特定の時間を利用した授業及び研究指導も行なっている。

大学院担当教員の1週間あたりの教育担当時間については、研究指導教員が12～15時間、研究指導補助教員が9時間である。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) 等が適切に活用されているか。

教員の教育研究活動を支援することを目的にしたTA (Teaching Assistant: ティーチング・アシスタント)、RA (Research Assistant: リサーチ・アシスタント) は、大学院学生を対象に、「松本歯科大学ティーチング・アシスタント規程」「松本歯科大学リサーチ・アシスタント規程」により制度化されている。

TA 制度は、2009年度には計7件、2010年度は計10件、2011年度はこれまでに14件の大学院生の採用があり、学部における教育活動を支援している。

RA 制度は、現在までに実績はない。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

研究費については、「松本歯科大学学内研究費の取扱いに関する規程」により、全学的に専任教職員に対して「個人研究費」制度をとっている。

教授には年間63万円（非実験系の教養科目教授には45万円）、准教授には49.5万円（非実験系の教養科目准教授には31.5万円）、講師には38.7万円（非実験系の教養科目講師には27万円）、助教には27万円（非実験系の教養科目助教には22.5万円）が支給されている。

各講座には、共同で使用する消耗品などを支出するための「講座研究費」が4万円×所属教員数の額で支給されている。

その他、学内公募により審査・採択している「推進研究費」を交付することにより、特に学内若手教員の研究活性化を目指している。

教員（助手を含む）に配分される研究費について、研究費の総額は約2億8,000万円、教員1人当たりの額は約136万円である。教員研究費の内訳については、研究費の総額に対する割合は、「個人研究費」が21.7%、共同研究費（「講座研究費」等）が20.3%、「科学研究費補助金」が47.7%、その他（「受託研究費」等）が10.4%となっている。

教員の教育研究目的を達成するための資源となる研究費については、所属組織に関係なく大学の教員に割当てられる「個人研究費」が基本となっている。

このほか、大学院担当教員のうち大学院学生の主指導教員となっている教員には、指導する学生の人数に応じて「大学院研究費」（大学院学生1人あたり18万円）が研究指導経費として割り当てられている。「大学院研究費」は、大学院学生の学外での研究活動に係る旅費等の補助としての使用も可能となっている。

教員（助手含む）の研究旅費は、国外への出張旅費の総額は約1,580万円、国内への出張旅費の総額は約3,000万円で、1人当たりの支給額は約15万円である。

在外研究員制度を利用して、短期および長期（2年間まで）の国内または海外研究施設での留学が可能となっている。

外部資金としては、文部科学省「科学研究費補助金」の他、企業による助成金（奨学寄附金・受託研究費）や委託研究費がある。

「科学研究費補助金」の採択実績は、大学の研究活動のバロメーターとして重要な位置を占めているが、本学における「科学研究費補助金」の2010年度交付件数は、60件で総額1億2,281万円、2011年度交付件数は、49件1億4,563万円であった。2003年度から本学の交付決定額は継続して1億円以上と、私立歯科大学、歯学部では上位の水準を保っている。

5-3-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「学部専任教員の1週間当たりの担当授業時間数が全職種間で著しい格差があるので、検討が望まれる。」

授業担当時間数の格差は、2011年度においても見受けられる。

臨床系科目では実習・臨床実習が中心となることなどから、所属講座（教養、基礎、臨床）の授業科目によって、授業担当時間数にある程度の差が出てくることはやむを得ない。

(2) 5-3の自己評価

歯学部授業担当者における現状の授業時間数が教員によって差が認められるため、その内容を早急に検討する。授業以外の教育担当時間について、各部門別教員の担当内容の不均衡を分析する必要もある。

大学院担当教員の大学院単体での教育担当時間および内容については、現在のところ問題はない。しかし、大学院を担当している教員のほとんどが学士課程（学部）の教育を担当しており、博士及び学士課程の教育担当時間を合わせた場合、一部の教員に教育担当時間が偏っている傾向がみられる。大学院教育の主体は研究活動であり、今後さらに研究活動を推進していくために、大学院担当教員の大学院教育担当時間の適正化を検討していく必要がある。

教員の教育研究活動を支援するのみならず、大学院学生に指導者としてのトレーニングの機会を与えるためのTA制度およびRA制度については、TA制度は、年度が進むにつれTA採用者が増えており、教員の教育研究活動の支援のほか、大学院学生の経済的な支援策として着実に定着してきている。しかし、RA制度は現在までに活用されておらず、今後の利用促進を図る必要がある。

毎年度、全教職員を対象とした「科学研究費補助金」に関する説明会を開催し、本学での応募要件としていることもあり、科研費採択率の維持に繋がっている。

研究費の取り扱いに関する規程については、学術研究に関する倫理指針（松本歯科大学「学術研究倫理指針」「研究費運営・管理ガイドライン」「研究活動不正行為対策ガイドライン」「研究活動の不正行為対策に関する実施規程」）を基盤とし、研究活動を推進している。

大学院研究費については、通常の研究指導に係る経費のほか、大学院学生の学外での研究活動に係る旅費の補助としての使用が可能となっており、有効に使用されている。

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

授業担当時間数の差については、より実態に即したシラバス記載方法とし、そのうえで、授業科目の年間計画、担当教員配置の変更等の対応をしていく。

TA 制度は、採用実績が年々増加してきており、学部教育におけるきめ細かい指導の実現や大学院学生への経済的な支援等の効果を充分あげているため、引き続き本制度の積極的な活用を行っていく。

RA 制度はまだ実際に活用されていないため、大学院担当教員および大学院生への周知徹底を行い、活用を図っていく。

研究面については、松本歯科大学「学術研究倫理指針」「研究費運営・管理ガイドライン」「研究活動不正行為対策ガイドライン」「研究活動の不正行為対策に関する実施規程」に基づく教育研究活動を適正に運用していく。今後、「科学研究費補助金」などの競争資金の更なる獲得に向け、若手教員を中心とした本学独自の新たな方略を検討する。

継続的な外部資金の獲得のため、FD 研修会、大学院セミナーなどを通し教育研究の発展を目指していくほか、意欲ある若手教員の採用と、講座の垣根を乗り越えた共同研究プロジェクトの構築を推進する。

5-4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

《5-4の視点》

- 5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。
- 5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。
- 5-4-③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)『学生による教員の授業評価』の結果を教育に十分フィードバックする努力が望まれる。』
- 5-4-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)「FD研修会と事後報告会への参加を教育研究に生かすための検討を期待する。』

(1) 5-4の事実の説明

- 5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。

FD 委員会を組織し、全教職員を対象とする FD 研修会を年間 5~7 回程開催している。開催の目的は一貫して、大学専門教育に携わる教職員の資質向上にあり、テーマは多岐にわたっている。内容によっては、ワークショップ形式の研修会もあり、教職員が主体的に参加できる研修会として機能し、その成果は着実に認められる。2009年度及び2010年度の実績は表 5-5 のとおりである。

一方、大学院の教育及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、大学院 FD 研修会を年間 1~2 回開催している。専門研究分野のみならず歯科に係る分野全体をテーマとし大学院担当教員としての意識・能力の向上を図っている。2009年度及び2010年度の実績は表 5-6 のとおりである。

教育研究活動として、松本歯科大学学会の機関誌である「松本歯学」（年 2 号を 1 巻として、現在まで計 37 巻発行）と教養系論文雑誌である「松本歯科大学紀要」（年 1 回発行、現在まで計 39 号発行）を発行し、学内の研究教育活動の活性化に大きく寄与している。

表 5-5 FD 実績（2009 年度、2010 年度）

| 年度 | 回数 | 開催年月日 | 開催形式 | テーマ | 出席者数 |
|---------|-----|----------------------------|---------|---|-------|
| 2009 年度 | 第1回 | 2009.4.2 (木) | 講演 | 2009 年度教育体制の変更点について | 150 人 |
| | 第2回 | 2009.4.16 (木) | 講演 | 第 102 回歯科医師国家試験の傾向分析と対策 | 143 人 |
| | 第3回 | 2009.7.14 (火) | 講演 | Interactive study の操作方法 | 58 人 |
| | 第4回 | 2009.7.21 (火) | 講演 | 授業改善を考える（アンケート結果から） 第 102 回国家試験に対する対応 | 99 人 |
| | 第5回 | 2009.8.7 (火)～8.8 (水) | 講演 | コーチング技能習得のためのワークショップ | 24 人 |
| | 第6回 | 2009.11.16 (木) | 講演 | 共用試験 OSCE の現状と実施大学の心得 | 70 人 |
| | 第7回 | 2009.12.17 (木) | 講演 | リメディアル教育の必要性と現状 | 41 人 |
| 2010 年度 | 第1回 | 2010.4.27 (火) | 講演 | 新しい教育カリキュラムの構築を目指して(パート1) ーウイークリーテストの活用についてー | 64 人 |
| | 第2回 | 2010.5.15 (土) | ワークショップ | 共用試験 CBT 試験問題作成のためのワークショップ | 40 人 |
| | 第3回 | 2010.6.3 (水) | 講演 | 第 103 回歯科医師国家試験の傾向分析と対策 | 96 人 |
| | 第4回 | 2010.9.8 (水) | 講演 | 「魅力ある授業とは ー先生のための話すトレーニングー」 | 97 人 |
| | 第5回 | 2010.12.14 (火) | 講演 | 私たちはなぜ倫理審査委員会制度を必要とするのか -医学研究と患者・被験者の保護- | 62 人 |

表5-6 大学院FD実績（2009年度、2010年度）

| 回数 | 開催年月日 | 開催形式 | テーマ | 参加人数 | | |
|-----|------------|------|---------------------|-------|-----|----|
| | | | | 大学院教員 | その他 | 合計 |
| 第7回 | 2009.7.17 | 講演 | 歯学系大学院における問題点とその対応 | 22 | 5 | 27 |
| 第8回 | 2009.10.19 | 講演 | 日本歯学系学会協議会とは？ | 19 | 6 | 25 |
| 第9回 | 2010.07.12 | 講演 | 緩和ケア ー医療に新しい価値観の登場ー | 15 | 11 | 26 |

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

教員の教育研究活動を活性化することを目的とした教員の授業評価については、学部学生全員から各学年前期および後期授業の終了時に、受講した授業に関するアンケートをと

っている。アンケート項目は7点（①授業内容の理解、②授業担当者の熱意、③授業の工夫、④授業内容のレベル⑤授業理解へ努力、⑥シラバスに基づく授業、⑦授業内容に即した成績評価法）でそれぞれ5段階評価を求め、得られたデータは教授会に提出し、学内ネットワークにも掲載することで、教員へのフィードバックの資料としているほか、学生に対しても公開している。

教員の教育研究活動の評価として、「松本歯科大学就業規則」第61条に基づき、「松本歯科大学職員表彰規程」が定められ、教育研究功労賞などが設けられている。

その一つとして、第6学年総合講義に対する教育評価を行い、その実績により手当を支給している。その他の教育研究功労賞に関わる教員評価については、その都度、理事会において審議を行い決定している。

また、教員の臨床（診療）評価として、「松本歯科大学病院診療奨励手当支給に関する内規」に基づき、助手職に対し臨床活動を評価し、診療報奨手当を支給している。

大学院担当教員については、大学院担当者としての的確性を確保するため、資格更新制度（研究指導教員：5年ごと、研究指導補助教員：3年ごと）を導入している。

大学院担当教員の資格更新審査では、研究業績、博士課程の教育に必要な指導能力のほか、大学院における研究指導および学位論文審査の実績も考慮し、教員の教育、研究および臨床活動に対して具体的評価を行っている。

5-4-③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見) 『学生による教員の授業評価』の結果を教育に十分フィードバックする努力が望まれる。』

2011年度は、5月に「2010年度授業アンケートに関する報告書」、11月に「2011年度前期授業アンケート集計結果」、2012年2月に「2011年度後期授業アンケート集計結果」を学内ネットワークに掲載し、次年度の教育方針への資料としている。

5-4-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見) 「FD研修会と事後報告会への参加を教育研究に生かすための検討を期待する。」

FD研修会への参加を教育研究に生かすため、9月に「2012年度のカリキュラム及び時間割表に関する意見交換会」を事前に広く意見を募って開催した。

また、2012年2月にも「診療参加型臨床実習カリキュラム立案・実施」についてのFD研修会を開催し、今後の教育研究への反映を図っている。

(2) 5-4の自己評価

全教職員のFD研修会への参加率の改善および組織的な参加と取り組みについては、今後の課題である。特に講座間において若手教員の取り組み状況には温度差がある。

大学院FD研修会では、専門研究分野のみならず歯科分野全体をテーマとして大学院担当教員の意識・能力の向上を図っているが、大学院担当教員の参加人数が少ないことが課題である。

学生からの授業アンケート結果を客観的に評価するための基準の設定またはアンケー

ト内容の再検討を行う必要がある。教育学習支援センターが中心となり、授業内容をさらに一定の基準をもって評価するための実施運営・計画体制を強化する必要がある。

（３）５－４の改善・向上方策（将来計画）

FD 研修会の計画をできるだけ早期に通知して、診療・会議・実験などの予定を調整できるようにすると共に、FD 研修会の意義の重要性を講座内および各部署で意思統一し、全教職員の参加を促す。FD 研修会が形骸化しないように講演会形式よりもワークショップ形式を増やし、実際の教育問題に即したテーマを実施していく。

大学院 FD 研修会では、参加者の減少が見受けられるため、より魅力のあるテーマ設定をし、参加者の増加に努める。

授業評価に関するアンケートの解析を基に、より良いカリキュラム作成、授業内容の向上に繋げていく。

【基準 5 の自己評価】

教員編成については、「大学設置基準」および「大学院設置基準」の専任教員数を上回る教員が配置されている。担当分野等の配置については、教養教育科目、基礎および臨床専門科目に概ね適切に配置されている。

現在、教員年齢のバランスはとれているが、50 歳代と 60 歳代の教員の比率が同水準であるため、学生教育の充実と更なる研究推進のためにも、今後更なる若返りのための施策が急務である。

採用・昇任の方針については、各規程により明確化され適切に運営されている。また大学院担当教員については、資格更新制度を採用することで、大学院担当教員としての的確性を確保している。

学部授業担当者の授業時間数については、現状では教員によって差が見受けられる。TA 制度は、教員の教育研究活動の支援のほか、大学院学生の経済的な支援策として制度化され、適切に活用されている。しかし、RA 制度はまだ実際に活用されておらず、今後の利用が望まれる。研究費等の配分については、「松本歯科大学学内研究費の取扱いに関する規程」に基づき適切に配分されている。

研究費については、「科学研究費補助金」の交付決定額は 2003 年度から継続して 1 億円以上となっており、その結果、教育研究費のうち約 50%を占めていることなど、「科学研究費補助金」の獲得状況は極めて良好である。

年間 5～7 回 FD 研修会を開催している。開催回数は安定しているが、全教職員の参加率の改善および組織的な参加と取り組みが今後の課題である。

【基準 5 の改善・向上方策（将来計画）】

今後も教育課程を適切に運営するために、本学卒業生からの教員の採用・養成を継続して行うことが必須である。

そのために、本学における研修歯科医・助手を大学院生として人材確保し、博士課程での教育・研究・臨床を通して、本学教育職員としての能力向上を図る。

研修歯科医・助手以外の大学院生については、大学院に通いながら教育・研究・臨床を

可能とする制度（TA 制度、RA 制度、診療助手制度等）を利用し、本人への経済支援も兼ねた本学で研鑽できる制度を継続して活用していく。

定員枠により採用、昇任が滞っている講座も見受けられるので、教員の若返り方策を進めるための早期退職制度の活用を進める。

大学院担当教員の選考に係る事項については現段階では特に問題はないが、資格更新制度等のシステムが形骸化しないよう、適時 FD 研修会を開催するなど、大学院教員の能力の向上に努めていく。

現状の授業担当者における学部授業時間数および授業以外の教育担当時間数の不均衡を分析し、その結果、問題点を抽出し改善策を提案する。

TA 制度は、本制度を積極的に活用し充実させる方針である。RA 制度は、まだ実際に活用されていないため、大学院担当教員および大学院生への周知徹底を行い、活用を図っていく。

研究費等の使用については、松本歯科大学「学術研究倫理指針」「研究費運営・管理ガイドライン」「研究活動不正行為対策ガイドライン」「研究活動の不正行為対策に関する実施規程」に基づく教育研究活動を今後も適正に運用していく。

FD 研修会については、日程をできるだけ早期に通知して、診療・会議などの予定を調整できるようにすると共に、FD 研修会の意義の重要性を講座内および各部署で意思統一し、全教職員の参加を促す。

基準 6. 職員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《6-1の視点》

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

6-1-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）「職員の昇任昇格・異動について、目標管理制度や人事考課制度の導入を検討し、職員のスキルアップや業務の改善を踏まえた人事制度の構築が望まれる。」

6-1-⑤ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）「教育研究の支援体制を効率的に、かつより効果を上げるべく、適正な人員配置を念頭においての業務内容の改善に取組み、更なる事務組織の充実を図ることを期待する。」

(1) 6-1の事実の説明

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

事務組織に配置されている職員数は、2011年5月1日現在、94人の事務職員及び技術職員（専任職員72人、嘱託職員18人、パート職員2人、派遣職員2人）で、「学校法人松本歯科大学事務組織及び事務分掌規程」に基づき、各所属、職位が管掌する事務を行っている。

2007年度時の141人の事務組織体制と比べると、現在ではおよそ3分の2の職員数であるが、2009年度に事務組織の再編等による合理化・効率化を行い、学生数に応じた事務組織体制を継続して整備中である。

附属病院には、141人の医療職員（研修歯科医41人含む）が配置され、大学の目的を達成するため、医療人の養成、育成のための臨床教育を支えている。

大学の事務の組織体制は、これまで法人本部の下に法人の管理運営を主とする法人室と、教学組織の管理運営を主とする事務局に大別されていたが、事務組織の合理化・効率化を図るため、2009年4月に再編を行い、図6-1のとおり、法人本部の下に法人事務及び教学組織の管理運営を行う事務局を置いた。

法人本部は法人本部長が総括し、事務局は事務局長が統括している。

法人本部長、事務局長は「常務理事会」に出席し、各自が管掌する組織の報告及び施策等について調整を図るとともに、法人の意思決定について内容を把握している。

事務局長は、教学組織の連絡調整機関である「学事評議会」の構成員であり、各教学組

織の意思決定機関である「歯学部教授会」、「病院診療科長会」、「大学院研究科委員会」に出席し、教学組織のそれぞれの意思決定の内容を把握するとともに、事務局としての意見、報告、連絡等を行っている。

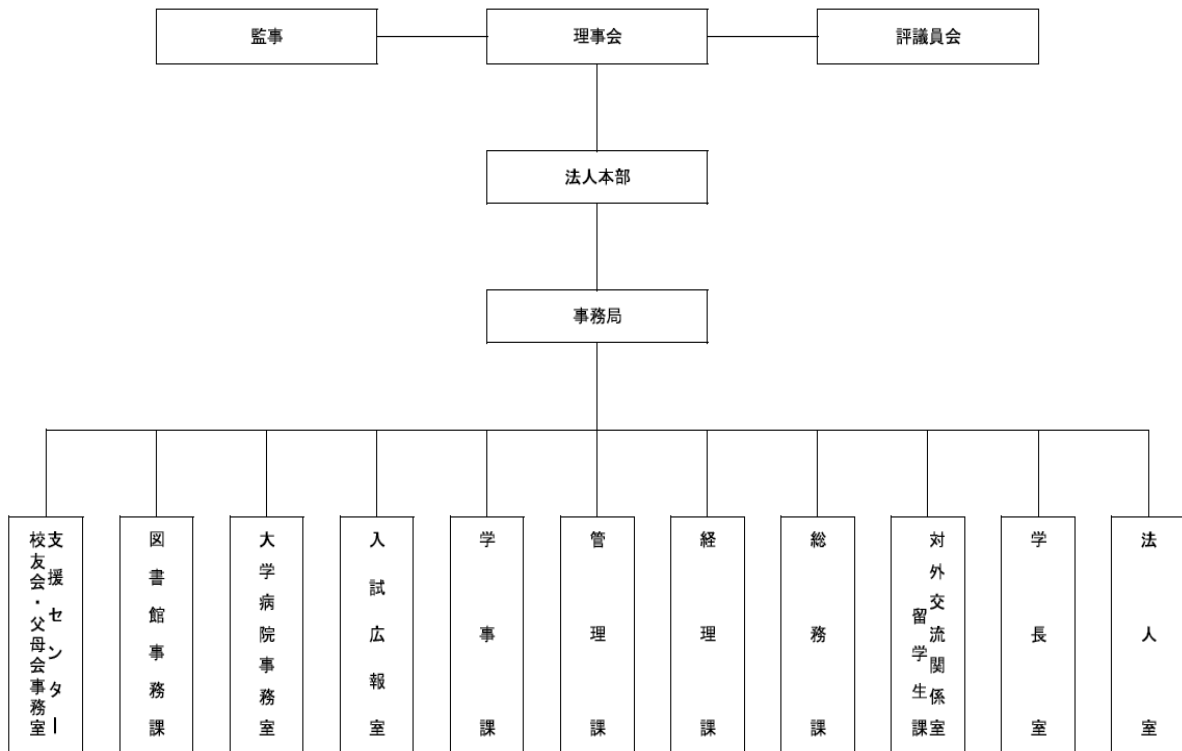
これらの情報が事務組織の各部署で共有できるように月1回「所属長連絡会」が開催され、法人、教学組織等の決定事項の報告、各部署からの連絡事項等の報告が行われ、法人、教学、事務のそれぞれの動きを事務組織全体で共有できる体制としている。

このことにより、各部署が連携し、協力関係を築き業務を遂行するとともに、学内の諸行事には横断的に各部署から人員を出すなど、縦割り組織の弊害が出ないように協力体制を整えている。

また、学内イントラネットを通じて、各部署等からの連絡事項等は随時全職員に伝達され効率的な連絡体制を整えている。

図 6-1

学校法人松本歯科大学事務組織図(2011年5月1日現在)



6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員の採用については、業務の専門化等に対応するため中途採用を随時行うとともに、医療業務については、業務の効率化を図るため業務委託を取り入れる等の施策を行っている。

本学の人員構成の特色として、50歳半ばの人員層が多いことから定年退職の時期を考慮し、退職時期の数年前から業務の引継ぎ等を勘案した人事配置を行っている。

採用、昇任、異動は原則として年度初めに各所属長の意見等を参考に、法人本部長、事

務局長等が調整し、常務理事会に諮り行っているが、この時期以外でも、業務の都合等により必要に応じて弾力的に実施している。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

ここ数年の職員の採用は病院関係の医療職員が主体となっているが、これら職員の採用については、原則として公募制とし、就業規則第5条に基づき、採用試験は筆記、面接試験等を通じて公正に選考を行い、常務理事会で採用者を決定する。

特に、最終選考の面接を重視しており、法人本部長、事務局長等の管理責任者が面接担当者として、志望の動機、本人の意欲等を総合的に判断し、教育機関としての大学職員にふさわしい人物を採用している。

昇任、異動等については、各所属長からの意見等を参考に、それぞれ職員の能力と適性に応じた人員配置を検討し、常務理事会に諮り決定する。特に、定年退職を控えた者が多数いることから、退職数年前から業務引継ぎ等を勘案した異動を行っている。

**6-1-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）
「職員の昇任昇格・異動について、目標管理制度や人事考課制度の導入を検討し、職員のスキルアップや業務の改善を踏まえた人事制度の構築が望まれる。」**

職員の昇任・異動に関する目標管理制度や人事考課制度については、事務組織の再編等による合理化・効率化に一定の目処がついた段階で、導入に向けて実施体制、方法等を具体的に検討していく。

**6-1-⑤ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）
「教育研究の支援体制を効率的に、かつより効果を上げるべく、適正な人員配置を念頭においての業務内容の改善に取り組み、更なる事務組織の充実を図ることを期待する。」**

事務組織の充実については、6-1-①でも述べたとおり、2009年度に行った事務組織の再編等による合理化・効率化を行い、学生数に応じた事務組織体制を継続して整備している。

(2) 6-1の自己評価

事務組織の再編により、業務の合理化・効率化を図った結果、2007年度と比べおよそ3分の2の事務職員数で、法人・教学の管理運営業務を遂行している。

事務組織の職員については、引き続き業務の効率的な運営を最優先としながらも、教学組織支援、学生支援等、大学の根幹にかかわる業務へは職員の数、質ともに力を入れ、教員、学生等からの満足度の向上に努めている。

また、臨床教育の充実と地域医療への貢献のため、病院の人員体制の整備にも取り組んでいる。

採用は、新規学卒者の採用にとらわれず、即戦力となる人材を中途採用で確保することにより、業務の適切な運営を図っている。

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

事務組織の再編により、業務の合理化・効率化を図っているが、現在の学生数に応じた人員体制とするため、業務の更なる効率化を図り整備を進めていく。

また、業務内容に応じて、「高年齢者雇用安定法」に基づく定年再雇用者の適切な配置を検討し、その採用条件についても柔軟に対応していく。

委託可能な業務、現在業務委託している業務については、定年再雇用者等への業務の移行など新たな体制を検討し、今後予想される職員の年齢構成等に応じた体制作りに努める。

その他、業務の専門化等に対応するため中途採用を随時行う。

若手事務職員については、他部署への異動により幅広い業務に携わることで、将来、少人数体制となった場合も考慮し、効率的な運営のための体制整備を行う。

6-2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

《6-2の視点》

6-2-① 職員の資質向上のための研修(SD等)の取組みが適切になされているか。

6-2-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「設置が計画されている「研修委員会」が、実効性のある体系的な研修計画を構築するとともに、将来を見据えた人材育成に努めることを期待する。」

(1) 6-2の事実の説明

6-2-① 職員の資質向上のための研修(SD等)の取組みが適切になされているか。

ここ数年は新規卒業者の事務職員採用を行っていないが、新規卒業者で事務職員として採用される場合の初任者研修では、大学職員に必要な関係法令、学内規則等を講義し、各部署配属後は6ヶ月にわたり所属長直属として、所属毎に作成、計画された研修プログラムに沿って教育が行われる。

職員のスキルアップ、最新の情報収集等の理由から学外研修にも力を入れており、関係官庁、私立大学協会、私立歯科大学協会の研修や民間企業向けの研修にも積極的に参加させている。

医療職員、技術職員も専門職としてのスキルアップを支援するため、研修会や学会参加について予算化を図り、研修に参加させている。

6-2-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「設置が計画されている「研修委員会」が、実効性のある体系的な研修計画を構築するとともに、将来を見据えた人材育成に努めることを期待する。」

「研修委員会」については、現在までに設置はしておらず、従来どおり文部科学省等の関係機関が主催する研修へ参加させるほか、業務に係る専門的知識を高めるためにその都度関連する研修会へ参加させる方針としている。

新規担当業務については、重点的に関連する研修会へ参加させるなど、実務に結び付いた研修方針を立てている。

(2) 6-2の自己評価

研修会やセミナーを通じてそれぞれの資質向上に取り組んでいる。関連協会等の研修会では歯学部を設置する大学との情報交換の機会もあり、歯科医療、歯科大学を取り巻く諸情勢の把握に努めている。

民間企業向けの研修は、その内容が学校向けでないことが多いことから、参加実績はそれほど多くはない。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

外部研修は、情報収集等の面で効果を得ているが、研修内容を個々の業務に応じ具体的に成果を上げるまでには相当の時間を要する。

今後は研修会、セミナー参加を通じて職員一人ひとりの質の向上を目指す。また、少人数体制での大学運営を実現するため、民間企業向けの研修にも積極的に参加し、新体制に対応できる人材育成に努める。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3の視点》

6-3-① 教育研究支援体制のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3の事実の説明

6-3-① 教育研究支援体制のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

教育支援体制は、教務課職員を中心に行い、教学組織との連携協力関係を確立し、業務の専門性、効率性の向上を図っている。大学院にも学生課内から職員を配置し、教育研究支援を行っている。

本学の教学体制は図6-2のとおりであるが、前述のとおり事務局長が教学組織の連絡調整機関である「学事評議会」、意思決定機関である「歯学部教授会」、「大学院研究科委員会」等に出席しているため、その内容全体を把握するため、事務局長の下に担当職員を配置し、議事録作成等を行っている。前述の会議には事務局長、教務課職員が出席し、教学組織との情報共有を図るとともに、必要に応じて連絡、調整等を行っている。

教学組織の各種委員会にも教務課職員が参加し、情報を共有するとともに、準備、記録等、委員会の円滑な運営を図っている。

学生生活に不可欠な厚生補導の業務は学生の生活指導等を中心に支援体制を構築しており、キャンパスイン(学生寮)の生活指導全般も支援している。

研究支援体制では、科学研究費補助金事務については、担当職員を配置し、研究者支援を行っている。書類作成の方法、研究費の使用方法等について年2回研修会を実施し、研究費の適正な執行のため使用ルール等を周知している。科学研究費補助金の採択率、交付金額は、歯学の分野では上位の水準を保っている。

知的財産管理についても、担当職員を配置し、国内外の特許手続き、管理及び産学連携事業推進のための支援、契約事務等を行っている。知的財産の有効利用により、研究の活性化や医療関連の地域企業との連携等の効果を得ている。

解剖実習の献体を管理し、実習補助、オフィスアワーの補助業務を担う担当職員を口腔

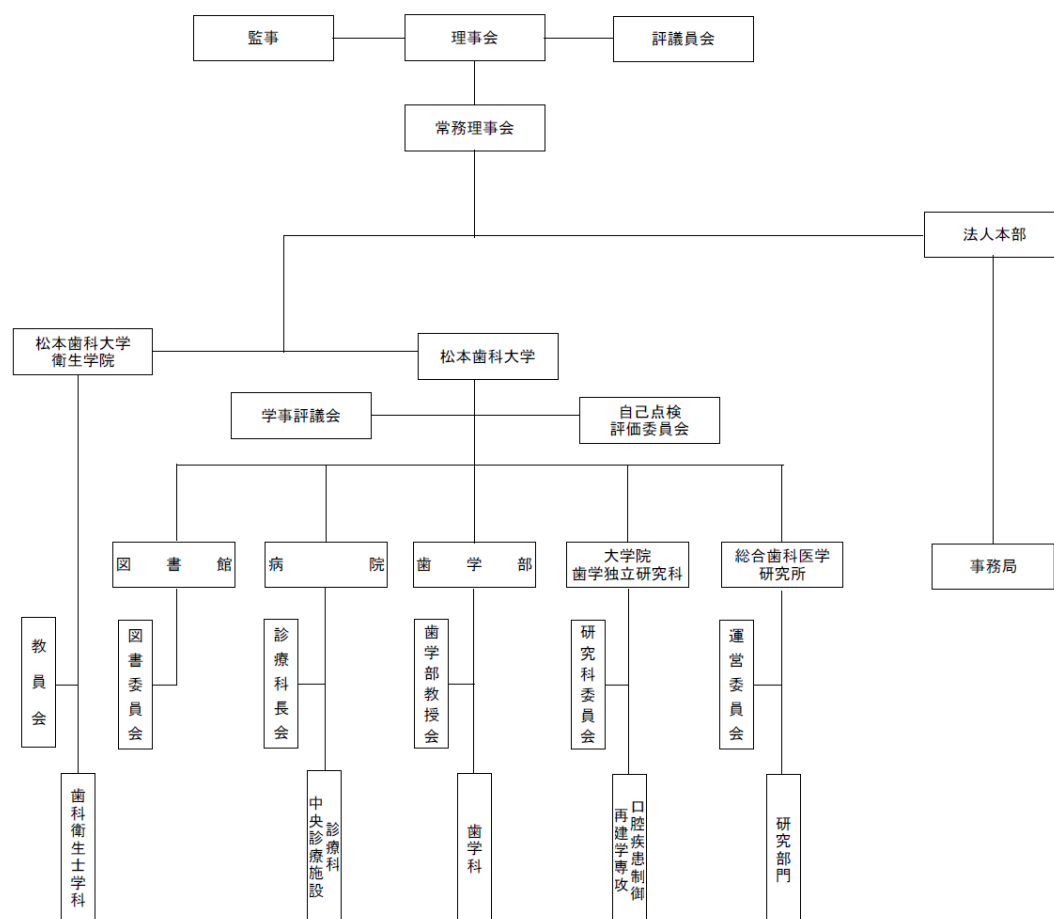
解剖学第1講座に配置している。

入試広報室内にIT担当職員を配置し、出欠管理支援非接触ICカードの学生証を利用した出欠管理のIT化、学生の授業欠席時に父母への電子メールの通知などを行い、教員、保護者を含め授業への出席を促すシステムを構築している。成績分析支援マークシートの採点を行うと同時に、学生が回答した選択肢の比率などの項目を学生イントラに掲載し、個々の問題における理解度分析や試験結果を長期にわたり検索し、不得意分野の分析を行うことが出来るシステムを構築し教育支援を行っている。

図書館事務課では、平日の開館時間を19時30分（定期試験時などは20時）までとし、教育研究支援を行っている。

図6-2

松本歯科大学機構図(2011年5月1日現在)



(2) 6-3の自己評価

教育・研究支援体制は、担当課以外でも全学事務組織が最優先として取り組んでいる。教育、研究支援組織は、教学組織と各種委員会への出席や、必要に応じて随時打ち合わせ等を行うなど密接に連携を図っている。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

事務組織による教育・研究支援体制は、担当課以外でも全学的に取り組んでいるが、教育研究に関する課題をより一層共有するため、カリキュラムや科研費に関する説明会に担当課以外の職員の参加を促していく。

〔基準6の自己評価〕

事務組織の再編により、業務の合理化・効率化を図った結果、2007年度と比べおよそ3分の2の事務職員数で、法人・教学の管理運営業務を遂行している。

事務組織は、「学事評議会」、「歯学部教授会」等の教学組織の意思決定の会議出席だけでなく、各種委員会に出席することにより、情報の共有等、緊密に連携を図っている。

採用については、新規学卒者の採用にとらわれず、即戦力となる人材を中途採用で確保することにより、業務の適切な運営を図っている。

昇任については、職員の平均年齢上昇に伴い、基本的に欠員補充を基本として職員の適性、能力に応じた昇任を行っている。

職員の資質向上については、外部研修の積極的な参加等により、資質向上、意識改革等による活性化を促している。

教育・支援体制については、各課に担当職員を配置し、着実に成果をあげている。

〔基準6の改善・向上方策（将来計画）〕

事務組織の再編により、業務の合理化・効率化を図っているが、今後も学生数に対応した人員体制を整備し、より効率的な運営を目指す。また、業務内容に応じて、「高年齢者雇用安定法」に対応した定年再雇用者の適切かつ効率的な配置を進めていく。これによって、事務部門については効果的な教育研究支援体制を整えていく。

職員の質的向上のため、現在は外部研修による知識、能力の向上を図っているが、大学を取り巻く情勢やカリキュラム改革、科学研究費補助金等については、今後は講師を招くなど学内で研修を行い、担当課に限らず他課職員も対応しうる体制作りを進め、全職員一丸となって大学運営を行っていけるよう、大学職員としての知識、能力の向上を図っていく。

基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1 の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

7-1-③ 2008 年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応
(改善を要する点)

「常務理事は、寄附行為第 5 条 3 により理事長を除いて「4 名以内」と定められているが、同施行細則第 7 条 1 では常務理事は「若干名を置く」としている
ので、規程の改善が必要である。」

(1) 7-1 の事実の説明 (現状)」

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

○管理部門の管理運営体制

学校法人の管理運営は「学校法人松本歯科大学寄附行為」、「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」に基づき、「理事会」、「評議員会」、「常務理事会」を設置、「監事」を選任して行っている。本学校法人においては理事長が学校法人を代表し、その業務を総理することとし、「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 11 条及び第 13 条に明確に規定している。

①理事会

理事会は「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 16 条に基づき、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。毎年度 5 月及び 3 月に開催され、必要に応じて臨時に招集開催される。理事会は理事 10 人で構成され、幅広い意見を取り入れるため教育界・政財界・医療関係から選任している。理事会における主な審議事項は表 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 理事会の審議事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 予算・決算・借入限度額に関する事項(2) 事業計画・事業報告に関する事項(3) 監事の監査報告に関する事項(4) 理事長・学長・理事・監事・評議員の選任に関する事項(5) 役職教員・法人本部長・法人主事・事務局長の人事に関する事項(6) 寄附行為の変更に関する事項(7) 諸規程の制定及び改廃に関する事項(8) 不動産の売買、建物の建設等に関する事項(9) その他 |
|--|

②評議員会

評議員会は「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 19 条に基づき、理事会の諮問機関として位置づけている。理事会同様毎年度 5 月及び 3 月に開催され、必要に応じて臨時に招集開催される。表 7-2 に掲げる諮問事項は、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞くこととしている。評議員会は評議員 30 人で構成され、職員 7 人、本学の卒業生から 9 人、学識経験者から 14 人となっており、本学関係者が半数以上である。

表 7-2 評議員会への諮問事項（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 21 条）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分(2) 事業計画(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄(4) 寄附行為の変更(5) 合併(6) 目的たる事業の成功の不能による解散(7) 寄附金品の募集に関する事項(8) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの |
|---|

③常務理事会

常務理事会は「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」第 7 条に基づき、理事長、学長及び常務理事をもって構成され、理事会の常務決定機関として位置づけている。原則として毎月 1 回開催し、理事会から委任された事項、理事会の決定した基本方針の執行等について審議する。

日常の管理運営に関する事項や執行計画の企画・立案を審議する常務理事会は、本学法人において重要な役割を占めている。

④監事

「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 7 条に基づき、法人の業務を監査するため、監事を選任している。監事の職務は表 7-3 に示すとおりである。監事監査の基本事項は、「学校法人松本歯科大学監事監査規程」に定め、監事が理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況について監査を行い、法人の教育研究機能の向上や財政の基盤確立等に寄与している。

表 7-3 監事の職務（「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 15 条）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 法人の業務を監査すること。(2) 法人の財産の状況を監査すること。(3) 法人業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。(4) (1) 又は (2) による監査の結果、法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学省に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。(5) (4) の報告をするために必要あるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。(6) 法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。 |
|---|

○教学部門の管理体制

学事運営を円滑に進めるため「学事評議会」を設置している。教学部門の運営は学則をはじめとする関連諸規程に基づき、大学歯学部「教授会」、大学院「研究科委員会」等を設置している。

①学事評議会

学事評議会は「松本歯科大学学事評議会規程」に基づき、学長及び歯学部、大学院歯学独立研究科、総合歯科医学研究所、図書館、病院、事務局の長並びに学長が必要と認めた者をもって構成され、原則として毎月1回開催し、大学全体の円滑な運営に必要な各組織間の連絡、調整及び協議を行う。学事評議会の審議事項は表7-4に示すとおりである。

表7-4 学事評議会の審議事項（「松本歯科大学学事評議会規程」第4条）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 組織間の連絡調整に関する事項(2) 全学的重要事項のうち、教育研究に係るもの(3) 学校法人松本歯科大学理事会及び常務理事会から委任又は検討を付託された事項(4) その他学長が必要と認めた事項 |
|---|

②教授会

教授会は「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」第2条及び「松本歯科大学学則」第12条に基づき、学長及び歯学部の専任教授をもって構成され、原則として毎月1回開催しており、歯学部の教育及び研究に関する機関の中では最高意思決定機関である。教授会の審議事項は表7-5に示すとおりである。

表7-5 教授会の審議事項（「松本歯科大学歯学部教授会規程」第4条）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 教育及び研究の規程等の制定、改廃に関する事項(2) 教育職員の人事に関する事項(3) 教育職員の留学及び派遣に関する事項(4) 学生の試験に関する事項(5) 入学、進級、休学、復学、転学、退学、卒業等学生の身分に関する事項(6) 学生の指導、厚生補導及び賞罰に関する事項(7) 教育及び研究に関する事項(8) 教育及び研究予算の運営に関する事項(9) 教育及び研究に関する施設の設置又は廃止に関する事項(10) 研究生、専修生及び委託生に関する事項(11) 名誉称号の授与に関する事項(12) その他学長の諮問した事項 |
|--|

③研究科委員会

研究科委員会は「松本歯科大学大学院学則」第21条に基づき、学長、研究科長及び大学院の専任教授をもって構成され、原則として毎月1回開催している。研究科委員会の審議事項は表7-6に示すとおりである。

表 7-6 研究科委員会の審議事項（「大学院歯学独立研究科委員会規程」第 4 条）

| |
|----------------------|
| (1) 大学院の教育及び研究に関する事項 |
| (2) 博士の学位授与に関する事項 |
| (3) 大学院の人事に関する事項 |
| (4) 大学院生の身分に関する事項 |
| (5) その他大学院に関する事項 |

○関連諸規程に基づく管理運営体制

大学等の管理運営は、学校法人松本歯科大学寄附行為をはじめとする関連規程等により行われている。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

管理部門の管理運営に関わる役員等の選考については、「学校法人松本歯科大学寄附行為」第 6 条、第 7 条及び第 23 条に規定しており、これに則り選考を行っている。詳細は表 7-7 のとおりである。

理事会は、理事総数の過半数の議決により理事長を選任し、理事長は理事会の承認を得て「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」第 5 条に定める専務理事を選任することができる。理事会は、理事総数の過半数の議決により 4 人以内の常務理事を選任することができる。現在は常務理事 4 人を選任し、「学務」、「財務」、「総務」、「渉外」の任務を分掌している。

表 7-7 役員及び評議員の選任方法

| 役職 | 任期 | 選任方法 | 定員 | 現員 |
|-----|----|---|-------|-----|
| 理事 | 3年 | 1号理事 松本歯科大学長(学長の選任は理事会において行う) | 1人 | 1人 |
| | | 2号理事 評議員のうちから評議員会において選任した者 | 3~4人 | 3人 |
| | | 3号理事 学識経験者のうちから理事会において選任した者 | 5~6人 | 6人 |
| 監事 | 3年 | 法人の理事、職員（学長・教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 | 2~3人 | 2人 |
| 評議員 | 3年 | 1号評議員 この法人の職員で理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任した者 | 7人 | 7人 |
| | | 2号評議員 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者の中から理事会において選任した者 | 7~9人 | 9人 |
| | | 3号評議員 学識経験者の中から、理事会において選任した者 | 9~14人 | 14人 |

教学部門の管理運営に関わる役員等の選考については、「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」に規定している。同細則第3条において「学長の選任、解任は理事会が決定する。」と定め、その任期を3年としている。第9条においては、表7-8に示す役職教員について、「選任、解任は理事会の承認を得て理事長が決定する。」と規定し、その任期を1年としている。

表7-8 役職教員（「学校法人松本歯科大学寄附施行細則」第10条）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 大学院歯学独立研究科長(2) 歯学部長(3) 総合歯科医学研究所長(4) 病院長(5) 図書館長(6) その他理事長が必要と認めた役職 |
|--|

7-1-③ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応 (改善を要する点)

「常務理事は、寄附行為第5条3により理事長を除いて「4名以内」と定められているが、同施行細則第7条1では常務理事は「若干名を置く」としている
ので、規程の改善が必要である。」

上記については2008年10月の認証評価の現地調査時に指摘された事項である。早急な対応が必要なため、指摘された事項を精査・確認の上、同年12月4日付けで「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」常務理事の条項のうち「法人に常務理事若干名を置き、財務、学務、調査、人事及び建設等に関する業務を行う。」とあるのを「専務理事以外の常務理事は、理事長を補佐し、命を受けて法人の業務を分掌する。」と改正した。その結果、指摘された不整合が是正、改善された。

(2) 7-1の自己評価

○管理部門

予算・事業計画、決算・事業報告等法人の管理運営に関する重要事項については、理事会を議決機関、評議員会を諮問機関として審議を行い決定している。理事会において決定された計画・方針は、常務理事会によって詳細が決定され業務が遂行されていく。理事会は年2回の開催で、毎月1回常務理事会を開催することで法人の業務決定を機動的に行っている。迅速な決断を迫られる場面にも対応できる体制が整っていると見える。

○教学部門

教学部門は歯学部の専任教授で構成する歯学部教授会と大学院の専任教授で構成する研究科委員会を軸に運営されている。「松本歯科大学歯学部教授会規程」第7条に基づき学務委員会（教授会の運営を能率的に進めるにあたり、学長の諮問事項を協議、調整する）や教務委員会（教育及び厚生補導に関する事項について協議、調整する）を設置することによって、学事運営を円滑に進めている。加えて学事評議員会は、教授会、研究科委員会等組織間の連絡調整の機能を果たしている。

○関連諸規程に基づく管理運営体制

組織、制度や規則等の改正等に合わせて、関係規程等を見直し、改正及び必要に応じて新規制定を行い、諸規程に基づく管理運営体制を維持している。

○管理運営に関わる役員等の選任に関する規程

管理運営に関わる役員等の選考や採用に関しては「学校法人松本歯科大学寄附行為」及び「学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則」に明確に規定している。

管理部門においては、理事 10 人及び監事 2 人で構成されており、幅広い意見を取り入れる体制を整えるとともに厳格な監査に努めている。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

○管理部門、教学部門

現在の管理運営体制の維持を基本とするが、大学を取り巻く環境が変化する中で、更なる改善・改革を求めていく。規程関係については、適宜見直しを図り、常に実情にあった規程に改正できる体制を維持する。

○管理運営に関わる役員等の選任に関する規程

管理運営に関わる役員等の選任に関する規程を見直す必要は喫緊にはない。管理部門においては、外部役員・常勤役員のバランスが良い選任を今後も維持していく。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2 の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2 の事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

1 号理事として選出される学長が、教学部門の代表として理事会・常務理事会に加わることによって、管理部門と教学部門の連携を図っている。理事会・常務理事会は、学長に代表された教授会の意向を尊重し、教学部門が円滑に機能するよう判断を下しており、管理部門と教学部門との連携を図っている。

また、事務局長も管理部門と教学部門の連携を促進する役割を担っており、法人部門「常務理事会」に出席するほか「学事評議会」、「教授会」、「研究科委員会」、「診療科長会」、「学務委員会」等の教学部門の会議に出席している。こうして教学に関する会議に管理部門から構成員を出すことによって管理部門と教学部門の連携を図っている。

(2) 7-2 の自己評価

管理部門と教学部門の各機関は 7-1 で述べたとおり役割を明確に分けており、理事会・常務理事会及び教授会といった法人運営及び大学運営の上で中核となるこれらの審議機関においてその連携体制をとっている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門の連携は良好な状態であるが、現状の維持に止まらず、さらに厳しさを増す私立大学を取り巻く環境の中、常に問題点を見極めながら、管理部門と教学部門の意思の疎通を深め、更なる連携強化を図っていく。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3の視点》

- 7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。
- 7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。
- 7-3-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)「平成7(1995)年の「自己点検・評価規程」施行後、約3年ごとに発行されていた自己点検・評価報告書が、平成15(2003)年度以降は発行されていないので、これまでと同様、定期的に発行したうえで、その結果を大学運営にフィードバックすることが望ましい。」

(1) 7-3の事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

自己点検・評価の取り組みとして、1995年5月に「松本歯科大学自己点検・評価規程」を制定・施行し、自己点検・評価活動を行ってきた。これまでの自己点検・評価報告書の発行状況は以下の表7-9とおりである。

表7-9 自己点検・評価報告書発行状況

| 報 告 書 | 発行年月 |
|-----------------------------|---------|
| 「松本歯科大学自己点検・評価報告書1997」 | 1997年7月 |
| 「松本歯科大学自己点検・評価報告書2000」 | 2000年3月 |
| 「松本歯科大学自己点検・評価報告書2003」 | 2004年3月 |
| 「松本歯科大学自己評価報告書【日本高等教育評価機構】」 | 2008年6月 |

2008年6月に発行した自己点検・評価報告書は、日本高等教育評価機構に提出して大学機関別認証評価を受審し、2009年3月に同機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された(認定期間:2008年4月1日~2015年3月31日)。

その後、2010年10月には、それまで歯学部と大学院歯学独立研究科とに分けて自己点検・評価してきた体制を見直し、ひとつの自己点検・評価委員会に統合した。

表 7-10 専門部会と担当する評価基準

| 専門部会 | 担当する評価基準 |
|----------|----------|
| 管理運営専門部会 | 1、7、8、9 |
| 教育専門部会 | 2、3、4 |
| 組織運営専門部会 | 5、6 |
| 社会貢献専門部会 | 10、11、12 |

現在、自己点検・評価委員会のもとに表 7-10 のとおり 4 つの専門部会を設置して自己点検・評価活動を実施している。

この「自己点検・評価報告書 2011」は 2008 年からの自己点検・評価活動を取りまとめて発行したものである。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

2008 年 6 月に発行した自己点検・評価報告書は、大学機関別認証評価受審のため日本高等教育評価機構に提出し、2009 年 3 月に同機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された（認定期間：2008 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日）。このときの自己点検・評価活動は、それまで以上に「改善のための自己点検・評価活動」であることの再認識と意思統一を図り、大学運営に資するための点検・評価として取り組んだ。

2008 年度の自己点検・評価の結果を大学運営の改善・向上に繋げるため、日本高等教育評価機構の「松本歯科大学平成 20 年度大学機関別認証評価報告書」において「改善を要する点」及び「参考意見」として指摘された事項について検証し、これらに対する取組み状況、改善方策等を 4 つの専門部会ごとに取りまとめた。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

2004 年 3 月発行の「松本歯科大学自己点検・評価報告書 2003」までは冊子体とし、学内外に配付してきた。2008 年 6 月発行の「松本歯科大学自己評価報告書 [日本高等教育評価機構]」から、自己点検・評価の結果は大学のホームページに公表している。

7-3-④ 2008 年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
 「平成 7 (1995) 年の「自己点検・評価規程」施行後、約 3 年ごとに発行されていた自己点検・評価報告書が、平成 15 (2003) 年度以降は発行されていないので、これまでと同様、定期的に発行したうえで、その結果を大学運営にフィードバックすることが望ましい。」

報告書発行の周期性にズレが生じたのは、大学機関別認証評価制度が 2004 年に導入されたことを機に、拙速を排し、点検・評価の実施体制を見直し、点検・評価活動を通じて一定の改善を図ってから受審したためである。

2008 年 6 月に「松本歯科大学自己評価報告書 [日本高等教育評価機構]」を発行した後は、この「松本歯科大学自己点検・評価報告書 2011」の発行を予定している。

(2) 7-3 の自己評価

○自己点検・評価の実施体制

2010年10月に、それまで歯学部と大学院歯学独立研究科とに分けて自己点検・評価してきた体制を見直し、これをひとつの自己点検・評価委員会に統合した。大学の規模にあった自己点検・評価の実施体制が整備されたといえる。

しかし、より実効性のある自己点検・評価活動を行うには、現状では十分とはいえず、専門部会などの組織編制を見直す必要がある。

○自己点検・評価結果のフィードバック

2008年度の自己点検・評価の結果を大学運営の改善・向上に繋げるため、日本高等教育評価機構の「松本歯科大学平成20年度大学機関別認証評価報告書」において「改善を要する点」及び「参考意見」として指摘された事項について検証し、これらに対する取組み状況、改善方策等を4つの専門部会ごとに取りまとめた。

各専門部会の「まとめ」を大学運営、教育活動の改善・向上に繋げるためにはフィードバック機能の強化が必要である。「まとめ」が終わりではなく、始まりである。点検・評価の結果をフィードバックし改善に繋げるための手順・方法を含む制度化が必要である。

○自己点検・評価報告書の公表

自己点検・評価の結果の公表については、2008年度以降大学のホームページにおいて公表している。今後も大学のホームページにおいて公表する。

○自己点検・評価報告書の発行周期

2008年6月に「松本歯科大学自己評価報告書〔日本高等教育評価機構〕」を発行した後は、この「松本歯科大学自己点検・評価報告書2011」が2012年3月に発行予定であり、現状において自己点検・評価報告書の発行周期に関して問題はない。

(3) 7-3 の改善・向上方策（将来計画）

○自己点検・評価の実施体制

実効性のある自己点検・評価にするためには、まず自己点検・評価という自省的な営為の意義と目的が改善・改革を通じて自らの未来を切り拓くものであることの全学的な理解が不可欠である。そして、全学的な取組みを推進するための強力なリーダーシップと質保証の要求の高まりに対応できる自己点検・評価の実施体制の組織改革やそれに見合った教職員の配置が必要である。

特に、次回の認証評価は「自らの大学の質の向上と質保証をするのは大学自身である」、という観点から、自己点検・評価の在り方自体が評価されることになる。これらのことから、厳格な自己点検・評価の実行とその結果を改善・向上に繋げる仕組みを含めた実施体制を構築する必要がある。また、大学全体の管理運営体制とのバランスを考慮しながら、IR*(Institutional Research)的な機能の構築など自己点検・評価活動の内容や組織の在り方を検証し、これまで以上に実効性のある教育研究活動の向上に資する自己点検・評価の実施体制の構築が必要である。

* 日本高等教育評価機構の新大学評価基準（平成 24 年改訂）では、エビデンスに基づく客観的な実施と調査・収集と分析を行う体制の整備状況の根拠となる資料として、「IR(Institutional Research)機能の構築の現況及び活動状況を示す資料」が例示として追加された。

2015 年度に受審予定の第 2 サイクルの大学機関別認証評価において、前回と同様に日本高等教育評価機構を受審する場合は、自己点検・評価組織の専門部会などを同機構の評価基準の改訂（表 7-11）の趣旨に沿って再編する必要がある。

表 7-11 日本高等教育評価機構の評価基準新旧対照表（案）

| 【現行】 11 基準 | | 【改訂案】 4 基準 | |
|------------|---------------|------------|----------|
| 基準 1 | 建学の精神・大学の基本理念 | 基準 1 | 使命・目的等 |
| 基準 2 | 教育研究組織 | 基準 2 | 学修と教授 |
| 基準 3 | 教育課程 | 基準 3 | 経営・管理と財務 |
| 基準 4 | 学生 | 基準 4 | 自己点検・評価 |
| 基準 5 | 教員 | | |
| 基準 6 | 職員 | | |
| 基準 7 | 管理運営 | | |
| 基準 8 | 財務 | | |
| 基準 9 | 教育研究環境 | | |
| 基準 10 | 社会連携 | | |
| 基準 11 | 社会的責務 | | |

評価機構が定める評価基準は、大学として基本的・共通的な最小限のもので、自己点検・評価を行う場合には、大学が個性・特色として重視している領域（例えば、国際協力、社会貢献、研究活動等）に関しては、大学が独自に基準及び基準項目を設定することが求められます。

（出典：「PeeR」Vol.5）

○自己点検・評価結果のフィードバック

自己点検・評価報告書の「改善・向上方策」を着実に実施するには、これまで以上にフィードバックの強化が必要である。まずは、この「自己点検・評価報告書 2011」に記載した「改善・向上方策」を「短期的目標」として定め、自己点検・評価委員会が各専門部会に対してその取組み状況の報告を定期的に求めるなど改善に向け着実に実施する。

【基準 7 の自己評価】

寄附行為、寄附行為施行細則、学則等の定めるところにより、管理部門と教学部門とが学長を中心として良好な連携を図り、適切に運営されている。

自己点検・評価に関しては、大学の規模にあった自己点検・評価委員会に整備された。しかし、実効性のある自己点検・評価活動を行うには、それぞれの分野での目的・目標に対する達成度の点検・評価の在り方やフィードバックの仕組み・方法などに課題がある。

【基準 7 の改善・向上方策（将来計画）】

管理部門、教学部門の管理運営体制は、さらに厳しさを増す私立大学を取り巻く環境に

速やかに対応し、意思決定ができるよう相互間の緊密な連携関係に努める。

自己点検・評価についての個別の対応策は前述のとおりである。また、併せて自己点検・評価の意義の再確認が必要である。「自らの大学の質の向上と質保証をするのは大学自身である。」こと、そのための自己点検・評価であること、この位置づけの全学的な理解が不可欠である。まずは、この位置づけに立ち、本学における自己点検・評価の制度設計、具体的な組織編制、及び継続的なフィードバック（PDCA サイクル）の仕組み・方法を再度厳格に点検・確認する必要がある。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《8-1の視点》

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

8-1-③ 会計監査等が適正におこなわれているか。

8-1-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）
「入学募集定員未充足による帰属収入の減少が懸念される中、大学全体の事業計画の見直しを図り、学生の資質及び安定的な確保と更なる教育研究環境の充実・向上を目指して、全学一丸となって方策を検討しており、その実現に期待する。」

(1) 事実の説明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

現在、本学の主な収入は帰属収入の大半をしめる学生生徒等納付金である。しかし、18歳人口の減少に加え世界経済の混迷と相まって、2008年度より帰属収入の大半を占めてきた学生生徒納付金収入の減少と、ゼロ金利政策の影響による資金運用収入の大幅減によって厳しい事業運営を強いられている（表8-1）。

表8-1 帰属収入と消費支出の推移

(単位:千円)

| | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 |
|--------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 学生生徒等納付金収入 | 6,367,840 | 6,371,256 | 5,455,582 | 4,455,306 | 3,646,254 |
| 資金運用収入 | 818,986 | 1,229,741 | 799,781 | 329,254 | 305,564 |
| 医療収入 | 645,506 | 598,039 | 682,288 | 861,127 | 1,091,764 |
| その他収入 | 2,778,612 | 522,988 | 981,941 | 1,391,455 | 415,044 |
| 帰属収入計 | 10,610,944 | 8,722,024 | 7,919,592 | 7,037,142 | 5,458,626 |
| 人件費 | 3,844,867 | 3,601,622 | 3,720,733 | 3,205,623 | 2,925,024 |
| 一般教育研究経費 | 2,449,335 | 2,276,956 | 2,409,712 | 2,392,133 | 2,301,360 |
| 医療経費 | 671,193 | 704,545 | 1,385,062 | 1,101,682 | 1,244,630 |
| 管理経費 | 1,490,998 | 1,934,762 | 1,728,966 | 1,095,384 | 918,022 |
| その他 | 753,102 | 1,048,503 | 2,804,071 | 551,753 | 495,424 |
| 消費支出計 | 9,209,495 | 9,566,388 | 12,048,544 | 8,346,575 | 7,884,460 |

このような状況下、教育研究活動に大きな影響を与えない範囲で贅肉をそぐ経費削減を

行い財政基盤の改善を図らねばならない。学生数の安定的確保のために教育・カリキュラムの見直しによる質的強化と、留学生の獲得・外部資金の導入のほか、医療収入の拡大による収支構造の安定化を図っていく。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

会計処理は、学校法人会計基準及び当法人経理規程に準拠して処理を行っている。会計処理上の疑問や判断が難しいものに関しては、監事、本学担当の公認会計士、税理士にそのつど質問・相談し、回答・指導を得て適宜対応を行っている。

予算は学校法人会計基準に基づいて資金収支予算と消費収支予算が作成され、予算の単位は会計の単位と合致させている。また、予算は教育研究計画に基づき編成され、実績と対比検討を通じて経営の円滑な運営に資することを目的とする。作成の手順として予算は「学校法人会計基準」に基づき年1回3月に本予算が作成され、必要に応じて補正予算が組まれる。事務部門が主体となり、各部署で予算原案を経理課に提出、同課では各課との折衝、改善を経て原案がとりまとめられる。原案は常務理事会で諮られたのち正式の予算原案となり、評議員会の意見も交え理事会の議決を経て最終的に正式の予算として決定される。

8-1-③ 会計監査等が適正におこなわれているか。

本学における監査は監査法人による外部監査及び監事による内部監査からなり、それぞれがほぼ3ヶ月毎に行われている。

監査法人による監査は年間計画に基づき例年行われており、往査は1日あたり3人前後、延べ日数で約20日間にわたり実施されている。監査法人による監査は財務面を通して大学運営全般について実施されている。監査にあたってはすべての関係部門が監査法人の照会に応え、毎監査後の講評及び指導に対して速やかに改善を図るよう努めている。さらに決算後の監査終了時には監査の結果報告書が理事長に提出される。本学では経常費補助金を受けていないこともあり、この報告書に監査証明は無い。しかし、いつでも補助金を申請できるようにというスタンスでいるため、監査証明付の監査報告書がとれる内容で監査を受けている。

監事による監査は、年度末に理事の業務執行監査と決算監査が行われている。その際に報告書が提出されるとともに、必要に応じて監事からの助言・勧告がなされる。更に監事は、毎年5月に開催される理事会及び評議員会に出席し、理事の業務執行が適切に行われているか報告を行っている。監事と監査法人は監査体制の強化に向けて相互に意見交換と情報の整理・精査を行い、十分に監査機能を果たしている。

監事が行う内部監査は業務監査と会計監査からなり、内部監査規程に基づき実施される。監査終了後1カ月以内に報告書を作成し理事長に提出する。この時、理事長が必要と認めれば自ら業務是正の指示を行い、責任者は是正ののち結果を報告する。また監事は、財務情報の開示と説明責任に関する事項も内部監査の対象として内容精査を行う。

現在の監査体制を維持し、今後もよりよい水準を保つべく、一層の努力をする。特に科学研究費補助金に関しては、管理・監査のガイドラインに基づくモニタリング体制・内部監査体制等の整備を2007年度から行っており、これにより不正使用防止の強化を目指す。

8-1-④ 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）

「入学募集定員未充足による帰属収入の減少が懸念される中、大学全体の事業計画の見直しを図り、学生の資質及び安定的な確保と更なる教育研究環境の充実・向上を目指して、全学一丸となって方策を検討しており、その実現に期待する。」

教育研究活動の充実・向上を目指し、結果的に歯科医国家試験の合格率の向上を図り学生の資質の向上と安定的な確保を図る。新入学生の安定的な確保のために、学納金の減額と特待生制度の新設を行なった。学生教育の充実を目指して、教育カリキュラムの改革や教育授業相互参観などを行なっている。

また、補助事業面においても、2010年度に竣工した新病院の稼働率を上げ病院収入の拡大を図るとともに、食堂運営・宿泊施設運営の合理的な改善を図り、帰属収入の増大を図る。経費面では過年度の重厚な設備投資負担並びに固定経費の積極的な圧縮を図る。

(2) 8-1の自己評価

財務比率（表8-2及び表8-3表）は、学校の財務状況を示す客観的な指標であり、経年的に分析することによって学校の財務状況が把握できる。

〔 表8-2及び表8-3の上段は本学財務比率、下段は私立大学の全国平均の比率（出典「今日の私学財政」平成22年版 日本私立学校振興・共済事業団編） 〕

表8-2 消費収支計算書関係比率

(単位：%)

| 比率 | 算式(×100) | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 |
|------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 人件費比率 | 人件費 | 36.2 | 41.3 | 47.0 | 45.5 | 53.6 |
| | 帰属収入 | 49.4 | 49.6 | 50.0 | 50.0 | — |
| 2 教育研究経費比率 | 教育研究経費 | 29.4 | 34.2 | 47.9 | 49.6 | 65.0 |
| | 帰属収入 | 34.3 | 34.8 | 35.6 | 36.0 | — |
| 3 管理経費比率 | 管理経費 | 14.1 | 22.2 | 21.8 | 15.5 | 16.8 |
| | 帰属収入 | 7.2 | 7.3 | 7.8 | 8.1 | — |
| 4 消費収支比率 | 消費支出 | 89.6 | 122.3 | 178.1 | 154.6 | 185.3 |
| | 消費収入 | 106.9 | 107.2 | 112.4 | 107.9 | — |
| 5 借入金等利息比率 | 借入金等利息 | 0.3 | 1.2 | 2.4 | 2.6 | 3.6 |
| | 帰属収入 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | 0.4 | — |

○人件費比率

人件費は消費支出の中で最大の部分を占めており、人件費の性格上一旦上昇した人件費比率の低下を図ることは容易でない。2008年度以降の帰属収入の減少に伴い人件費比率の上昇が見られ、この圧縮が今後の重要な課題である。

○教育研究経費比率

教育研究経費は教育研究活動の維持・発展のためには不可欠なものでありこの比率は消費収支の均衡を失しない限りにおいて高くなることは望ましい。しかし、この比率においても 2008 年度以降の帰属収入の減少に伴い、著しく高くなってきており均衡の取れた削減努力が必要である。

○管理経費比率

管理経費は教育研究活動のために支出された経費以外の経費であり、比率としては低いほうが良いが経年的に平均値を 2 倍以上上回っており、管理経費の分析を通じてこの比率の引き下げを行う必要がある。

○消費収支比率

新病院等の建設の影響もあり 2008 年度より基本金組入れ額が急増し消費収入の減少を招き消費収支比率が悪化してきており、消費支出超過（赤字）の状態が続いている。

○借入金等利息比率

本学では、平均値を大きく上回っている。

借入金等利息は、資金調達を他人資金に依存した結果生じたもので低ければ低いほどよいとされている。

表 8-3 貸借対照表関係比率

(単位：%)

| 比率 | | 算式(×100) | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 |
|----|----------|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 固定資産構成比率 | $\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$ | 95.1 | 76.6 | 80.6 | 80.3 | 83.0 |
| | | | 87.8 | 85.4 | 86.1 | 86.1 | — |
| 2 | 流動資産構成比率 | $\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$ | 4.9 | 23.4 | 19.4 | 19.7 | 17.0 |
| | | | 15.3 | 14.6 | 13.9 | 13.9 | — |
| 3 | 固定負債構成比率 | $\frac{\text{固定負債}}{\text{総資産}}$ | 14.1 | 17.4 | 18.6 | 15.6 | 16.5 |
| | | | 9.0 | 8.8 | 8.7 | 9.0 | — |
| 4 | 流動負債構成比率 | $\frac{\text{流動負債}}{\text{総資産}}$ | 6.9 | 9.5 | 13.3 | 11.4 | 10.8 |
| | | | 6.2 | 5.9 | 6.0 | 6.0 | — |
| 5 | 自己資金構成比率 | $\frac{\text{自己資金}}{\text{総資産}}$ | 79.0 | 73.0 | 68.2 | 73.0 | 72.7 |
| | | | 87.8 | 85.3 | 85.3 | 85.0 | — |

○固定資産構成比率・流動資産構成比率

2009 年度の固定資産構成比率は平均値を下回っており、流動資産構成比率は平均値を上回っており資産構成のバランスが取れている。この水準を維持したい。

流動資産の多くは現金預金であり、これ以外には有価証券未収入金があるがこれらの健全性を高め資金の流動性を高める必要がある。

○固定負債構成比率・流動負債構成比率

固定負債構成比率は本学の総資金のうち、長期的な債務の割合を見るもので、高い値は好ましくない。長期間償還又は返済をしなければならない債務が多いことを示している。

流動負債構成比率は1年内に返済しなければならない流動負債の割合を見るもので低い値がよいとされている。

○自己資金構成比率

本学の自己資金の総資金に占める構成割合は73%と、平均値85%を10%近く下回っている。今後さらに自己資金構成比率を向上させ財政的な安定を目指す必要がある。

(3) 8-1の改善・向上方策(将来計画)

教育研究活動を支障なく継続していくためには、財政の安定化が必須条件である。

資金運用収入の拡大が見込まれない今日、帰属収入の拡大のためには学納金収入の増収、外部資金の導入に努め、経費のより効率的な運用を心掛けたい。

就学人口の大幅減少に伴い2008年度より学生生徒等納付金収入が大幅に落ち込み、この回復策として、授業料体系の今日的見直し、全国的規模での効果的學生募集活動を継続的に行うと共に、台湾・韓国・中国からの留学生を確保していく。

公的研究費補助金収入は、近年高水準で推移しておりこの適正な使用を通じてこの状態を維持していく。今後、研究活動の高度化をもたらす外部資金の導入に向け、科学研究費補助金・受託研究費・産学官連携補助金に関しては資金確保からも研究活動推進の観点からも積極的な取り組みを行う。

2006年度・2007年度の学生寮(Campus Inn)の建設(総工費50億円)2007年度の新病院の建設(総工費70億円)等大型設備投資を行った。学生寮(Campus Inn)の設置は学生の自己学習を促進する教育環境づくりであり、共同生活の営みの中で規律・社会性を身につけさせることにある。

新病院は従来の歯科・内科・眼科の他にがん樹状細胞ワクチン療法室、健診・健康づくりセンターを併設したことから病院全体で医療収入は2015年度には年間16億円を見込んでいる。旧病院棟は講義室などに改装され、講義や臨床予備実習などに活用している。

これら設備投資は借入金で実行したため総負債比率は現在27.0%(平均13.8%)に達しているが、借入金返済を計画的に行い総負債比率は中期的には改善される見通しである。

現在、病院の規模拡大に伴い適正な病院会計処理を行うために、日本公認会計士協会の指針等を確認し、新病院会計システムを導入する準備を行っている。それと同時に監事及び監査法人との連携・連絡を密にし、これからも、適正かつ確実な会計処理に努める。

予算編成においては予算の正確性が求められており、事務部門で行われている予算編成段階の折衝会議をさらに強化して、予算執行部門と経理部門の間のフィードバックが十分に行われるようにする。予算執行状況に関して、コンピュータ会計システムの活用により管理の徹底と省力化を目指す。

これからも引き続き、法人経営・管理運営の効率化に資するため、財務監査機能の強化を図る。その際には、監事による監査、監査法人による会計監査、監事による内部監査は連絡を密に取り合うと同時に情報の共有化を進め相互連携に努める。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

《8-2の視点》

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

- 8-2-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）
「財務諸表のホームページへの掲載は、文部科学省の財務情報の公開に係る書類で財産目録・貸借対照表・収支計算書の様式参考例を参考にして、より一層の情報公開に努めることが望ましい。」

(1) 8-2の事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

財務諸表（事業計画及び報告書）などの公開に必要な書類に関しては備え付けをしており、閲覧可能な状態になっている。決算理事会開催月の翌月には閲覧可能な状態で備え付けられ、引き続き本学広報紙 Campus Today へ掲載される。その際、予算及び事業報告に関する記述も併せて同紙に掲載され、教職員、学生の学資支弁者たる父母、卒業生に配布される。Campus Today は本学ホームページに掲載されるので、インターネットからも同紙の閲覧が可能である。学生は、学内イントラネットや掲示板によって閲覧ができる。

8-2-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）

「財務諸表のホームページへの掲載は、文部科学省の財務情報の公開に係る書類で財産目録・貸借対照表・収支計算書の様式参考例を参考にして、より一層の情報公開に努めることが望ましい。」

文部科学省の財務情報の公開にかかわる書類で財産目録・貸借対照表・収支計算書の様式を参考に財務情報のホームページへの掲載により、一層の情報公開に努める。情報公開の重要性・必要性につき、学内コンセンサス取得にも努めている。

(2) 8-2の自己評価

財務情報の公開については、必要な書類は閲覧可能な状態で学内に備置し、更には学内広報誌「Campus Today」に掲載し教職員、学生、学生の父母、卒業生、他大学に配布すると同時に本学ホームページに掲載することによって対応している。

財務状況の公開に関しては、学校法人の公共性の観点から、私立学校法第47条等にもあるように透明性を持った説明が要求されており、財務状況の公開は重要であり、今後とも一層の公開に努める。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

財務諸表等必要書類は、広報紙上による公開に加え、アクセスが容易に出来る本学ホームページでの公開を検討中であり、より一層の財務状況の公開に努めていく。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8-3の視点》

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄附金、委託事業、収益事業、資産運用）の努力がなされているか。

8-3-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）
「研究活動の高度化をもたらす産学官連携の知的財産などの外部資金の更なる獲得に、計画的かつ積極的に取り組むことを期待する。」

（1）8-3の事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄附金、委託事業、収益事業、資産運用）の努力がなされているか。

教育研究を充実させ、教員の研究活動の高度化をもたらす外部資金として、科学研究費補助金、受託研究による事業収入、補助金収入、寄附金収入、並びに資産運用等がある。特に科学研究費補助金に関し、本学は私立歯科大学系でトップクラスに入る数字を維持しており、これらは積極的に応募件数を増やすべく努力した結果といえる(表 8-4)。また、更なる外部資金導入の方法として、産学官連携事業を利用した企業への知的財産の実施許諾等による収入の確保に取り組んでいる。

表 8-4 科学研究補助金申請・採択状況

| | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 申請件数 | 109 | 96 | 126 | 124 | 89 |
| 採択件数 | 35 | 19 | 31 | 29 | 23 |
| 補助金金額(単位:千円) | 186,290 | 129,950 | 126,173 | 143,400 | 123,413 |

8-3-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）
「研究活動の高度化をもたらす産学官連携の知的財産などの外部資金の更なる獲得に、計画的かつ積極的に取り組むことを期待する。」

特定公益増進法人の認可を受け文部科学省が推進する租税特別措置法に定める「税額控除制度」の適用要法人となり、個人からの寄附金収入の獲得拡大を目指す。

（2）8-3の自己評価

研究のための外部資金導入は一定の成果を得ているが、それ以外の外部資金導入の成果がない。また、資産運用においても低金利状態の中で思うような運用実績が得られていない状況が続いている。

企業からの特別寄附金に関しては一定水準を保っているものの、今の経済環境においては個々の努力如何に係らず、十分な結果が得られないのが現状である。

（3）8-3の改善・向上方策（将来計画）

現在本学では事務処理上の問題と、自立自尊の考えの下、経常費補助金を一切受領していない。学納金収入の伸びが多くを期待できず、また資産運用収入の伸びも期待できず冗費節減にも限界ある今日、3年後の経常費補助金の交付獲得を目指して体制を整えたい。

科学研究費補助金については、適正な使用を通じさらに一層の獲得を目指し努力してい

く。また、受託研究費等の獲得にも努力が必要であるとする。

特許出願の更なる奨励に力を入れ、自治体等と協力し合い、本学と地元企業との提携に向けての新しい取り組みを行う。

本学では従来、父母・保護者等や卒業生から寄附金を募ることは行っていない。しかし、長期的観点から寄附を募ることも視野に入れなければならない時期を迎えている。

さらに、前述の学生寮(Campus Inn)への入居について新入生は無料としていたが、学生寮提供の趣旨に反しない範囲内で有料化し、学生食堂の利用についても来年度新入生から従来極度の廉価提供(3食ワンコイン)であったものを、一般学生並みに変更を行う。

[基準8の自己評価]

本学は、近年多額の設備投資により教育研究環境の整備・医療環境の整備を行ってきた。しかしながら経済環境の悪化と就学人口の減少に伴い学納金収入の減少・資金運用収入の減少等により帰属収入が大幅に減少している。今後は経常資金収支の均衡を目指し、入学生数の確保による学納金収入の安定化、外部資金導入の多角化等を積極的に図っていく。

財務情報は本学広報紙による財務諸表の公開と、私立学校法の趣旨に基づいた必要書類の備え付けを行っている。情報の開示は適切であると判断しているが解説などの工夫が今後必要である。また、ホームページでの公開などの検討を行う。

[基準8の改善・向上方策(将来計画)]

世界的経済環境の悪化、学生数の減少による学納金収入の大幅減少等本学を取り巻く財政状況は極めて厳しいものがある。

安定化のためには、今後予想される厳しい状況を踏まえ安定した入学者の受入れを行い、外部資金の導入を拡大する必要がある。

本学は附属病院を設置しているが、研修医補助金も大幅に削減され経営的に厳しいものがあるが、特に医科系診療科の患者増を図り医療収入の増収に努める。

公的研究費(科学研究補助金)については、適正な使用を通じて安定的な増収を図る。

経費支出については、不要不急の経費支出については厳しく抑制するが教育機関であることを認識し、教育研究の活性化を図るための予算は重点的に配分していく必要がある。そのために、各部門の費用対効果の充分なる検証を行い、真に教育・研究・診療に必要な支出に限定する厳格な予算管理体制を構築し、経費の徹底的削減を図っていくことが必要である。

3年後には、経常費補助金の交付が受けられるよう学内体制を整備していく。

基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1の視点》

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に維持、運営されているか。

(1) 9-1の事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

○ 概要

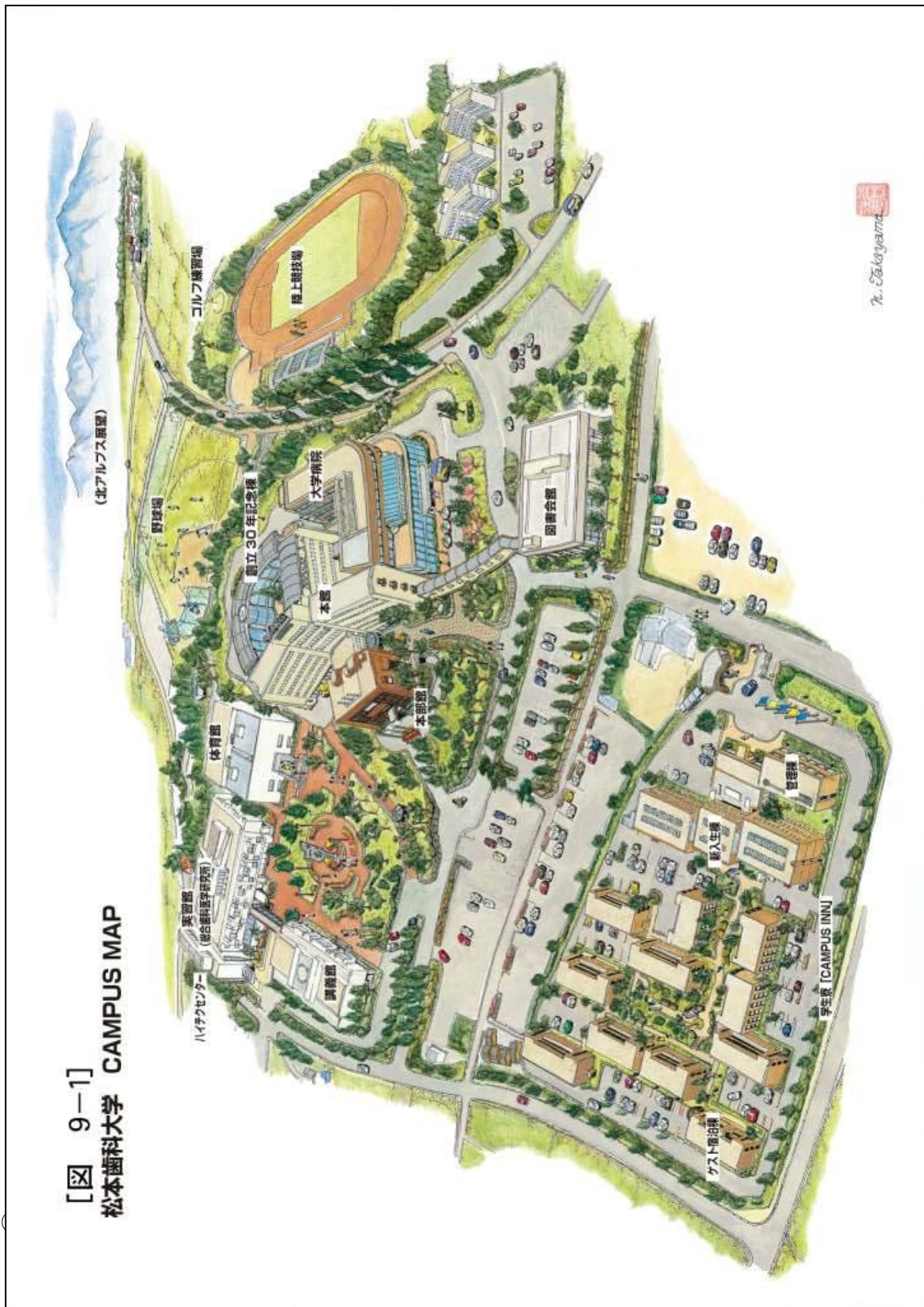
本学は、北・中央・南の各アルプスに囲まれ、上高地・美ヶ原など景勝地に近い松本平と呼ばれる丘陵地の一角に立地し、塩尻駅から3km、長野道塩尻ICから4km、信州まつもと空港から7kmの位置にある。

キャンパスには、本部館と本館を中心として、講義館・実習館・体育館・図書館・学生会館・大学病院・創立30年記念棟・ハイテクセンター・Campus Inn(学生寮)があり、これらを取り囲むように野球場、陸上競技場等を配置している（表9-1、図9-1参照）。

表 9-1 各建物と施設・設備概要

| 建物等 | 施設・設備の概要 |
|-----------------|--|
| 本館 | 東棟 教授室、医局、研究室、教室、中央スタジオ |
| | 西棟 学生ラウンジ、コンピュータ実習室、衛生学院 |
| | 北棟 講堂、臨床実習室、臨床研修室、会議室 |
| 講義館 | 大・中・小講義室、LL教室、教授室 |
| 実習館 | 実習室などの実習施設、実験室などの研究施設 総合歯科医学研究所・大学院 |
| ハイテクセンター | 実験動物施設、電子顕微鏡施設、実験室 |
| 図書館 | 学生会館 学生ホール、大小会議室、音楽演習室、中国料理レストラン |
| 創立30年記念棟 | 大小会議室・会見室、カフェテリア、レストラン |
| Campus Inn(学生寮) | 新入生棟、2～6年棟、セーター室、チューター室、カフェ・ミニコンビニ |
| 大学病院 | 歯科診療部、内科診療部、健診センター、健康づくりセンター |
| 体育施設 | 体育館 25m競泳プール、Bジム(バスケットコートほか)、スカッシュコート |
| | 野球場 1面(外野天然芝) |
| | 陸上競技場 全天候型400mトラック、ゴルフ練習場併設 |

図 9 - 1 松本歯科大学 CAMPUS MAP



キャンパス内の建物は機能的に配置され、学生及び教職員が容易に移動できるように、屋外の通路は各建物を結んでいる。

校地の面積は 150,242 m²、校舎の面積は 54,852 m²、収容定員は 720 人であり、大学設置基準に定める校地面積 8,304 m²・校舎面積 17,200 m²を満たしている。

学生及び教職員の一人ひとりが、本学の教育・研究・診療環境のもとでより高い水準の知識と技術を修得できるよう、各校舎内の講義室・実習室・研究室及び大学病院には、充実した実習設備・分析機器・診療機器を導入し、最新の教育研究テーマに対応できる環境を整えている。

2004 年度からの新入生は、ノートパソコンを携帯し、講義での活用、学内イントラネットでの自己学習やテスト結果・出欠状況・掲示・呼出し等の確認、趣味に活用している。学生によるノートパソコン使用の利便性を図るため、本館、講義館、実習館、図書館、創立 30 年記念棟、Campus Inn 内の主な教室やロビー、ラウンジは光ケーブルで結んだ無線 LAN を配備している。また、2006 年 4 月からは、いつでも学生が学外から自由に学内インターネットに接続可能な環境が整った。

① 本館

本館は東棟、西棟、北棟の 3 棟で構成されていて、東・西棟は歯学部各講座の教授室、医局、研究室をはじめ、臨床予備実習室、コンピュータ実習室、示説室、学事課、衛生学院、中央スタジオ、学生ラウンジなどがある。また、北棟は講堂、臨床実習室、臨床研修室、会議室、インストラクター室などがある。

コンピュータ実習室にはコンピュータ (Windows XP 搭載) 41 台を設置し、学生の情報処理実習や、コンピュータを使った共用試験 (CBT) の演習、教職員のコンピュータ研修などに使用している。コンピュータ 41 台のうち 1 台は指導教員用で、教員用と学生用は教育支援システムで結ばれ、相互に状況が確認可能である。

学生ラウンジは開放感溢れる明るい雰囲気各施設へのアプローチがしやすい場所にあり、食事や休憩そして自習や課外活動の打ち合わせなど、学生たちが気軽に利用できる快適なスペースとなっている。また、可動式パーテーションも備え、展示発表など多目的ホールとしても利用している。2006 年 11 月にはコーヒーショップ「Beans café」がオープンし、学生は、昼休みに時間がない時などファーストフード感覚で利用できる。

② 講義館

講義館は、視聴覚機器を備えた大講義室、語学授業やゼミナールに活用度の高い小講義室など講義のための教室を主にした建物である。各階のロビーは、学生同士あるいは学生と教員との交流を深める人間的なふれあいの空間として積極的に活用されている。

③ 実習館

実習館は、本学歯科医学教育の基本を担う学舎であり、我が国有数の実習センターとして、歯科医学教育における重要な役割を果たしている。実習室では、AV 機器を導入し、教授の示説を学生個々のディスプレイに映し出し、マンツーマン教育の効果を最大限に発揮している。

④ 総合歯科医学研究所

総合歯科医学研究所は、実習館内にあり、本学の「建学の理念」の具現化の一つとして1989年に開設、2001年規模拡大を経て、2002年4月には硬組織疾患制御再建学部門、顎口腔機能制御学部門、健康増進口腔科学部門の3部門に改組された。歯科医学総合研究所は翌2003年4月に開設された大学院歯学独立研究科の基盤組織であるが、松本歯科大学の研究所として、歯学部、大学院、病院と密接な連携をとりながら、実験室（8室）等で活発な研究活動を行っている。また、大学院歯学独立研究科の教育・実験施設としても活用されている。世界に誇れる研究業績を上げ、ハイテクリサーチ型研究所を目指す。

⑤ ハイテクセンター

2003年4月総合歯科医学研究所の付属施設として最新の設備を揃えて竣工したハイテクセンターは、歯学部・総合歯科医学研究所・大学院の共通研究施設であり、松本歯科大学全体の研究活動をサポートし、各種電子顕微鏡（透過型電子顕微鏡、X線マイクロアナライザー、走査型電子顕微鏡、分析型電子顕微鏡）を主体としたハイテク機器を設置している。また、遺伝子操作も可能な動物実験施設（地下1階＝電子顕微鏡室、地上3階＝動物舎）、その関連実験室などを併設し充実した研究環境になっている。特に世界最高性能を有する電子顕微鏡は、機種それぞれの特長が生かされ、活用されている。

動物実験施設の主な装置

- ・フリーザー付薬品保冷庫 ・ドラフトチャンバー ・理化学用高圧蒸気滅菌器
- ・各種飼育ケージ ・充電式消毒薬噴霧器 ・新超水砕製造システム ・簡易手術台
- ・アイソレーションボックス ・感熱滅菌器 ・クリーン入室用ロッカー ・オーラルベット

⑥ 図書会館

図書会館は1985年3月に竣工し約半分のスペースが図書館となっている。図書館のほか演習室・セミナー室・学生ホール・大小会議室・音楽演習室などがある。また、2004年4月には1階に北京料理を主力とした中国料理レストラン（特別室1室・ホール70席）をオープンした。

⑦ 図書館

図書館は教育目標である「人間としての倫理に基づき先ず『良き歯科医師となる前に良き人間たれ』という教育方針」に基づき、教室、実習室、大学病院などで得られた知識をさらに深め、新たな知を探求する「場」として十全に機能するよう努めている。

図書館は図書会館内の1階と2階にあり、全体面積1,894㎡、閲覧スペース652㎡、書庫スペース820㎡である。座席数は個人閲覧室・セミナー室、自習室を含め198の座席を備えている。図書館内の利用者用コンピュータは検索用9台、館内貸出用ノートパソコン3台がある。

2010年度末現在の蔵書数は16万7千冊、所蔵雑誌タイトル数は2,383タイトル、視聴覚資料は2,728点を数える。また、電子ジャーナルはメディカルオンラインも含めて825種類のジャーナルなどにアクセスが可能である。

図書館利用状況については、入館者数は2010年度15,404人、貸出冊数は6,410冊、相互貸

借は依頼 282 件、受付 360 件、書検索アクセス数は 47,050 件、外国雑誌電子ジャーナルへのアクセス数は 7,051 件の利用があった。

開館時間は 2010 年度、平日が 8 時 30 分から 19 時 30 分だが、試験期間・学習まとめ期間等利用状況に応じ 20 時まで開館している。土曜日は 8 時 30 分から 12 時 30 分、日祝日は閉館している。

自習室は通年開放し学生の利用に供している。

| | | | | |
|------|---------|--------|---|---------|
| 開室時間 | 月曜日～金曜日 | 8 : 30 | ～ | 22 : 00 |
| | 土曜日 | 8 : 30 | ～ | 17 : 00 |
| | 日祝日 | 9 : 00 | ～ | 17 : 00 |

⑧ 体育施設

体育館は、25m 競泳プール（財団法人日本水泳連盟公認）やスカッシュコート・エクササイズジムなどを設置している。本学のユニークな体育カリキュラムに対応しているばかりでなく、6 年間にわたる厳しい勉学を支える体力づくりと健康管理に欠かすことのできない施設となっている。

このほかの体育施設として陸上競技場・野球場・ゴルフ練習場などがあり、学生、教職員、地域住民をはじめ小・中・高の地元の学校等が利用している。

⑨ 創立 30 年記念棟

創立 30 年記念棟は 2003 年 1 月に竣工し、1 階にはカフェテリア(336 席)、2 階にはカフェテリア(146 席)とレストラン(特別室ほか 40 席)がある。カフェテリアは、幅広いレパートリーの中から好きなメニューを自由に選べる方式をとっており、レストランはフルサービスとなっている。3 階には大・小会議室、会見室などがある。

⑩ Campus Inn (学生寮)

Campus Inn は、初年次教育支援体制の一環として 2006 年に広大なキャンパスの東側に新設された寄宿舎である。新入生棟 168 室、2～6 学年棟 200 室があり、部屋は、プライバシーを尊重した快適なワンルームで、家具や電化製品が備え付けられており、掃除やリネン交換サービスの提供がされている。

施設内には講義やミーティングなど多目的に使用できるセミナー室(150 人収容)をはじめ、少人数のグループ単位で勉強できるチューター室 (15 人収容) 6 室を設置、カフェやミニ・コンビニショップも完備している。

⑪ 大学病院

1972 年に本学の附属病院として開設し、2008 年 4 月に新病院を開院した。新病院は敷地面積 8,627 m²、建設延べ面積 16,501 m²、地上 4 階、地下 1 階建てである。

診療は歯科診療部、医科診療部があり、歯科診療部は総合診療科（歯周病科、保存科、歯科補綴科、口腔外科）、矯正歯科、小児歯科のほか歯科初診室、特殊診療科、特別専門外来があり、チェアーユニット 108 台を駆使し診療を行っている。

医科診療部は内科、眼科があり、2010 年 4 月からはがんの樹状細胞ワクチン療法によ

るがん治療を開始した。

診療時間は、平日が午前 9 時から午後 5 時まで、土曜日が午前 9 時から 12 時までとなっているが、内科、眼科は土曜日が休診となっている。

病床数は 31 床あり、歯科については顎口腔領域の炎症、外傷、腫瘍等に対する入院治療、小児・心身障害者・有病高齢者等に対し入院による集中歯科治療を行い、眼科は網膜硝子体疾患の手術治療等を行っている。2010 年 4 月からは、健診・健康づくりセンターを開設した。

健診センターは、医科と歯科の連携に基づく全身的・総合的な健康診査を行う全人的健康ドックである。特に消化管健康ドックは胃及び大腸の内視鏡検査を含み、さらに歯科の口腔内検査を含む医科・歯科総合健康ドックである。

健康づくりセンターは、医師、看護師、管理栄養士、スポーツトレーナーらが連携して、健康づくりの実践と疾病予防を指導している。また、特定保健指導により生活習慣病予防を推進している。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に維持、運営されているか。

本学の施設設備の維持・管理については、管理課が対応にあたっている。

建物については、専門的な知識・技術を基に的確な判断により維持・管理、改修・更新・補修に努めている。

建物付帯設備については、専門業者と委託契約を締結し関係法令を遵守しながら、日常的な点検業務や定期的な法定点検、保守点検を行い適切な維持管理と安全管理に努めている。また、故障時における緊急的な措置にも対応している。

清掃業務、樹木の維持管理業務については、専門業者に委託し維持・管理に努めている。

機器備品類については、病院関係は病院事務室が担当し、歯学部・総合歯科医学研究所等は管理課で対応にあたっている。

(2) 9-1 の自己評価

教育研究目的を達成するための、校地、校舎は、大学設置基準に照らし必要かつ十分であり、有効に活用されている。

開学当初からの施設設備の中にはかなり老朽化が進んでいるものがあるため、各部署からの改修・改善の要望も汲み入れながら施設設備の改修・更新などを行っている。

具体的には、建物の外装については、本館・図書会館・講義館・実習館・本部館と逐次改修を行い一巡している。

病院の施設に関しては、新病院の完成によってバリアフリー化が実現され、各階には身障者用トイレも設置した。また、患者と医療スタッフの動線が交錯しないような診療室の設計、電子カルテや電子予約システム、自動支払機の導入など、患者への利便性も向上した。

設備・機器については、老朽化に対する更新だけでなく、めざましい技術革新に伴い、次々に開発される最新の設備・機器の導入にも積極的に取り組んでいる。

共用試験 (CBT) では、本館コンピュータ実習室 (40 人収容)、講義館 B01 教室・B02

教室(各70名収容)を使用し分散して試験を実施していたが、2006年度からは Campus Inn の完成により、大教室(150人収容)が使用可能になったため、1学年全クラスを一堂に会して実施できるようになり不便が解消された。

図書館については、学内研究者の図書館への来館が減少する傾向にある。これはホームページを充実することによりインターネットで蔵書検索が可能なことや、研究室にしながら学術情報が電子ジャーナル等で容易に得ることが可能になったためである。研究者の具体的な利用実態の詳細は直接図書館の統計数字には表れないが、専門書の蓄積、学術雑誌(電子ジャーナルを含む。)の収集は今後も必要不可欠である。

資料収集・受入管理(蔵書構成)は、図書館規程の「図書及びその他の資料を収集管理し、職員及び学生の利用に供することを主たる任務とする。」に即し、歯科医師としての知識を身につけるために医学・歯学の専門書を中心に、また、人間性を高めるために教養関係の図書の収集にも力を入れている。2008年度からの年間受入数は表9-2のとおりである。近年の厳しい経済状況の中で図書館資料の年間受入冊数は減少している。洋雑誌は高額なため継続を中止せざるを得ないケースもある。より便利な電子ジャーナル・データベース等の導入が望まれるが難しい状況にある。利用者に不便をかけないように相互貸借等で対応し、限られた予算の中で、学生・研究者の希望や意見等を参考に図書委員会で必要な資料選択をして利用者に提供していくことが一層重要な任務となる。また蔵書のこれまでの累積によって書架スペースが手狭になり、今後書架の確保及び所蔵資料の整理が課題である。

表9-2 蔵書統計

| 年度 | 年間受入数 | | | 所蔵数 | | |
|------|-------|-------|-----|---------|-------|-------|
| | 図書 | 視聴覚資料 | 雑誌 | 図書 | 視聴覚資料 | 雑誌 |
| 2008 | 1,878 | 32 | 800 | 164,389 | 2,689 | 2,317 |
| 2009 | 1,647 | 13 | 677 | 166,035 | 2,702 | 2,376 |
| 2010 | 1,714 | 26 | 540 | 167,347 | 2,728 | 2,383 |

利用者は入館者、貸出冊数ともに少なくなっている(表9-3、表9-4参照)。学生数の減少とデータベース、電子ジャーナル、電子ブック等の出現により、インターネットでの情報検索がより便利にできるようになり来館者数が減少した。学生にとっては Campus Inn や学生ラウンジなど学習する場所が出来たことにもよる。

表9-3 利用者数統計 *()内は1日平均

| 年度 | 入館者数 | | | 貸出冊数 | | | 開館日数 |
|------|------------------|-----------------|-------------|-----------------|-----------------|--------------|------|
| | 学生 | 教職員 | 学外者 | 学生 | 教職員 | 学外者 | |
| 2008 | 12,607 (47.5) | 6,796 (25.6) | 55 (0.2) | 3,508 (13.2) | 4,924 (18.5) | 144 (0.5) | 265 |
| 2009 | 11,283 (41.6) | 5,664 (20.9) | 62 (0.2) | 3,167 (11.6) | 3,775 (13.9) | 68 (0.2) | 271 |
| 2010 | 10,329 (37.9) | 4,988 (18.3) | 87 (0.3) | 3,131 (11.5) | 3,279 (12.0) | 103 (0.3) | 272 |

夜間開館については、規定では20時までとなっているが、2011年度は経費面、利用状況などを勘案し19時30分で閉館している。1日平均の利用者数が11.5人と減少しているが、利用者減少の対策を講じながら今後も夜間開館を継続することは必要と考える。

表 9-4 夜間利用者数統計 * ()内は 1 日平均

| 年度 | 入館者数 | | 開館日数 |
|------|--------------|-------------|------|
| | 学生 | 教職員 | |
| 2008 | 3,263 (16.5) | 1,132 (5.7) | 197 |
| 2009 | 2,253 (11.2) | 800 (3.9) | 201 |
| 2010 | 1,728 (8.3) | 680 (3.2) | 208 |

活字離れが進む学生たちに少しでも本と触れ合ってもらいたいと考え、「言語表現（日本語）」の授業と連携し、「学生が学生に薦める推薦図書コーナー」、それを参考に図書館側から「教員が薦める推薦図書コーナー」を設けている。学生イントラにも推薦図書の紹介をして利用者増加に努めている。

学外者については、卒業生、歯科医師、医師、入院患者に対して図書の貸出サービスを行っている。

(3) 9-1の改善・向上方策(将来計画)

建物の老朽化に伴って耐震補強を含めた内装、建物付帯設備等の改修・更新計画立案が必要である。それに併せて、老朽化した教育研究用設備についても検討を加え適切に更新を進めていく必要がある。

今後も財政面を考慮しつつ教育・研究の充実を目指し、高度な研究環境の整備に努めていく。また、年月の経過に伴い、当初想定されなかった修繕等が発生することも考えられ、適切かつ迅速な対応を行いたい。

図書館については、図書委員会を中心に、財政面を考慮しつつ、より効果的・効率的な資料選択や図書館ホームページを活用してより一層情報提供していかなければならない。また、利用者の利便性の向上を図るために、利用者を対象に情報検索の方法などの研修会・講習会を実施する。そのためにも図書館員（司書）の資質向上を目指し研修会などに積極的に参加し、学習・研究環境の整備・拡充に対応できる図書館体制に努めていく。

今後の取り組みの一つとして、本学の学術情報の発信を強化するために、長野県内の大学が参画して実施が予定されている「信州共同リポジトリ」に本学図書館も参加することとしている。より一層図書館が機能し、親しまれるためには、座して待つ姿勢から、主体的・積極的に学生・教職員の図書館に対するニーズを把握・分析し、利用者と一体となって工夫・改革することが必要である。

9-2. 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

《9-2の視点》

- 9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。
- 9-2-② 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。
- 9-2-③ 2008年度に受審した大学期間別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「医療系大学としては、キャンパス内の禁煙エリアに関する検討が望まれる。」

1) 9-2の事実の説明(現状)

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

安全衛生管理規程、防火管理規程、保安規程等により、施設設備ごとの安全・衛生の確保のために必要な事項が規定され、安全衛生委員会が中心となって安全確保の体制をとっている。

実験などの研究の安全については、動物実験、遺伝子組換え DNA 実験の遵守事項に関しそれぞれに規程を制定し、施設設備の安全・衛生確保のために取り組んでいる。

病院については、医療安全管理委員会規程、麻薬取扱規程、医療ガス安全管理委員会規程、感染性廃棄物管理規程、院内感染防止対策委員会規程等により安全・衛生の確保のために必要な事項が規定されている。

建物・建物付帯設備等の自主点検・法定点検・保守点検を定期的実施し、改善を施すことにより、常に安全性を確保している。

建物の改修に伴う工事において教室などについては、シックハウス症候群などを考慮し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生管理法)に基づいた検査を行っている。また、新築工事についても、同様に実施している。

毎年全教職員が参加する防火避難訓練を実施し、安全に対する認識を深め防火への意識向上を促している。学生については、講義館・Campus Inn で防火避難訓練を実施している。病院棟の防災訓練は、火災時避難を想定した模擬患者の避難訓練と大学と合同の防火避難訓練を年2回行っている。また、コンピュータ集中制御による火災報知システム、ガス漏れ警報システムを導入しており、火災発生時には防災センターに設置されたディスプレイ上で瞬時に発生箇所がわかるようになっている。さらに2008年4月から、地震の規模や位置を即時的に求め大きな揺れが到達する前に知らせる「緊急地震速報システム」を導入し、震度、地震の到達時間を表示するモニターなどの表示装置や放送施設を病院中央監視室、本部館警備室、本部館放送室、Campus Inn 警備棟にそれぞれ設置し、随時監視を行っている。

学生駐車場については、806台収容可能で希望者全員が利用できる。管理は、学事課が行い、通学車両の安全を期すために、毎年学生を対象に交通安全講習を実施している。

本館・実習館への時間外の入館及びハイテクセンター・Campus Inn への入館は、学生証・職員証(ICカード)による開閉錠セキュリティシステムを採用している。また、Campus Inn ゲートの開閉には、車番認識システムを導入している。

ハイテクセンターには、ソーラーシステムが導入されセンター内の消費電力の一部を賄い地球環境を考慮した省エネルギー化を実施している。

災害対策としては、既存井戸による飲料水の確保、非常用食料の備蓄等の整備を行っている。非常用備蓄品は、リスクを考慮し3ヶ所に分散して保管している。

陸上競技場、野球場については、地域住民の災害時等の避難場所となっている。

既存井戸水については、地下貯水槽に貯えキャンパス内の芝の散水に利用したり、火災時の防火用水としている。また、既存井戸水を利用することにより夏季渇水期の水道水の使用を抑えている。

ごみ処理については、本学では一般ごみは、法規制内の専用焼却炉で焼却するか公的ご

み処理場で廃棄する方法で処理し、医療用ごみは、感染症と非感染症のものに分別し、感染症のものについては所定の容器に入れて搬出している。回収は特別管理産業廃棄物処理業者に委託している。

9-2-② 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

本館、実習館、講義館、図書会館には、講義、実習の間に休憩や談話ができるように、ラウンジ、ロビーを設置（合計 1,766 m²）し、多くの学生が、歓談の場、自習の場、共同学習の場として有効に活用されている。

学生食堂については、創立 30 年記念棟 1 階にはカフェテリア、2 階にはカフェテリアとレストラン、図書会館 1 階には中国料理レストランがある。またそれらは地域住民にも広く利用されている。

Campus Inn は、すべて個室で各部屋には家電や家具を備え付けているほか、高速インターネット回線も設置している。また、清掃サービスやランドリーサービスなども行っているため、親元を離れて生活する学生にとっては快適な生活の場となっている。

陸上競技場、野球場等の体育施設は、地域住民に開放し地域社会への貢献を図っている。また、災害時には、地域住民の避難場所として使用する。

本学のシャトルバスが大学と JR 塩尻駅間を定期的に運行し、学生、患者、教職員の利便を図っている。

緑豊かなキャンパスは、近隣住民にとって絶好の散歩コースであり憩いの場になっている。桜の時期には観桜会を催しキャンパス内で例年数多くの人たちが、花々を楽しんでいる。

9-2-③ 2008年度に受審した大学期間別認証評価における指摘事項への対応（参考意見） 「医療系大学としては、キャンパス内の禁煙エリアに関する検討が望まれる。」

喫煙の有害性が次々と明らかになってきた今日、社会全体が脱タバコに向けて動き出し、医療機関はもとより多くの大学が敷地内全面禁煙を達成、もしくは達成に向けて動き出している。多くの人の利用する場所では、建物内での受動禁煙防止の措置が施設管理者に義務付けられ、禁煙又は完全分煙でない場所は法律違反となっている。

本学を含む教育機関は、医療機関とともに受動禁煙防止の対策をしなければならぬ施設のため、これまでに全国の医療系の大学、女子大学では敷地内禁煙あるいは全館禁煙が進められている。

本学の現状では、医療系大学かつ、教育機関としてはまだ分煙状態である。しかし、学生寮である Campus Inn は全面禁煙である。新入生のオリエンテーション時には、学内での禁煙に関してまた喫煙の害について、講義を行い禁煙に対する徹底を図っている。

本学における喫煙は、キャンパス内に 2 箇所の『喫煙所』【①実習館北側出入口脇② Campus Inn 前の職員駐車場内】が指定されており、それ以外は敷地内での喫煙はできず、学内・敷地内全て禁煙厳守としている。

(2) 9-2の自己評価

○ 施設設備の安全性

学内の警備については、機械警備（防犯・消防）を実施するとともに警備員が毎日定期的に巡回を行う人的警備体制をとり安全対策に万全を期している。

体育館内の25m競泳プールについては、水泳中は必ず監視員が常駐し監視にあたっているほか、事務室においても監視カメラで監視を行っている。

医療安全管理委員会では、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器保守管理責任者をおき、医療安全管理指針の策定など医療に対する安全確保の体制がとられている。

院内感染防止対策委員会では、院内感染の予防対策及び知識の啓発を図り、安全な医療体制の確立を図るために、感染予防の重要な基本的概念に基づいたマニュアルを作成し、感染防止に対する医療行為を実践するとともに教育啓発活動を行っている。

各診療科では、適切な手洗い法の実践、防護用具の着用、手術器具は勿論、バー、リーマー、ファイル、タービンヘッド、基本セットなどの滅菌を院内感染マニュアルにより行っている。また月1回の委員会を開催し、各科の委員に院内感染対策に関する情報提供と対策の検討を行っている。さらに新規の採用職員に対する研修以外に年2回の職員研修を実施し、全職員へ個別及び病院内外の感染症情報を幅広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応するための啓発活動を行っている。院内感染に関連した事故が発生した事例については、速やかに調査・検証を行い、その根本原因を究明し、これを改善していくこととしている。

2011年9月に改訂した医療事故防止対策マニュアルには、各部署で起こり得ると考えられる医療事故とその対策を記載し、このマニュアルの活用によって事故防止の徹底を図っている。また、医療現場での事故防止や安全問題について中心的な役割を担うために、各部署にリスクマネージャーを置いている。

本館ボイラ室、講義館地下機械室は、壁・天井の一部にアスベストの使用が確認されたため除去を行った。耐熱実験等の古い設備には、アスベストの含まれた材料が使用されている可能性があることから、調査を行い該当する機器備品類が発見された場合、買い換え廃棄処分等の必要な対応をとっている。

バリアフリーについては、緊急時には、職員が対応にあたっている。本館については、車椅子用トイレ、スロープ等障害者への配慮がなされている。実習館、講義館、図書会館については、スロープはあるが車椅子用トイレは整備していない。体育館については、車椅子用トイレ、スロープ等は未整備の状態である。

1981年以前に建設した本館・実習館・体育館・本部館の耐震性については、調査を実施済である。

解剖実習室は、施設・設備の老朽化に伴い、最新設備の導入を含めた改修工事を2008年度に実施した。

○ キャンパス内の禁煙エリア

公共施設の禁煙が進むなか、本学においても将来に備えて、段階的に喫煙所を削減して敷地内全面禁煙へ移行することにしたいが、単に強権的に実行すれば済むというものではなく、喫煙者の禁煙サポート等の支援及び喫煙問題の啓発（正しい知識と合理的考え方）が必要である。

○ 教育研究環境の整備及び有効活用

本学は、建物・設備の適切な管理、館内外における清掃の徹底により、大学全体として

清潔で快適な教育研究の環境が整っている。

少人数グループでの教育のため、本館に 13 室、Campus Inn に 6 室の少人数教室を設置している。それらの教室は 12～15 人程度を対象とした教育・討論・自習可能な部屋となっており、それぞれにホワイトボード等を設置して教育環境を整えている。

豊かなキャンパスづくりを積極的に進め、数多くの植栽を行った結果、四季折々の花々、鮮やかな木々の緑に包まれて快適に生活する教育環境が整っている。

キャンパスに近接する主要道路での本学への案内看板がまだ十分ではない。また、キャンパス内は大学の施設配置状況を表示した案内図・標識の整備が十分ではなく、初めての来訪者にはわかりにくい状況となっている。父母・患者・来客等が迷わないように案内掲示の配置をさらに進める必要がある。

(3) 9-2 の改善・向上方策 (将来計画)

○ 施設設備の安全性

関係者以外は立ち入り禁止となっている本館電気室・機械室・バキューム室の壁・天井のアスベストの除去については、2012 年度までに終了する見込みである。

バリアフリーへの取り組みは、改修時には順次改善して行く方向で検討している。

喫煙については、歯科大学であることを考え、敷地内完全禁煙とすることを検討している。また、外部から講師を招いて指導することとしている。

解剖実習室の改修については、2008 年 3 月から着工して 8 月に終了している。解剖体から発生するホルムアルデヒドガスに対し、24 時間全体換気導入に変更し排気は吸着剤入フィルターを介し、外気へ出している。敏感な学生が安全に実習を行えるような設備も含めて施工している。今後プッシュプル型排気システムの導入も検討している。

○ 教育研究環境の整備及び有効活用

キャンパスに隣接する主要道路交差点の数箇所に、大学を訪れる父母・患者・来客等を対象とした案内看板の設置を行っているが、さらに環境の整備を行っていく予定である。

また、学生に良好な教育環境を提供するため、更なる努力を行っていく。

○ キャンパス内の禁煙エリア

最大の健康リスクである『喫煙改善対策』に取り組むには、敷地内全面禁煙化を目指すことは当然である。そして、ただ単に喫煙者だけの問題としてではなく、脱タバコ社会に向けて『リーダーシップを発揮できる人材』を育成しなければならない。

『改善方策』としては、“敷地内全面禁煙”“建物内禁煙”を実施することの実現に向けて、全学にて取り組みを推進することを目的として、各部署・各課より選出した人材により、改善スケジュール・着手時期・改善手順等々加味した上で『禁煙プロジェクトチーム』を編成し委員会を立ち上げ、早期改善計画を勇往邁進することである。

[基準 9 の自己評価]

本学では、教育研究を推進するために必要な施設設備が緑豊かな敷地の中にゆったりと機能的に配置している。また、それらは大学設置基準に定められている校地・校舎の設置基準を満たし適切に整備され良好な教育環境となっている。

教育研究環境に対する安全・衛生面については、諸関連規程等に基づく組織的な管理に

より適切に運営されている。学生がキャンパス生活を快適、かつ安全に過ごし、他方災害などの緊急時には学生の避難場所（陸上競技場）が確保しており、これらを含め安全については環境を整備している。

[基準9の改善・向上方策（将来計画）]

1981年以前の旧耐震基準による耐震診断・耐震対策は、本館・実習館・体育館・本部館について改修を検討する。そしてそれらの改修と同時に施設のバリアフリー化、地球温暖化対策に伴う省エネルギー化の実現を目指す。

また、学生や教職員にとどまらず、地域住民の施設利用を促し、大学の地域社会への貢献度を高め、相互の交流の強化も図る。

安全・衛生については、組織一丸となって取り組み、安全と衛生の保持に努める。

基準 10. 社会連携

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること
 ≪10-1の視点≫

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1の事実の説明（現状）

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

○施設の開放

本学は、物的資源の社会への提供として、陸上競技場、野球場、体育館などの体育施設を地域社会に開放している。2010年度は、150回貸し出され約10,000人が利用した（表10-1）。

全天候型の陸上競技場は、地域の小中学校をはじめとして、県内外の数多くの諸団体に陸上競技の大会・練習やサッカーの大会などに利用された。外野が天然芝の野球場は、各種大会、練習試合などに利用されている。また、体育館は、各種室内競技の大会や練習等に利用され、2010年度はスペシャルオリンピックス長野フロアホッケー大会の会場として利用された。

表 10-1 体育施設貸し出し状況（2010年度）

| 体育施設 | 回数 | 人数 | 内 容 |
|-------|-----|--------|------------------|
| 陸上競技場 | 93 | 7,614 | 塩尻市体育協会ほか |
| 野球場 | 39 | 2,215 | 長野県高等学校野球連盟ほか |
| 体育館 | 18 | 715 | スペシャルオリンピックス長野ほか |
| 合 計 | 150 | 10,544 | |

教室などの施設は、外部団体の研修会や講演会、各種試験会場等として開放している。2010年度は、28回貸し出され約3,000人が利用した。

また、構内は常時開放されているため、自由に一般市民が訪れることが可能であり、見学等の団体申込も受け付いている。2010年度は、団体での申し込みが6件あり、その訪問者は170人余りであった。特に、春は約1,000本の桜が構内に咲き誇る桜の名所となっており、毎年4月末には、八重桜を愛でる花見の会（観桜会）が催され、地域住民約3,000人が訪れている。

上記のほかに、教室や食堂、医療施設等をテレビドラマの撮影のために開放するなど、地域観光協会へ協力し地域の活性化に貢献している。

松濤際（大学祭・松本歯科大学衛生学院と共同開催）では、発表、バザー、模擬店、芸能人の公演などが企画され毎年多くの市民が来学している。期間中に開催されるバザーの売上金の一部は塩尻市の社会福祉協議会に寄附されその都度感謝状を授与されている。

また、図書館を地域の歯科医師等医療関係者に開放している。

○公開講座、リフレッシュ教育

大学病院では、公開講座として 2010 年度に「病院セミナー」を 1 回実施し、160 人の参加者があった（表 10-2）。

表 10-2 病院セミナー（2010 年度）

| 回数 | 開催日 | 演 題 | 場 所 | 参加者 |
|-------|----------|--------------------------------------|--------|-----|
| 第 1 回 | 11/24（水） | 患者さんの価値観を考慮した歯周病治療の進め方 —患者 VS 医療従事者— | 601 教室 | 160 |

大学院では、国内外から講師を招き「大学院セミナー」を開催しており、関係する学外の研究者等に公開している。2010 年度は 17 回実施した。

○講師等の派遣

学校や地方自治体等諸団体が主催する講演会やセミナーに本学の教員を講師として派遣し、地域社会との連携を深めるとともに大学の人的資源の提供に努めている（表 10-3）。

最近の傾向としては、主に健康づくりをテーマとした講習会や教室が多く、本学病院の健康づくりセンターのスタッフが中心となり活発に地域との連携を行っている。医師会・歯科医師会などの関係では、高齢者や障害者医療を中心とした研修会や講演会への講師派遣により地域医療関係者との連携を図っている。

表 10-3 講師等の派遣状況（2010 年度）

| 派遣先 | 件数 | 延べ人数 |
|-----------|----|------|
| 学校 | 10 | 10 |
| 地方自治体 | 17 | 20 |
| 医師会・歯科医師会 | 16 | 20 |
| 病院 | 1 | 1 |
| その他団体 | 29 | 37 |
| 合 計 | 73 | 88 |

○東日本大震災における医療救護活動

2011 年 3 月に発生した東日本大震災の被災地に医療ボランティアを派遣した。日本歯科医師会と長野県歯科医師会の要請によるもので、震災により被災された方々の緊急的歯科治療と口腔ケアを行った。2011 年 5 月 1 日までに歯科医師等 7 名により 6 日間、宮城県で歯科医療支援活動を行った。また、2011 年 4 月には、警察庁の要請によりご遺体の身元確認協力のため歯科医師 2 名を岩手県に 3 日間派遣した。

(2) 10-1 の自己評価

体育施設や教室などの物的資源の提供については、近隣の学校や諸団体に開放し、多くの人たちに利用されており、年々利用者数は増加傾向にある。

公開講座やリフレッシュ教育については、前回の自己評価報告書において更に充実を図ることとしていた病院セミナーの開催回数が 2007 年度に比べ減少している。

本学の人的資源の提供については、県や地元自治体、医療関係の団体などが主催する各種セミナーや講習会への講師の派遣要請に対して、積極的に本学の教職員を派遣し、地域や社会に広く貢献するように努めている。また、10-3-①で後述するように、障害者施設等への歯科巡回診療などにも、歯科医師等を派遣している。

また、東日本大震災の被災地には、ご遺体の身元確認および歯科医療ボランティアを派遣し本学の人的資源およびそれに伴う物的資源の提供を行った。地域の歯科医師会等の要請により災害被災地への協力体制を整え実施できた。

(3) 10-1 の改善・向上方策（将来計画）

施設の開放や大学院セミナーの開催については、今後とも積極的に進め現在の体制を継続していく。また、本学の人的資源の提供については、本学での講習会やセミナー開催のみならず、外部への講師派遣を積極的に行うことで、社会との連携を図っていく。

また、東日本大震災の被災地に対し、関係機関からの要請で速やかに支援体制を整え協力を行うことができた。今後も可能な範囲で災害時の人的、物的資源の提供を行う。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10-2 の視点》

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

10-2-② 2008 年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「企業や他大学との契約や提携をより円滑に推進するために、産学連携に関する委員会を設置するなど、更なる支援体制の強化が望まれる。」

(1) 10-2 の事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

○企業との関係

2010 年度の企業との共同研究は 1 件、受託研究は 2 件である。そのほか、9 件の研究寄附金を受けている。

○特許出願状況

2010 年度までに国内外あわせて約 130 件の特許出願があり、そのうち企業との共同出願は約 50 件ある。これらに基づいて、8 件の実施契約を締結した。

○他大学等との関係

①非常勤講師の派遣及び受け入れ

他大学等への非常勤講師の派遣は、2010 年度は 21 大学等へ 39 人、延べ 722 時間であ

った。他大学等からの非常勤講師の受け入れは、2010年度は139大学等（歯科医院を含む）から164人、延べ657時間となっている。

②実習生の受け入れ

毎年、県内の歯科衛生士専門学校から実習生を受け入れている。2010年度は、長野県公衆衛生専門学校の歯科衛生士科の生徒18人を11月に約1ヶ月間、長野平青学園の歯科衛生士科の生徒14人を2月に約1ヶ月間本学病院に受け入れて臨床予備実習を実施した。

③単位互換制度

2005年1月から本学を含む長野県内7大学（信州大学・松本大学・長野大学・長野県看護大学・清泉女学院大学・諏訪東京理科大学）との間で単位互換制度を実施しており、2007年2月からは、本学を含む長野県内4大学（信州大学・長野県看護大学・諏訪東京理科大学）との間で大学院間の単位互換制度を実施している。

④大学院の特別研究学生の受け入れおよび派遣

大学院では、他大学の大学院学生の受け入れや本学研究科の大学院学生を他大学等の研究機関へ派遣する特別研究派遣学生の制度を設けている。本制度は大学院開設2年目の2004年4月に制度化され、これまでに他大学から受け入れた大学院学生の延べ数は27人、本学から派遣した大学院学生の延べ数は6人である（表10-4）。

また、2007年1月には大阪大学歯学研究科と5年間の特別研究学生の交流協定を締結した。

表 10-4 特別研究学生数

| 年度 | 受入学生数 | 派遣学生数 |
|------|-------|-------|
| 2005 | 4 | 4 |
| 2006 | 14 | 1 |
| 2007 | 4 | 1 |
| 2008 | 2 | 0 |
| 2009 | 2 | 0 |
| 2010 | 1 | 0 |
| 合計 | 27 | 6 |

⑤国外の大学との交流

米国インディアナ大学歯学部、中国河北医科大学、ロシア極東州立大学と姉妹校提携を結んでいる。また、中国上海同済大学児童口腔医学研究所と学術交流・友好協力協定を締結している。

本学における国外の大学との交流は、大学の全面的なバックアップのもとに行っている。研究分野に関する学術交流が多いため、大学を代表する形で、松本歯科大学総合歯科医学研究所が共同研究などに参画している。

10-2-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）

「企業や他大学との契約や提携をより円滑に推進するために、産学連携に関する委員会を設置するなど、更なる支援体制の強化が望まれる。」

本学が参画している学外の産学連携の支援組織は「信州産学官連携機構（SIS）」、「信州メディカル産業振興会」および「産学連携支援センター相談室」である。

「信州産学官連携機構（SIS）」は、県内19の大学・短期大学・高等専門学校で構成され、同機構のコーディネーターによる支援がある。本学の研究者は、担当のコーディネーターに産学連携に関する相談や研究補助金申請等の相談ができる。

「信州メディカル産業振興会」はSISが幹事的な組織となって、県内のメディカル関連産業の発展につながる産学の共同研究等を推進することを目的として設立され、定期的に産学連携イベントを開催している。本学研究者もイベントへの参加を通じてさまざまな支援を受けている。

「産学連携支援センター相談室」は一般財団法人塩尻市振興公社のコーディネーターが月1回来学し、本学の実習館で産学連携に関する相談を受け付けるものである。月1回の開設であるが、塩尻市内の企業等との産学連携に向けての相談や情報交換を定期的に行っている。

以上のとおり学外の支援組織は活用しているが、学内の組織的な支援体制は不十分である。産学連携の研究費に関する事項は研究費等審査委員会で審査をしており、産学連携の推進に関する事項は総務課で検討して進めている。

(2) 10-2の自己評価

本学の研究活動は、単科の大学としては活発であり、企業等との共同出願の特許数を見ても一定の成果をあげている。しかし、前回の自己点検・評価時と比較して共同研究や特許出願件数は減少しており、産学連携体制の整備を通じて研究活動をより活性化する必要がある。

産学連携については、外部の支援組織をいくつか活用しているが、参加したり相談に訪れたりする研究者は少ない。現在のところ産学連携に関心のある研究者は少ない状況だが、学内の支援体制を整え、他大学や企業との共同研究等に積極的に取り組む必要がある。研究費等審査委員会と総務課で行っている産学連携に関する業務を有機的に結合した機能的な支援組織の設置を検討する必要がある。

他大学等との交流・連携については、講師派遣や実習生の受け入れなど適切な関係が築かれている。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

産学連携のための支援組織の設置の要否について、2011年度中に研究費等審査委員会において検討する。委員会・支援室等を設置することとした場合には、その活動の指針となる産学連携ポリシー、知的財産ポリシー等の活動指針を整備する。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3の視点》

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

10-3-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）
「公開講座などは、市との連携・協力体制の下で広く広報活動をするのが望まれる」

(1) 10-3の事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

① 歯科医師派遣等

歯科巡回診療として長野県内の障害者施設等 23 施設に計 32 回、延べ歯科医師 147 人、歯科衛生士 26 人、総計 173 人の医療スタッフを派遣し、歯科診療およびブラッシング指導等を行っている（表 10-5）。

また、2010 年度の自治体及び保育園等への歯科医師、歯科衛生士の派遣は表 10-6 のとおりである。

表 10-5 歯科巡回診療（2010 年度）

| 地区別施設数 | 回数 | 人数 | | |
|-----------------|----|------|-------|-----|
| | | 歯科医師 | 歯科衛生士 | 計 |
| 松本市 8 施設 | 14 | 67 | 14 | 81 |
| 塩尻市 1 施設 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| 安曇野市 2 施設 | 4 | 18 | 4 | 22 |
| 小諸市 1 施設 | 1 | 4 | 1 | 5 |
| 北安曇郡 1 施設 | 1 | 6 | 1 | 7 |
| 木曾郡 1 施設 | 1 | 5 | 0 | 5 |
| 諏訪郡 2 施設 | 2 | 9 | 2 | 11 |
| 茅野市 1 施設 | 1 | 4 | 1 | 5 |
| 長野市 2 施設 | 3 | 15 | 2 | 17 |
| 千曲市 2 施設 | 2 | 10 | 1 | 11 |
| 飯山市 1 施設 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| 中野市 1 施設 | 1 | 5 | 0 | 5 |
| (計) 12 地区 23 施設 | 32 | 147 | 26 | 173 |

表 10-6 自治体及び保育園等への歯科医師、歯科衛生士派遣状況（2010 年度）

| 自治体等 | 回数 | 人数（歯科医師＋歯科衛生士） |
|------|----|----------------|
| 松本市 | 1 | 2 |
| 長野市 | 1 | 2 |
| 駒ヶ根市 | 1 | 2 |
| 朝日村 | 3 | 6 |

| | | |
|----------|----|----|
| 山形村 | 6 | 12 |
| 保育園（上田市） | 1 | 3 |
| 企業（松本市） | 1 | 4 |
| 合 計 | 14 | 31 |

②災害時緊急避難場所

地元塩尻市と協定を結び、災害時には本学の野球場（約 8,000 m²）を地域の緊急避難場所として提供することとしている。

③ボランティア活動

養護施設等に歯科衛生士を派遣し、入所者の口腔内清掃や口腔機能改善のためのボランティア活動を行っている。2010年度は、知的障害者更生施設に2回延べ60人余りの歯科衛生士を派遣した。

また、歯学部では第1学年の「入門歯科医学Ⅰ」において、保健福祉施設の見学を必修で行い、現場での学習機会を通じて、将来のボランティア活動につなげるべく動機づけを行っている。

④職業体験の受け入れ

長野県看護協会の要請による一日職業体験事業として、近隣の高等学校から大学病院に3人の生徒を受け入れた。

10-3-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）

「公開講座などは、市との連携・協力体制の下で広く広報活動をするのが望まれる」

2010年度に開催された公開講座は1回であったが、多数の参加者を集めた。学内で開催される公開講座については、市との連携・協力体制は確立されていない。しかしながら、県や地元自治体などが主催・共催する各種セミナーや講習会へ大学教職員を講師として派遣するなど人的資源を提供することで、主催団体等との連携・協力を図っている。

(2) 10-3の自己評価

大学と地域社会との協力関係については、移動が困難なお年寄りや体の不自由な方々に対し歯科巡回診療を実施している。また、自治体や保育園等への歯科指導等を通じて地域医療支援を行っている。

学内で開催された公開講座は開催回数が少なく、市との連携・協力体制は確立されていないが、市や地域の諸団体が開催する講習会やセミナーに講師を派遣し地域社会との連携を図っている。

さらに、地域の緊急時避難場所として学内の敷地を提供し災害時の協力体制を構築している。地域との協力体制は良好であり、今後ともこの体制を継続していく。

(3) 10-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域への巡回診療等による歯科医師や歯科衛生士の派遣体制は今後とも維持していく。公開講座については多くの人が集まる観桜会に併せて開催するなどの方策を検討する。そのほか、セミナーや講習会については、市や地域の諸団体をはじめ医療関係団体とも連携して、本学を会場として貸し出したり、他の会場へ講師派遣したりするなどして地域社会との連携を図る。

また、地域の防災計画による本学と地域との協力体制については、今後さらに検討し、より具体的かつ災害時に即応できる体制づくりを進め、敷地の提供のみならず人的資源の提供体制も検討していく。

[基準 10 の自己評価]

本学は自然環境に恵まれていることもあり、構内の開放はもとより開学以来垣根をつくらずに地域社会に開かれた大学を目指してきた。したがって、物的にも人的にも大学の資源を地域社会に提供してきている。このような大学の方針が、地域社会に根つき良好な関係が築かれている。今後も現在の体制を維持することによって、地域社会との連携、企業との連携を行っていく。

産学連携については、共同研究件数が減少しているが、今後より多くの研究者と企業との接点づくりのための体制整備を推進する必要がある。

災害時の対応という面では、東日本大震災における身元確認や歯科医療ボランティアとして歯科医師や歯科衛生士を被災地へ派遣し被災者への支援を実施した。今回は関係機関の要請により速やかな対応ができた。

地元自治体とは災害時協定を結んでいるものの、学内の災害時の体制や地域からの要請に即応できる具体的な地域支援体制を検討し、災害時に地域社会へ貢献できる体制整備を進める必要がある。

[基準 10 の改善・向上方策（将来計画）]

物的・人的資源の提供による地域社会への貢献については、体育施設の開放や積極的な講師派遣体制を今後も維持改善しながらより一層の社会連携に努める。

産学連携については、早急に学内規程整備や研究者への支援体制整備を行う。学外の支援組織との関係では、より協力関係を密接なものにし、これまで以上に多くの学内研究者と企業との接点づくりに取組み、産学の共同研究等の実現を図っていく。

災害時の地域との協力体制については、学内の防災体制の整備とともに、地域の防災計画への協力体制構築への協力を努め社会貢献を実現していく。

本学が地域社会の構成員として、信頼され、支持・共感されるよう、今後も本学が持つ教育研究の種々の資源を社会連携に活用し、地域とともにある大学を目指す。

基準 11. 社会的責務

11-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1の視点》

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11-1の事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がなされているか。

本学における、組織倫理に関する規定としては、「学校法人松本歯科大学就業規則」第26条において、「職員は、その職務を遂行するにあたり、法令及び法人の諸規程を守る」ことを服務規定として定めている。法令の遵守は職務の遂行の根幹である。

また、上記のほかに教育研究機関として、人権の尊重と差別のない公正な社会の実現のため、表11-1の組織倫理に関する規程を整備している。

表 11-1 人権等に係る組織倫理規程

| 規 程 名 | 施行年月日 |
|----------------------------|--------------|
| 学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止に関する規程 | 2006年 5月 25日 |
| 学校法人松本歯科大学個人情報の保護に関する規程 | 2005年 4月 1日 |
| 学校法人松本歯科大学情報ネットワーク管理委員会規程 | 2007年 12月 7日 |
| 学校法人松本歯科大学公益通報者の保護に関する規程 | 2008年 1月 17日 |

研究活動に係る分野では、その倫理的責務を果たし、社会的要請に応えるため、表11-2の規程を整備している。

表 11-2 研究等に係る組織倫理規程

| 規 程 名 | 施行年月日 |
|-----------------------|---------------|
| 松本歯科大学学術研究倫理指針 | 2007年 10月 15日 |
| 松本歯科大学研究等倫理規程 | 2006年 12月 1日 |
| 松本歯科大学遺伝子組換え生物等安全管理規程 | 2005年 4月 1日 |
| 松本歯科大学動物実験取扱規程 | 2009年 2月 19日 |

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

「学校法人松本歯科大学就業規則（以下就業規則）」第26条に服務の心得が規定され、行動規範として法令の遵守が掲げられている。職員がこの服務規律に違反した場合は就業規則第62条及び「学校法人松本歯科大学職員懲戒規程」により懲戒処分を行うことが規定されている。

また、公益通報者保護法に基づき「学校法人松本歯科大学公益通報者の保護に関する規

程」を2008年1月に制定・施行し、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する公益通報及び相談について、適正な処理が行えるよう努めている。

○ハラスメントに関する規定

ハラスメントについては、「学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止に関する規程」に基づき表11-3の委員会や相談員の組織を設け適切に対応している。日常的には、ハラスメントの相談員を置き、学生・職員の苦情および相談の対応にあたっている。また、防止対策としては、学内のイントラネットにハラスメントの防止と対策をわかりやすくまとめたパンフレットを掲載し、その徹底に努めている。

表11-3 「ハラスメント等の防止に関する規程」に基づく設置委員会等

| | |
|----------------------|---------------|
| ① ハラスメント防止対策委員会（第6条） | ② 相談員（第8条） |
| ③ 連絡会議（第10条） | ④ 調査委員会（第11条） |
| ⑤ 審査委員会（第15条） | |

○研究倫理に関する規定

「松本歯科大学学術研究倫理指針」により19項目の研究倫理に関する規範を示し、適正な研究活動の励行に努めている。

研究倫理のうち、特に、生命倫理に関しては「ヘルシンキ宣言」や「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」および関係省庁から告示された倫理指針を遵守するため「松本歯科大学研究等倫理規程」を定め、適切に運営をしている。規定に基づき「松本歯科大学研究等倫理審査委員会」を置き、チェック体制を整えている。

また、遺伝子組換え実験や動物実験に関しても、「松本歯科大学遺伝子組換え生物等安全管理規程」、「松本歯科大学動物実験取扱規程」を定め、「松本歯科大学遺伝子組換え生物等安全管理委員会」、「松本歯科大学動物実験委員会」を置き、関連法令などの規範の遵守と安全に配慮して研究活動を行っている。

上記の研究に関する規程に基づいて設置されている委員会は表11-4のとおりである。

表11-4 各研究規程に基づき設置されている委員会

| 研究関連規程 | 規程に基づく委員会 |
|----------------------------|-------------------|
| 松本歯科大学研究等倫理規程(第3条) | 同研究等倫理審査委員会 |
| 松本歯科大学遺伝子組換え生物等安全管理規程(第7条) | 同遺伝子組換え生物等安全管理委員会 |
| 松本歯科大学動物実験取扱規程(第5条) | 同動物実験委員会 |

○個人情報保護に関する規定

個人情報保護対策としては、従前のとおり「学校法人松本歯科大学個人情報の保護に関する規程」、「学校法人松本歯科大学情報ネットワーク管理委員会規程」により個人情報の漏洩を防止している。また、ITの関連では「学校法人松本歯科大学ネットワーク利用ガイドライン」に基づき、本学のネットワークを教職員・学生が有効かつ安全に利用できることおよび法人が所有する各種情報の重要性を理解し、個人情報漏洩などの社会的な信頼が

損なわれないようにしている。特に、ノートパソコン等の使用に伴う情報の漏洩、滅失、毀損および改ざんの防止に関しは「ノートパソコン等の情報セキュリティガイドライン」により対応している。

○科学研究費補助金

2009年度に実施された会計検査院による公的研究費補助金の会計検査により、本学研究者が不適切な経理処理を行っているとの指摘を受け、本学は、科学研究費補助金調査委員会を設置し、過去5年間に亘る公的研究費補助金について調査を実施した。その結果、不正な経理処理、不適切な経理処理の事実が判明したため、調査結果を2011年3月に文部科学省ほか研究費を交付した機関に報告した。不正等の主な発生要因は、研究者個人の認識不足と納品検収の不徹底であったと分析している。再発防止策として、2010年3月以降、研究者が直接検収することを厳禁し調達部門の検収に責任を持たせ、その検収印のない納品書請求書に対し支払いを実施しないことを定めた。

(2) 11-1の自己評価

教育研究機関として、必要な組織倫理に関する規則・規程を整備し、適切に運用しているものとする。学内のイントラネットを通じて、ハラスメント防止、個人情報保護に関する啓発活動を行っている。しかし、科学研究費補助金の事例のようにルールに対する認識の甘さなど一部で規範意識の低下がみられる。

生命倫理に関しては、遺伝子組み換えや人間の生体を扱う場面での倫理的配慮は重要であり、複雑な問題を孕んでいる。これらの問題に適切に対応するため、審査委員会の適切な運営と研究者に対して実効性のある啓発活動を継続して行ってゆく必要がある。

公的研究費の取扱いについては、納品検収の不徹底、形骸化した監査体制、研究者の認識の甘さ等が不正発生の原因と考えられる。今後、このような不正が発生しないよう再発防止策を検討実施する必要がある。

(3) 11-1の改善・向上方策

公的研究費の取扱いについては、不正使用の再発防止策として、納品検収体制をさらに整備するため、必要な組織を設置する。また、公的研究費の使用ルール等を周知徹底するため、研究者に対し説明会を実施し参加を義務づける。さらに、内部監査体制を充実させ、今後より厳密に監査を実施することや、より円滑に調査を実施するため取引業者に対する取引基本契約を締結するなどの対策を実施する。

上記の公的研究費の厳格な管理運用体制の整備・実施と相まって、教育研究機関としての倫理・コンプライアンスを確立させることが最重要課題である。そして何よりも「人間としての倫理に基づき先ず『良き歯科医師となる前に良き人間たれ』という教育方針」を掲げる大学として、「建学の理念」に立ち返り、「松本歯科大学学術研究倫理指針」の再確認や公的研究費に関する行動規範の策定など倫理規範に対する真摯な自覚を喚起し、意識改革を図る必要がある。

11-2. 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2の視点》

- 11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。
11-2-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）
「ハラスメントの防止については、「ハラスメント防止対策委員会」の委員
や「相談員」に適当数の女性を配置するよう検討が望まれる。」

(1) 11-2 事実の説明（現状）

- 11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

○災害に対する危機管理

災害に対する危機管理として「学校法人松本歯科大学防火管理規程」等関連規程を設け、危機管理の体制整備として以下の取組みを行っている。

- ・防災マニュアルの作成と教職員、学生への周知（学内イントラにより周知）
- ・災害用備蓄品の保管（非常食、保存水、毛布、懐中電灯、乾電池、発電機など）
- ・緊急地震速報システムの導入（いち早く地震発生をキャッチし、災害を最小限にとどめる）
- ・塩尻市より緊急避難場所の指定（緊急避難場所：野球場）
- ・学生の災害保険の団体契約締結（日本国際教育支援協会と団体契約を締結）

○防火・防災管理

防火・防災管理に関しては、従前のおり「学校法人松本歯科大学防火管理規程」、「学校法人松本歯科大学桔梗ヶ原学生ハイツ防火管理規程」および「学校法人松本歯科大学 Campus Inn 防火管理規程」に基づき防火管理委員会で消防計画等に関する審議を行っている。また、2005年度には防火管理組織の見直し、自衛消防隊の編成を行い、これに従った防災訓練を行っている。

○事故や防犯に対する危機管理

本学の警備体制は警備員を24時間配備し、夜間・休日は入口を限定し、ICカードの自動開錠システムを採用して不審者の侵入を防いでいる。

Campus Inn（学生寮）の危機管理には特に配慮し、入口に警備室を設け、寮内への出入りの監視を行い、Campus Innの安全と事故防止に努めている。

上記のほか、万が一の事故に備えて、AED（自動対外式除細動器）を構内11箇所（表11-5）に設置している。

表 11-5 AED設置箇所

| | | |
|----------------|-----------------|----------|
| ①病院1階警備室 | ②病院1階特殊診療科診療室 | ③病院1階ホール |
| ④病院1階健康づくりセンター | ⑤病院2階総合診療科A3 | ⑥病院4階病棟 |
| ⑦実習館1階ホール事務室前 | ⑧本部館3階法人室 | ⑨体育館事務室前 |
| ⑩陸上競技場管理室 | ⑪Campus Inn 守衛室 | |

また、学内で事故が発生した場合に備え、法人で施設賠償責任保険に加入している。特

に病院での事故に関しては、医療施設賠償責任保険・医師賠償責任保険に加入している。

○情報ネットワークの危機管理

ネットワークの危機管理体制は従前のおり「学校法人松本歯科大学情報ネットワーク管理委員会規程」に基づき、情報ネットワーク管理委員会で情報ネットワークの危機管理にあたっている。運用に当たっては、データ漏洩など社会的な信頼が損なわれないよう、ネットワーク利用に関する利用条件や遵守事項を定めている「ネットワーク利用ガイドライン」に基づいて行われている。

○緊急時の連絡体制

学生への連絡、指導体制については、学年主任を中心として、指導体制を組織している。長期休暇中の学生との連絡は、学事課がメールなどの通信を使い常に連絡が取れるよう体制を整えている。車両通学については全ての使用車両を登録させた上、学年ごとに駐車場の指定を行っている。交通事故の防止、薬物の防止などの講習会を所轄の警察署から講師を招き毎年実施している。

職員への連絡体制は、緊急連絡網を作成し、長期の休暇中の連絡体制を確保している。

○安全衛生

安全衛生対策は、職場の安全の確保と健康障害を防止するために「松本歯科大学安全衛生管理規程」により実施している。同規程に基づき設置されている安全衛生委員会で基本対策等が審議され、その議事の概要については学内イントラネットで職員に周知している。また、重要事項については安全衛生委員会を通して理事会に報告する体制を整えている。

1 1 - 2 - ② 2008 年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見） 「ハラスメントの防止については、「ハラスメント防止対策委員会」の委員 や「相談員」に相当数の女性を配置するよう検討が望まれる。」

ハラスメント防止対策委員会の委員及びハラスメント等に関する相談員の構成については、現状においては表 11-6 のとおり相当数の女性を配置しており、女性からの相談にも対応しやすい体制を整えている。

表 11-6 ハラスメント防止対策委員会の委員及び相談員の男女構成

| | ハラスメント防止対策委員会委員 | | ハラスメント相談員 | |
|----|-----------------|----|-----------|----|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 教員 | 3人 | 2人 | 6人 | 2人 |
| 職員 | 2人 | 2人 | 0人 | 2人 |
| 計 | 5人 | 4人 | 6人 | 4人 |

(2) 1 1 - 2 の自己評価

災害時における危機管理体制については、消防法の改正により防災管理に関わる消防計画の作成等が義務づけられたため、現在検討中である。毎年 11 月には防災訓練を実施し

ている。災害時の学生への指示、誘導は、教員が中心になって行うため、学生と教員が参加して防災訓練を行い、災害に備えている。災害用備蓄品は大学から少し離れた倉庫に保管していたが災害直後に必要な備蓄品は学内保管とした。

災害時等の緊急連絡は、2006年2月より、学生の携帯電話にメールで確認できる体制を整え緊急時に出来る限り速やかに連絡が取れるようにした。

安全衛生管理委員会は教職員に対して適切に活動しており、健康の維持増進や事故等の防止に機能している。

セクシャル・ハラスメントについては、すでに規程が制定され、ハラスメント防止対策委員会も設置され、啓発活動を行い適切に機能している。また、ハラスメント防止対策委員会及びハラスメント等に関する相談員については、女性委員、女性相談員を配置し適切なバランスを保っている。

学生および職員の車両登録は、学内の駐車秩序、安全運転のための指導、あるいは交通違反、事故への対応に一定の成果を上げている。

(3) 11-2の改善・向上方策

学生や教職員の健康管理や職場の安全衛生については安全衛生委員会が機能し、委員が持ち寄った情報の共有に努めており、労働災害や新型インフルエンザの流行等に備えている。今後は防災管理体制を整備し火災、地震等の災害に対応できる組織作りが必要である。

また、セクシャル・ハラスメント防止については現在、パンフレットの配布、講習会の実施などを通して啓発に努めているが、今後も継続し「人権尊重の意識」の定着と「ハラスメント防止」の周知に努めていく必要がある。また、ハラスメント防止対策委員会委員、ハラスメント等に関する相談員については適当数の女性配置を維持する。現在の規程では、相談員については、学年主任、クラス主任が担当することとなっているため規程を改正し、適当な相談員の男女構成を実現する。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること

《11-3の視点》

- 11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。
- 11-3-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応（参考意見）「ホームページは全体的によく整備されているが、多数の研究成果を早急にデータベース化して、ホームページに掲出することを期待する。」

(1) 事実の説明（現状）

- 11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

○研究成果の公表

研究成果の公表については、従前のおり「松本歯学」と「松本歯科大学紀要」を以下のおり発行し公表・配布している。

松本歯科大学の学会誌「松本歯学」(1972年創刊 2011年5月現在37巻まで発行)は、年3回発行され、学会員および国内の歯科系の大学図書館(約30館)に配布している。

教養系の「松本歯科大学紀要(1972年創刊 2011年5月現在38輯)」は年1回発行し、国内の大学図書館(約100館)に配布している。

○研究業績の公開

研究業績の公開は11-3-②で後述するように大学院及び研究所の業績については本学ホームページで行っている。そして、従前のおり研究者が発表した論文、書籍のデータなどは独立行政法人科学技術振興機構の「研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)」に登載している。ReaDの登載については本人の同意を前提として、研究者および研究に関する情報が一般に公開されている。

○出版会

松本歯科大学出版会は1994年に「大学の学術的研究成果の社会への還元」と「文化の発信」を目的に設立された。設立以来、2011年5月現在までに20点(歯科医学系専門書13点、その他7点)の出版物を刊行している。

○広報活動

本学の広報活動については、入試広報室が中心となって新聞、インターネット、大学案内(パンフレット)などの媒体を通じて常に積極的に行っている。誤ったデータなどの発信をなくすため、担当者やその部署だけでなく関連する部署などの確認を得た上で入試広報室において発信している。ホームページを利用した広報活動についても各担当者が掲載内容を入試広報室に連絡した上で課ごとに更新作業をし、入試広報室の承認を得た後でホームページに掲載している。

本学の広報紙「Campus Today」は、タブロイド版4ページ(特別号は8ページ)で毎月発行しており、学生、教職員、保護者、卒業生、その他の関係者向けに教育、研究の成果はもとより、大学の行事についても掲載している。2009年4月から紙媒体での配布を廃止しホームページ掲載のみとした。

- 11-3-② 2008年度に受審した大学機関別認証評価における指摘事項への対応(参考意見)
「ホームページは全体的によく整備されているが、多数の研究成果を早急にデータベース化して、ホームページに掲出することを期待する。」

2010年度より大学院歯学独立研究科及び総合歯科医学研究所の研究業績をホームページの大学院業績に掲載している。

(2) 11-3の自己評価

教育研究成果の学内外への広報活動は、主に本学の学会誌「松本歯学」、「松本歯科大学紀要」や広報紙「Campus Today」を通して行っているがまだ広報範囲が狭い。本学出版会は、大学の知的研究成果の社会への還元を主な使命として、文化の発信および大学の地位向上、広報的役割を果たしている。研究業績をホームページ上に掲載し大学の研究活動

の広報に努めているが部分的であり十分とはいえない。

(3) 11-3の改善・向上方策

研究業績の公表は大学院・研究所については行われているが一部であり大学全体の組織的な取り組みとなっていない。

そして、教育情報の公表に関して、学校教育法施行規則等の一部が改正された（2011年4月1日施行）。この改正の趣旨は「大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進すること」（文部科学大臣政務官通知2010年6月16日）である。公表すべき情報の一つである研究業績については、「各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。」（同通知）とされている。

そのため、今回の改正で定められた研究業績を含む教育組織、教員数、授業科目、授業の方法・内容など教育情報の公表（「学校教育法施行規則」第172条の2）を早急に行う必要がある。

[基準11の自己評価]

本学は健全な大学運営を維持する組織倫理の規定として、「学校法人松本歯科大学就業規則」、「学校法人松本歯科大学個人情報の保護に関する規程」、「学校法人松本歯科大学ハラスメント等の防止に関する規程」、「松本歯科大学研究等倫理規程」など規程を整備している。

2011年3月に報告した本学研究者による公的研究費の不正使用については、納品検収体制や内部監査体制の整備、研究者に対する使用ルールの周知徹底など再発防止のため必要な措置を可及的速やかに講じる必要がある。

危機管理については、学生参加型の防災訓練等や付属病院の避難訓練等の実施により災害へ対応できる体制を整えている。また、地域の方たちや本学に関心を持つ方に本学の現状をより理解していただくため、地域社会に開かれた私立歯科大学として大学のホームページや広報紙、書籍、学会誌などを通して情報の公開などを行い、社会的責務を果たしているが十分とはいえない。

[基準11の改善・向上方策（将来計画）]

公的研究費の不正使用については、必要な再発防止策を速やかに実行し、今後、公的研究費の不正使用が発生しないよう全学を挙げて取り組む。

防災管理に関する消防計画を年々見直し、将来予測される災害等に対応出来る体制整備が必要であり実施していく。また、地域の消防局との連携による消防訓練等も実施し大規模災害においても対応できる体制整備を行っていく。今後、月1回開かれている安全衛生委員会を活用し、学生、職員の健康管理はもとより、メンタルヘルス対策についても施策を検討し実施していく。ハラスメント対策については、相談員が積極的に研修会等に参加

し、様々な相談に対応できる人材を育成するとともに、ハラスメント防止対策委員会が中核となって防止対策の強化に努める。

教育情報の公表については、各教員の業績の公表に限らず今回の学校教育法施行規則等の改正によって定められた教育情報の公表に早急に取り組む。

基準 12. 病院

12-1 病院組織の運営と地域における役割と連携が適切に図られていること。

《12-1 の視点》

12-1-① 理念および基本方針が明文化され、病院の内外へ周知されているか。

12-1-② 病院の組織が効率的に運営されているか。

12-1-③ 地域の保健・医療・福祉施設などとの連携が適切に図られているか。

(1) 12-1 の事実の説明（現状）

12-1-① 理念および基本方針が明文化され、病院の内外へ周知されているか。

病院の理念

建学の理念に立脚し、患者さん個人の尊厳を重んじた手厚い歯科医療を行う。

教学一致の不断の研鑽と高雅な学識、技法に基づき学生と研修歯科医に充溢した臨床教育、歯科医師の生涯教育を継続的に行い、人間性豊かな知識・技術・態度に優れた医療人を育成する。

真理を追求し、真理に基づいた歯科医療のために幅広く有意義な臨床研究を推進し、先進的かつ質の高い歯科医療を提供しつつ優れた医療人を育成し、歯科医学の発展と地域社会に貢献する。

病院の基本方針

私たちは「やさしく、安全、親切で、確かな医療」を提供できる病院を目指します。

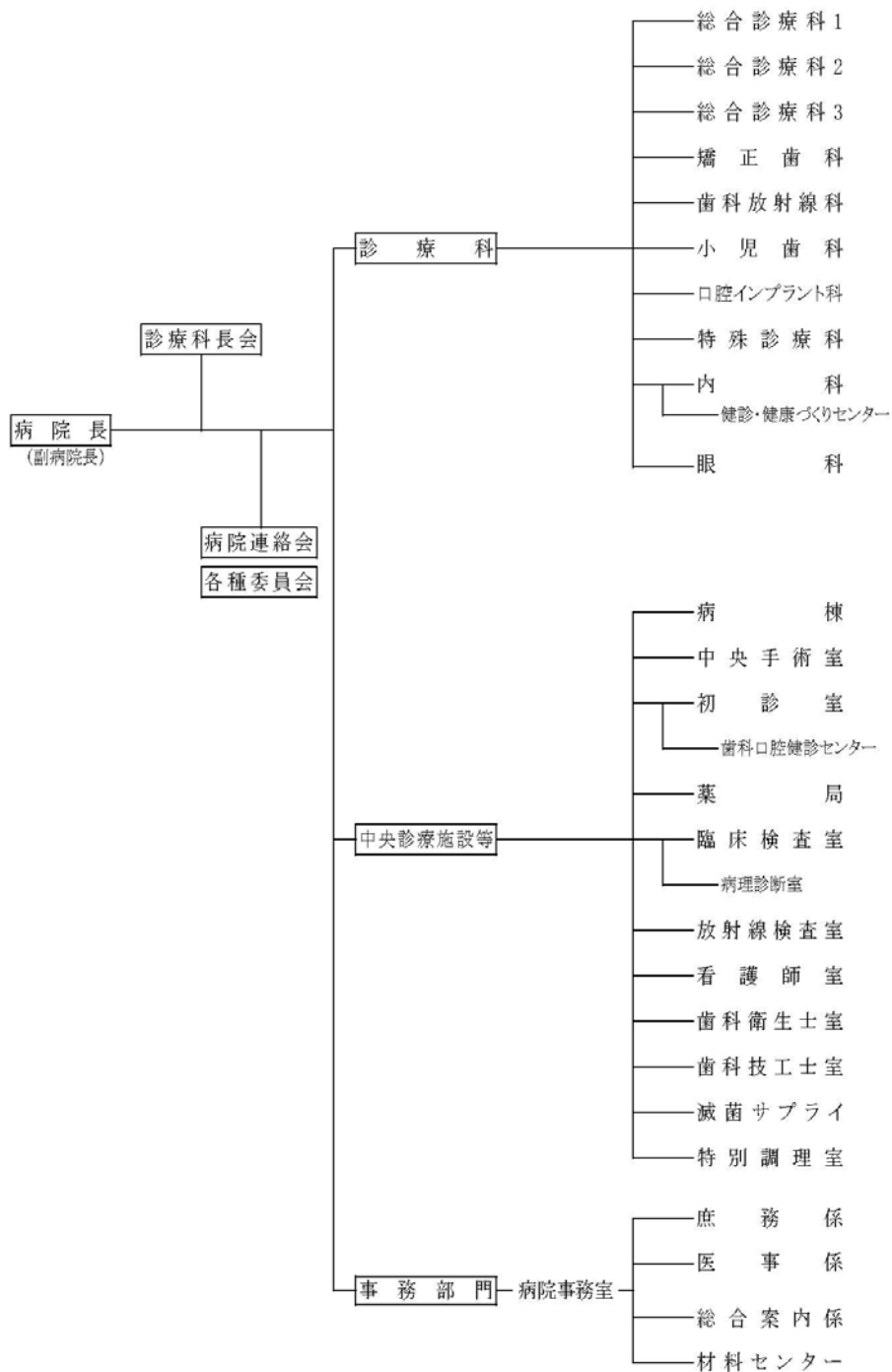
「病院の理念」、「病院の基本方針」は上記のとおり定められ、プレートに記され大学病院入口に掲げられている。また、本学ホームページ、学内イントラへ掲載することにより内外へ周知を図っている。

12-1-② 病院の組織が効率的に運営されているか。

病院の運営は「松本歯科大学病院規程」、「松本歯科大学病院診療科長会規程」、「松本歯科大学病院連絡会規程」など病院の諸規程に則り行われている。病院組織は図 12-1 のとおりである。診療スタッフと事務スタッフの両スタッフ参加の会議・委員会を定期的開催して、業務分担と連携を適切に保ち、効率的な病院運営を図っている。

図 12-1 病院組織図

病院組織図



12-1-③ 地域の保健・医療・福祉施設などとの連携が適切に図られているか。

当病院では地域医療機関との連携を深め、地域の人々の健康・福祉の増進のために安全で質の高い医療を提供することを病院の構想として策定し、その推進のため病院事務室内に地域医療連携室を設けている。地域医療機関との連携を深め、患者を相互に紹介し合い、最適な医療を受ける機会を提供することは医療機関において求められていることの一つである。

今後は新検査装置の導入を図る際など、地域医療担当者のニーズも踏まえながら計画し、新しい診療機能に対する地域のニーズを勘案して医療領域の拡大も図ってゆく予定である。

歯科医院からの紹介→当病院で診療→歯科医院へ戻すという流れが主であったが、医科の設置により、医科の連携も加わり、地域医療連携室の役割が増すことになると思われる。地域医療連携室を介した患者の受け入れは2010年度が134件、2011年度は1月31日現在で97件である。

また、これまで歯科大学病院として、長野県下の障害者や高齢者の福祉施設24箇所（1,300名以上）へ年2回訪問して、検診や予防処置を行い、施設ぐるみの歯科の健康管理を25年以上実施している。遠方の施設に対しては、近隣の歯科医院と連携を取り、歯科治療が受けられるように対応している。また障害のために歯科治療が難しい患者は、当病院で専門的な対応のもとに歯科治療を行っている。

摂食・嚥下障害に対しては、長野県下で摂食・嚥下リハビリテーションに携わっている医療職（医師、看護師、言語聴覚士、歯科医師、歯科衛生士）を対象に表12-1のとおりセミナーを毎年開催し、先進な医療情報を提供している。受講者は毎回100名前後である。

表12-1 摂食・嚥下障害セミナー

| 回数 | 開催日 | タイトル |
|------|-------------|---------------------------|
| 第9回 | 2009年9月30日 | 摂食・嚥下リハビリテーションの実力 |
| 第10回 | 2010年9月27日 | 摂食・嚥下の評価と訓練 最近の知見 |
| 第11回 | 2011年11月26日 | 摂食・嚥下リハビリテーションー病態に深く切り込むー |

また、「摂食・嚥下研究会」を年2回、松本歯科大学で開催し、地域の摂食・嚥下リハビリテーション医療に携わっている人達と連携し、長野県下の摂食・嚥下障害患者への医療の発展に貢献している。

その他に、侵襲性の顎顔面の外傷や腫瘍疾患、循環器疾患や腎疾患、感染症のある患者、精神疾患のある患者、障害のために歯科治療が困難な患者などを地域歯科医院から紹介を受け、高度な配慮のもとに歯科医療を実施した後に紹介元へ返し、積極的に連携を図っている。

(2) 12-1の自己評価

病院の理念および基本方針は大学病院入口のプレートに明記されている。また、本学ホームページ、学内イントラに掲載がされているので、誰でも知ることができる状態である。

病院の組織運営については、月1回定期的に行う会議・委員会として、診療科長会、病

院連絡会、薬剤委員会、院内感染防止対策委員会、医療安全管理委員会、保険委員会、臨床研修歯科医管理委員会および臨床実習インストラクター会議などがあり、各部会に委員長と委員を配置し、病院長・事務長の参加のもとに審議・報告を行った事項を、委員から所属部門へ口頭、又は議事録として全職員への伝達が徹底されている。これらにより業務分担と連携が適切に行われ、また部門内および部門間の情報伝達も円滑に行われている。

2010年度の歯科への紹介患者は1,329名、内科へは69名、眼科へは268名で、合計1,666名であった。特に口腔外科における手術件数は、3,611件、通常の歯科治療が困難な障害者や低年齢児の全身麻酔下歯科治療は、224件であった。また静脈内鎮静法・静脈麻酔は601件、笑気吸入鎮静法は510件であった。病院における高度な医療を提供し、地域における連携と病院の責任を果たしていると考えられる。

歯科の紹介患者においては、予約時間を紹介元の歯科医院に通知することにより紹介患者の診療待ち時間の短縮となっている。医科医院からのMRI、CT撮影依頼の患者についても予約時間を医院へ通知することにより歯科の紹介患者と同様に撮影待ち時間の短縮となっている。

紹介患者をスムーズに迎える体制はとれているが、連携をしている病院の数は多い状況ではない。

(3) 12-1の改善・向上方策（将来計画）

病院理念および基本方針のさらなる浸透を図るため、患者向け電子掲示板への掲載も検討する。

今後厳しくなることが予測される病院経営および新たな社会ニーズに対応できるよう、臨床から事務に至るまでスタッフの個々に、業務処理能力を高めるための部門横断的なワークショップへの参加などを通じて、医療部門と事務部門の一貫した共通認識の構築と、課題を見出し改善計画に参画させるなど、スタッフの労働意欲を高める工夫を行う。

高齢化が進むことにより地域では歯科治療が困難な患者が増加することが予測されるため、高次医療機関である松本歯科大学病院の役割は、一層大きくなると考えられる。松本歯科大学病院は高度な医療を提供できる医療設備・機器を整え、専門的な医療が提供できる指導者もいるので、継続して地域に貢献する高次医療機関としての役割を担える人材を多く育成し、さらに多くの患者を受け入れられるようにする。

また、地域医療を担う歯科医師へセミナーを積極的に実施することにより地域の医療スタッフとの交流を図り、松本歯科大学病院と地域医療機関との連携を強化し、地域医療の発展に努め、地域の患者サービスの向上を図る一翼を担う。摂食・嚥下障害者や内科や眼科で受診する糖尿病患者などの治療に関して、医科と歯科の連携を一層緊密にしていく。

現在、MRI、CT撮影の連携を行っている医科医院は2医院であるので連携できる医院数を増やしていくよう準備中である。

12-2 患者の権利と医療の質、および安全の確保体制が整備され、適切に行われていること。

《12-2の視点》

12-2-① 患者の権利が明文化され、患者・家族、職員に周知されているか。

12-2-② 安全確保のために院内の情報を収集し、活用しているか。

12-2-③ 必要な医療従事者に情報が共有される仕組みがあるか。

(1) 12-2 の事実の説明（現状）

12-2-① 患者の権利が明文化され、患者・家族、職員に周知されているか。

当病院は患者の個人情報の権利として以下のとおり定めている。同内容は、院内掲示板に表示するとともに、本学ホームページへ掲載することにより病院内外への周知を図っている。

- (1) 自己の個人情報の開示及び内容の訂正を請求することができる。
- (2) 自己の個人情報が不適切な取扱いをされていると思われる場合、その利用の停止・消去・第三者への提供の停止を請求することができる。
- (3) 上記権利に対する当病院の決定等に関して不服がある場合、当病院に対して異議申し立てをすることができる。

12-2-② 安全確保のために院内の情報を収集し、活用しているか。

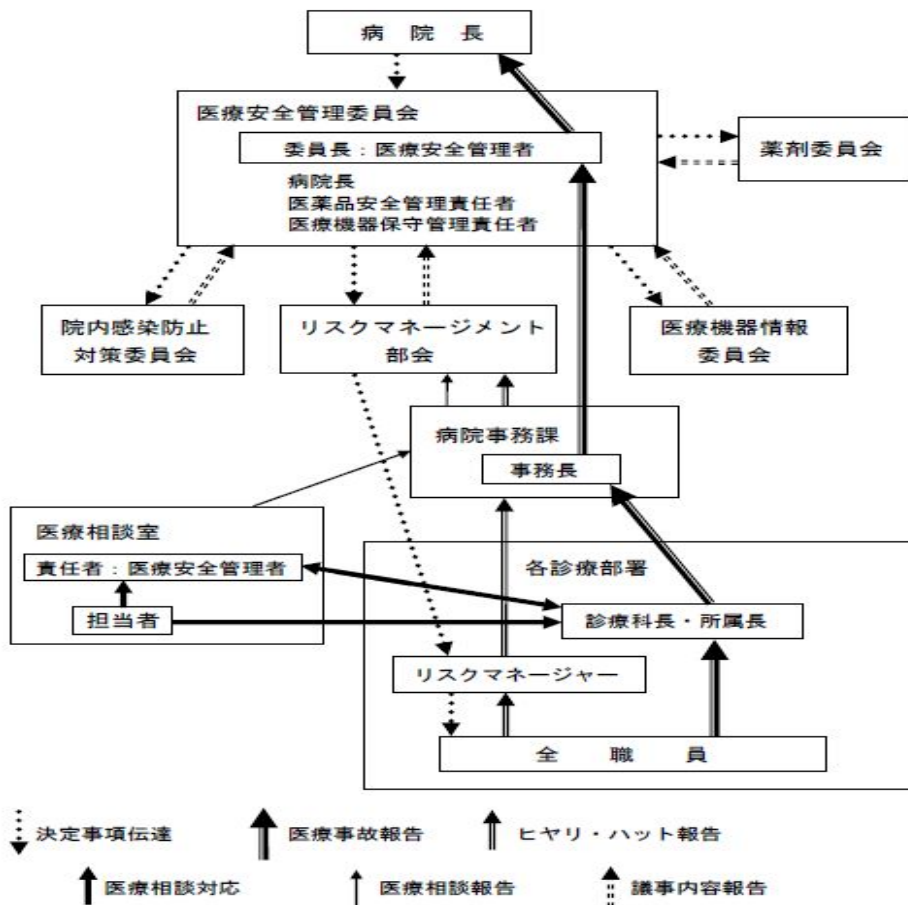
当病院では医療安全管理に関する基本として医療安全管理委員会が「医療安全管理指針」を策定している。この指針は、医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることにより、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標としている。

「医療安全管理指針」では、リスク管理の徹底を図るため、下記の表 12-2 のとおり報告すべき事項を定めている。報告された事例は、医療安全管理委員会規程に基づき設置されているリスクマネジメント部会（すべての診療科・部門のリスクマネージャーで構成）で再発防止のために原因の分析・究明を行っている。この部会で策定された再発防止策はリスクマネージャーを通じて各部署の職員に周知徹底される。また、医療事故やヒヤリ・ハット報告の要約は、学内イントラネットを通じて、電子カルテ端末および各部署のコンピューターで常時閲覧可能な状況にある。医療安全管理の組織概要は図 12-2 のとおりである。

表 12-2 医療安全管理指針における報告すべき事項

| |
|--|
| 全職員は、本院内で次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、速やかに報告するものとする。 |
| ① 医療事故 |
| ② ヒヤリ・ハット |
| ③ その他、日常診療の中で危険と思われる状況 |

図 12-2 院内医療安全管理組織図



12-2-③ 必要な医療従事者に情報が共有される仕組みがあるか。

医療安全管理委員会は、医療安全管理指針に基づき医療安全管理の基本的考え方、事故防止の具体的方策などについて病院職員に周知徹底することを目的として、1年に2回程度の研修を行っている。

前項で挙げたとおり、院内で発生した医療事故やヒヤリ・ハットなどの報告内容と再発防止策は、リスクマネージャーを通じて職員へ周知徹底を図っている。また、医療事故やヒヤリ・ハット報告の要約は、病院の学内イントラネットを通じて常時閲覧可能な状況にある。また、医療安全管理のために表 12-3 のマニュアル等を整備している。

表 12-3 医療安全管理のためのマニュアル等

| | |
|-----------------|-----------------|
| ① 医療事故防止対策マニュアル | ② 院内感染防止対策マニュアル |
| ③ 医薬品業務手順書 | ④ 医療機器保守点検計画書 |

(2) 12-2 の自己評価

患者・家族に対する患者の権利の周知は院内掲示及びホームページで行われているが、医療従事者の認識が不十分である。また、今後は更に患者の権利、患者の尊厳、患者中心の医療（公平に医療を受けることができる権利、納得のいくまで説明を求めることができ

る権利など)を明文化し、患者への周知と職員への組織的な徹底を図る。

医療事故に関しては、各部署の所属長を通じて速やかに病院事務室へ報告されている。一方、ヒヤリ・ハットについては各部署のリスクマネージャーを通じて報告することとなっており、年々報告件数は増加しているが、必ずしもすべての事例が報告されているとは限らない状況にある。

報告された医療事故、ヒヤリ・ハットの内容と再発防止対策に関する要約が、学内イントラネットを通じて常時閲覧可能な状況にあるが、全職員が閲覧しているかどうかについての確認は行っていない。

医療安全に関する研修を欠席した病院職員に対しては、DVD 聴講による補講を実施しており、補講も含めた受講率は約 90%である。

(3) 12-2 の改善・向上方策 (将来計画)

患者の権利のさらなる周知を図るため、患者向け電光掲示板への掲載も検討している。医療従事者への周知については、教育病院としての役割上、オリエンテーションなどにて、周知徹底を図る。

院内の安全管理に関する情報の収集については、積極的にヒヤリ・ハットの報告を行うように啓発活動を続けるとともに、学内イントラネットを利用した報告システムを構築するなどの、より報告しやすい体制作りを行う。

報告された医療事故、ヒヤリ・ハットに基づき検討された再発防止策が、実際に各部署において確実に実施されているかどうかを点検・評価する。

医療安全に関する研修については、業務の都合で出席できない病院職員に対する補講回数の追加、DVD の貸出を行うなどの対応を検討する。また、受講カードを発行し検印を受けるなどの対応を検討する。

12-3 診療環境と患者サービスが適切に行われていること。

《12-3 の視点》

- 12-3-① 受付や案内などの応対に配慮されているか。
- 12-3-② 外来待ち時間に配慮されているか。
- 12-3-③ 患者・家族の意見、または苦情に適切に対応しているか。
- 12-3-④ 診療室・相談室などにおける患者のプライバシーが確保されているか。

(1) 12-3 の事実の説明 (現状)

12-3-① 受付や案内などの応対に配慮されているか。

病院の基本方針である「やさしく、親切な病院」をモットーに患者へのサービス向上に取り組んでいる。案内表示だけでは理解しきれない場合に対応するため、ロビーには常にスタッフを配置し、受付方法や会計方法、医療相談などの案内、目や耳の不自由な患者への対応を迅速に行っている。特に初来院の患者には治療や病院に対する不安を抱いていることを考慮し、スタッフが来院から会計までの流れを説明しながら診療科まで案内している。

患者は、最初に接した場所で良い応接を受ければ、大きな安心を得る。その意味からも

案内する職員の役割は大きい。

12-3-② 外来待ち時間に配慮されているか。

当病院では、医科の電子カルテシステムをベースに歯科システムをリンクさせた電子カルテシステムを導入している。医科の電子カルテをベースにしたことにより、入院や薬剤、エックス線オーダーリングなどは以前に比べ入力容易になり、時間も短縮されている。診療室への呼び出し、会計表示には電光掲示板による案内表示により、省力化と待ち時間短縮などの患者への配慮がなされている。

また、長時間の待ち時間を減少させるため、予約時間から 20 分経過しても呼び出しがない場合、受付に申し出る旨の掲示をしている。

12-3-③ 患者・家族の意見、または苦情に適切に対応しているか。

当病院では 2005 年 1 月に医療相談室を設置し、組織的に患者などからの苦情や相談に応じられる体制をとっている。具体的には、医療安全管理委員会の下部組織であるリスクマネジメント部会の委員の中から曜日ごとに決められた担当者（現状：医療スタッフは診療中であることが多いため病院事務スタッフが対応）が、医療相談室で患者からの要求を聞いて報告書を作成し、医療安全管理委員会委員長の指示のもとに、担当医やその上司と相談して解決を図っている。それらの結果は、リスクマネジメント部会や医療安全管理委員会にフィードバックされ、最終的に医局で報告されることにより医療安全などに役立っている。医療相談の具体例としては、担当医を変えて欲しい、担当医に直接に言う事ができないが不満がある、または予約日を早めて欲しい、などが挙げられる。

また、医療相談室に加え、病院入口付近にご意見箱を設置している。意見の内容は、診療に関する苦情、謝意などがあり、事務室を経由して病院長、担当部署に報告をし、改善が必要な場合には改善依頼をしている。

12-3-④ 診療室・相談室などにおける患者のプライバシーが確保されているか。

診療室での患者のプライバシーは、個室は勿論のこと、他の診療エリアも一人ひとりパーテーションで仕切られプライバシーの確保に配慮している。

また、相談室における患者のプライバシーを確保するため、「松本歯科大学病院医療相談室運営要領」において表 12-4 のとおり規定している。

表 12-4 「松本歯科大学病院医療相談室運営要領」の該当条項

第 5 条（相談情報の守秘義務）

責任者及び担当者は、業務上知り得た相談内容の情報を関係者以外に漏らしてはならない。

第 6 条（患者が不利益を受けない配慮・還元）

責任者及び担当者は、相談者の患者等が不利益を受けないように配慮しなければならない。

2 責任者は、相談者に対して、必要な場合は処理又は解決結果を通知するものとする。

(2) 12-3 の自己評価

院内の案内が表示だけでは理解しきれない場合に対応するため、ロビーには常にスタッフを配置し、受付方法や会計方法、医療相談などの案内、目や耳の不自由な患者への対応を迅速に行っている。特に初来院の患者には治療や病院に対する不安を抱いていることを考慮し、スタッフが来院から会計までの流れを説明しながら診療科まで案内することにより受付や案内などの対応に配慮をしている。

外来待ち時間については、診療室への呼び出し、会計案内には電光掲示板による案内表示システムを採用し、省力化と待ち時間短縮などの患者への配慮がなされている。ただし、お年寄りや診療と診療の間が空く患者には一連の流れが浸透していないケースがある。また、歯科医師によるコンピューターの操作ミスや入力の違いが、診療待ち時間、会計待ち時間を延ばしているケースがあるため、改善する必要がある。

患者・家族からの意見、苦情に対しては、医療相談室で対応することで、患者の不満などの受け皿として、不満解消や問題解決などに努めている。医療相談室では意見や苦情などの相談内容を記録して、12-3-③に記載のとおり組織的な対応により患者サービスの向上・改善に取り組んでいる。

診療室での患者のプライバシーは、個室は勿論のこと、他の診療エリアも一人ひとりパーテーションで仕切られているため、関係者以外から比較的確保されている。カルテ内容などが閲覧できるコンピューターもそれぞれそのエリアに設置されており環境は整っているが、時々カルテが開いたままになっていることがあり改善が必要である。

相談室では松本歯科大学病院医療相談室運営要領に規定されている「相談情報の守秘義務」と「患者が不利益を受けない配慮・還元」が遵守され、患者のプライバシーが確保されている。

(3) 12-3 の改善・向上方策（将来計画）

初来院の患者には治療や病院に対する不安を抱いていることを考慮し、スタッフが来院から会計までの流れを説明しながら診療科まで案内することにより受付や案内などの対応に配慮をしている。今後も、スタッフから積極的に患者に声をかけるなどし、デジタルの部分とアナログの部分とうまくマッチさせて患者がストレスなくスムーズな流れでお帰りいただけるよう、「待たせない」「分からない」「イライラ」が無くなるようにする。また、会計待ち時間に電子掲示板で病院広報などの情報を提供することにより会計待ち時間にストレスを感じないような取組を検討する。

長時間の外来待ち時間を軽減するため、患者へは予約時間から 20 分を過ぎたら受付に申し出る旨の掲示を出してあるが、あくまでも予備策とし、申し出がある前に診療科から出向いて遅れた理由を説明する体制を整えることが患者への配慮につながる。また、お年寄りは電光掲示板が分かりづらいとの意見もあることから、電光掲示板などに不慣れなお年寄りには速やかにサポートをするなどの配慮を行う。また、歯科医師によるコンピューターの操作ミスや入力の違いをなくすため、操作マニュアルの浸透を図る。

医療相談窓口での相談内容は、ほとんどが担当者の説明不足によるものである。担当者は説明したつもりでいても、患者が理解していなければ、説明したことにはならない。今後はインフォームド・コンセントの重要性の周知徹底のため、より一層の組織的な啓発活

動が重要である。

また、相談員（医療スタッフ）は診療中であることが多いため病院事務スタッフで対応しているが、内容によっては1、2時間費やすこともあり、他の業務に支障がでる場合もある。将来的に可能であれば専門の相談員を置くべきと考える。

患者のプライバシー確保のためにカルテシステム運用マニュアルを整備し、それを実施する。また歯科医師などの入れ替りが多いため、周知徹底のタイミングも年次計画に入れて実施する。

[基準 12 の自己評価]

松本歯科大学病院は病院理念を実現するため「やさしく、安全、親切で、確かな医療」の提供を基本方針として掲げている。

やさしく、親切な病院という環境はほぼ整っているとみているが、患者への思いやり、配慮など基本方針の着実な実現に向けて、全部署において全職員がその具体的な在り方を追求し、病院全体が一体となって更なる改善に取り組む必要がある。

医療の質、安全の確保体制については、安全性と効率性、適切性の視点からの医療サービスの提供プロセスの日常的な点検と管理・チェック体制の強化が必要である。

[基準 12 の改善・向上方策（将来計画）]

患者・家族の満足度を高めるため、相談室・投書箱などを通した患者からの声を大切に、施策に反映させる。また、当病院を取り巻く医療環境、地域包括医療体制の中での当病院の役割を明確にして、地域ニーズに対する当病院の取り組みを実施する。施設基準、算定基準、加算基準を日常業務で適切に実施できる業務体制と、その適切な実施状況を検証する管理体制を構築する。

質の保証のために債務不履行とならないための改善への取り組みの実践効率的な管理体制の確立を目指す。また、医療安全管理委員会の機能の明確化と実践、年次実績の検証、部署の責務からの業務体系－業務プロセス－業務基準－業務手順に基づく日常業務体制の整備、年次報告に基づく目的達成状況の報告による管理体制の整備、関係者の自己チェックによる運用管理体制を年次毎に見直しをする。